

第3次小金井市環境基本計画

(案)

令和2年12月
小金井市

第3次小金井市環境基本計画（案）

目次

はじめに

第1章 小金井市環境基本計画とは	1
1. 計画策定の経緯	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象範囲	2
5. 各主体の役割	3
第2章 計画策定の背景及び方針	4
1. 世界・国・東京都の動向と小金井市の計画	4
2. 各主体の取組状況	7
3. 市民の満足度と将来に残したい環境	14
4. 計画策定の方針	17
第3章 環境像とその実現に向けた取組	19
1. 将来の環境像	19
2. 計画の体系	20
3. 計画推進の基盤づくり	21
4. 基本目標ごとの施策及び取組	29
基本目標1：みどりを守り、つくり、育てる	30
基本目標2：地下水・湧水・河川の水循環を回復する	38
基本目標3：都市の生物多様性を守り親しむ	46
基本目標4：安全・安心で健康に暮らせる生活環境を守る	52
基本目標5：美しく住み心地のよいまちを守る	58
基本目標6：3R推進で循環型のまちをつくる	64
基本目標7：エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくる	72
第4章 計画の推進体制・進行管理	82
1. 計画の推進体制	82
2. 計画の進行管理	83
3. 指標・目標一覧	84
地下水及び湧水の保全・利用に係る計画	89

第1章 小金井市環境基本計画とは

1. 計画策定の経緯

小金井市環境基本計画は、「小金井市環境基本条例」に基づき、小金井市の環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための目標や施策の方向等を定め、行政・市民・事業者等のあらゆる主体が、それぞれの立場あるいは協働で環境への負荷を低減し、環境保全に取り組んでいくための計画です。

参考：小金井市環境基本条例より抜粋

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民参加により小金井市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全等について、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 目標
- (2) 施策の方向
- (3) 環境基本計画の推進に必要な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めたとき、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

本市では、平成17年10月に「小金井市環境基本計画」（以下、「第1次計画」という）を策定し、平成27年3月に「第2次小金井市環境計画」（以下、「第2次計画」という）として計画策定を行いました。第2次計画策定以降、地球温暖化や気候変動をはじめ、生物多様性の保全や廃棄物の問題等、身近なものから地球規模に至るものまで、様々なレベルで環境問題が顕在化しています。例えば、マイクロプラスチックによる海洋汚染や食品ロス、気候変動適応等の新たな環境課題も注目を集めています。これらの環境問題を解決するためには、私たち一人ひとりが環境に配慮したライフスタイルへの転換を進め、協力して環境への負荷の少ない持続可能な社会を築いていくことがこれまで以上に求められています。また、水素エネルギーなどの新たなエネルギー資源や技術を積極的に取り入れて普及させることも必要です。

そこで、令和2年度で計画期間の満了を迎える第2次計画にかわり、私たちを取り巻く環境の変化に対応した新たな計画として「第3次小金井市環境基本計画」（以下、「本計画」という）を策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「小金井市環境基本条例」第3条に掲げられた「基本理念」を実現するため、行政・市民・事業者等が協働して、環境に関する様々な取組や施策を推進するときのマスタープランとして策定するものです。

同条例第10条では、「市は、施策の策定や実施に当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない」と定めていることから、今後策定する個別の計画は本計画と整合を図ります。

また、本市の基本方針を定める「第5次小金井市基本構想」及び「前期基本計画」を上位計画とし、国や都の計画及び市の関連計画と相互に連携を図っていきます（図1-1）。

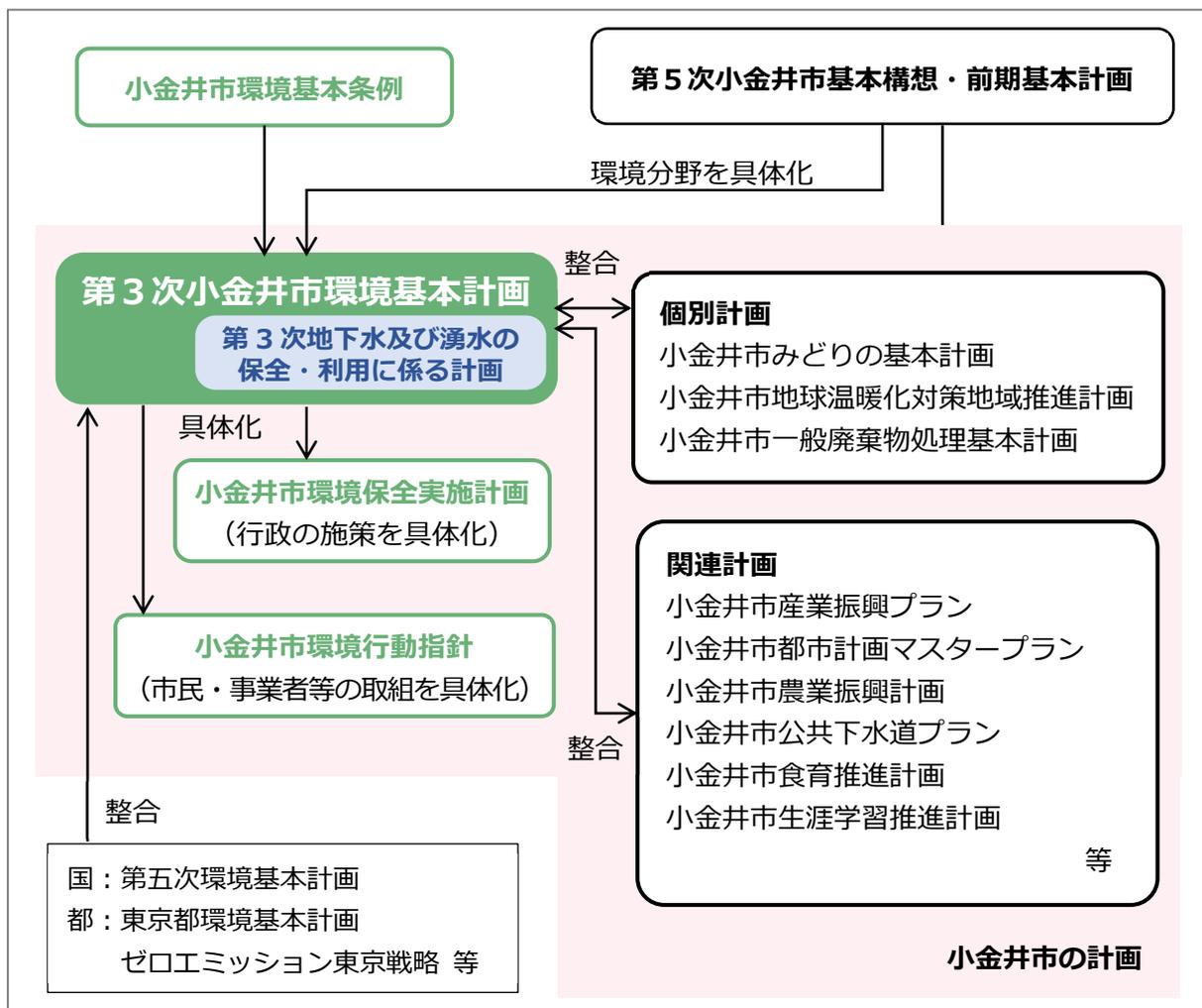


図 1-1 計画の位置づけ

3. 計画の期間

本計画の期間は、上位計画である「第5次小金井市基本構想」の計画期間を踏まえ、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

ただし、計画の進捗状況や本市を取り巻く環境・社会状況の変化に合わせて、取組内容や指標等について、必要に応じて見直しを行います。

4. 計画の対象範囲

本計画は、小金井市内全域を対象地域とし、以下に掲げる分野を対象範囲とします。

また、環境に関する取組を行政・市民・事業者等の協働によって推進するためには、環境に対する問題意識の共有や活動の実践が欠かせないため、環境分野に係る教育・学習、普及啓発、人材育成等も対象とします。

表 1-1 計画の対象範囲

環境分野	主な環境項目
自然環境	緑、水辺、生き物、自然とのふれあい、水循環 等
生活環境	大気、水質、土壌、地盤、騒音、振動、臭い、化学物質、資源循環 等
都市環境	都市景観、公園・緑地 等
地球環境	地球温暖化、気候変動、その他地球環境問題 等

5. 各主体の役割

本計画は、市・市民・事業者・教育機関・市民団体や事業者団体など小金井市の環境に関わるすべての主体により推進するものです。各主体がそれぞれに役割を果たしつつ、連携・協働による取組を行うことが重要です。

「小金井市環境基本条例」では、環境の保全、回復及び創造のための市、市民、事業者、教育機関の責務が以下のとおり示されています。

その他、市民団体や事業者団体についても、市民や事業者への働きかけや、市と連携・協働して計画を推進することが期待されます。

市の責務（条例第4条より）

- ・市は、基本理念[※]に基づき、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な計画を策定し、推進する責務を有する。
- ・市は、自ら率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。
- ・市は、環境の保全等に関する施策に、市民及び事業者の意見を反映するよう必要な措置を講じなければならない。

市民の責務（条例第5条より）

- ・市民は、基本理念に基づき、自らの生活や活動に伴って生じる環境への負荷を低減するよう努めなければならない。
- ・市民は、環境に関する情報の収集に努めるとともに、市の施策や地域社会の環境の保全等に資する活動に積極的に参加し、協力しなければならない。

事業者の責務（条例第6条より）

- ・事業者は、基本理念に基づき、事業活動に係る環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の適正な保全を図るため、必要な措置を講じなければならない。
- ・事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ・事業者は、その事業活動が環境に与える影響等について、情報の提供に努めなければならない。
- ・事業者は、市の施策や地域社会の環境の保全等に資する活動に積極的に参加し、協力しなければならない。

教育機関の責務（条例第7条より）

- ・教育機関は、基本理念に基づき、市、市民及び事業者と連携して、環境教育・環境学習を積極的に推進するよう努めなければならない。
- ・大学は、環境の保全等に関する科学知識、技術及び情報を市及び市民に積極的に提供し、基本理念の実現に協力するものとする。

※「小金井市環境基本条例」では、第3条に基本理念を定めています。

（第1項）環境の保全等は、未然防止の原則の下に、市民が健康で安全かつ快適に暮らす上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。

（第2項）環境の保全等は、人と自然とが共生し、循環社会を基調とした環境への負荷の少ないまちを実現するため、すべての者が協働することによって行わなければならない。

（第3項）環境の保全等は、地域の環境が地球全体の環境と密接にかかわっていることから、すべての者が日常生活や事業活動において自らの問題として認識し、地球環境に配慮した自発的な取組により推進しなければならない。

第2章 計画策定の背景及び方針

1. 世界・国・東京都の動向と小金井市の計画

1) 世界の動向

○「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択

・2015（平成27）年9月に、国連総会において、SDGs（Sustainable Development Goals）を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

・SDGsとは、2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成されています。17のゴールには、水・衛生、エネルギー、持続可能な都市、持続可能な生産・消費、気候変動、陸域生態系、海洋資源といった、環境分野の課題が数多く含まれています。

・国内では、2016（平成28）年5月に政府がSDGs推進本部を設置しました。SDGsアクションプランの策定やジャパンSDGsアワードの主催等、国を挙げてSDGsを推進しています。2019（令和元）年12月には、2016（平成28）年12月に策定された「SDGs実施指針」の改訂版が公表されましたが、日本の8つの優先課題の中には「省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会」、「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」という環境分野も含まれます。また、主なステークホルダーの役割として、地方自治体は「SDGs達成に向けた取組加速化、各地域の多様な優良事例の発信」、新しい公共[※]として「地域の課題解決に向け、地域住民やNPO等がSDGsに貢献」が求められています。「SDGs実施指針」の進捗は定期的に確認・見直しされるので、その内容も踏まえつつSDGsの達成に貢献することが必要です。

※「官」だけでなく、市民の参加と選択のもとで、NPOや企業等が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり、学術・文化、環境、雇用、国際協力、防災等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動など。

○歴史的な合意となったパリ協定を踏まえた脱炭素社会の構築

・パリ協定は、京都議定書の第1約束期間（2008年～2012年）を経て、2015（平成27）年12月の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択されました。歴史上初めて、同条約を締結するすべての国が地球温暖化の原因となる温室効果ガス削減に取り組むことを約束した枠組みです。

・世界共通の長期目標として、産業革命前からの気温上昇を2℃未満に保つとともに1.5℃に抑える努力を追求すること、そのために、今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ（人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること）を目指しています。

・世界では、東京都を含め398の都市が、2050年までにCO₂排出実質ゼロを目指して行動を開始しています（2019（令和元）年12月11日COP25で公表）。

・全ての国が温室効果ガス削減・抑制目標を5年ごとに国連気候変動枠組条約事務局へ提出更新するため、2020年以降の目標達成状況等にも注目していくことが必要です。



図 2-1 SDGs のロゴ

出典：国際連合広報センターホームページ

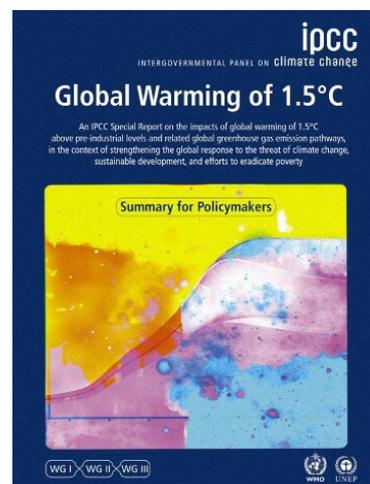


図 2-2 1.5℃特別報告書表紙 (IPCC)

2) 国や東京都の動向

○国：第五次環境基本計画の閣議決定

・国の第五次環境基本計画（平成 30 年 4 月閣議決定）は、SDGs 及びパリ協定の採択後に初めて見直しが行われた計画です。同計画では、SDGs の考え方を活用しながら分野横断的な 6 つの重点戦略を設定しました。環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術等、あらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくことを目指しています。



図 2-3 第五次環境基本計画の 6 つの重点戦略
資料：「第五次環境基本計画の概要」（環境省）

○国：気候変動適応法、緩和策と適応策の両輪による温暖化対策の推進

- ・国では、国連気候変動枠組条約事務局に提出した「日本の約束草案」（平成 27 年 7 月）において、温室効果ガスの排出量を 2030 年度に 2013 年度比 26.0%減の水準にするという目標を掲げ、「地球温暖化対策計画」（平成 28 年 5 月）において、長期的目標として 2050 年までに 80%の温室効果ガス排出削減を目指すこととしています。さらに、令和 2 年 10 月には、第 203 回国会における菅内閣総理大臣の所信表明演説において、「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」ことが宣言されました。今後、新たな目標達成にあたっての具体的な方策が示されると考えられるため、本市の取組内容も必要に応じて反映・見直しが求められます。
- ・近年、気候変動の影響は身近な生活に及んでおり、巨大なハリケーンや山火事が世界各地を襲い、日本国内でも豪雨による土砂災害等で甚大な被害が発生しています。気候変動の影響に対処するため、従来の温室効果ガス削減等を行う緩和策に加え、都市のヒートアイランド対策等を含む適応策が重視されてきています。平成 30 年に制定された「気候変動適応法」では、努力義務として国は地方自治体に対して「気候変動適応計画」の策定を求めています。
- ・また、国内の温室効果ガス削減の動きも活発化しており、「2050 年二酸化炭素実質ゼロ」に取り組むことを表明する地方公共団体が増えています（令和 2 年 10 月 23 日現在、164 自治体が表明）。

○国：生物多様性の主流化、次期生物多様性国家戦略の検討

- ・平成 22 年 10 月、生物多様性条約第 10 回締約国会議が愛知県名古屋市で開催され、2050 年までに「自然と共生する世界」を実現するため、2020 年までに達成すべき 20 の個別目標（愛知目標）が採択されました。
- ・平成 24 年に愛知目標の達成に向けた日本のロードマップとして閣議決定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」では、地域の自然的社会的条件に応じたきめ細かな取組の推進が地方自治体の役割として位置づけられるとともに、基本戦略の一つに「生物多様性を社会に浸透させる（生物多様性の社会における主流化）」ことが掲げられています。現在、国では次期生物多様性国家戦略の策定に向けた検討を開始しています。
- ・2020（令和 2）年 9 月 15 日に公表された地球規模生物多様性概況第 5 版（GBO 5）では、愛知目標

の達成状況について、ほとんどの目標でかなりの進捗が見られたものの、20 の個別目標のうち完全に達成できたものはない、とされています。2021（令和 3）年の生物多様性条約第 15 回締約国会議において採択予定のポスト 2020 目標にも注目していく必要があります。

○東京都：ゼロエミッション東京戦略の策定

- ・東京都は、2019（令和元）年 5 月、U20[※]東京メイヤーズ・サミットで、世界の大都市の責務として、平均気温の上昇を 1.5℃に抑えることを追求し、2050 年に CO₂ 排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言しました。同年 12 月に、ゼロエミッション東京の実現に向けたビジョンと具体的な取組・ロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を策定しました。
- ・併せて、重点的対策が必要な 3 つの分野について、より詳細な取組内容等を記した「東京都気候変動適応方針」「プラスチック削減プログラム」「ZEV 普及プログラム」を策定しています。

※U20 (Urban20) : 2017 (平成 29) 年に設立された世界の主要都市が参加するプラットフォーム。国家レベルの G20 (金融世界経済に関する首脳会合) の議論に都市の経験や意見を反映させることを活動主旨とする。東京都は 2019 (令和元) 年議長都市として 5 月の会議を主催。

3) 小金井市の上位計画及び個別計画

○第 5 次小金井市基本構想・前期基本計画

- ・本市では、「いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪」を将来像とし、令和 3 年度～令和 12 年度を計画期間とする「第 5 次小金井市基本構想」及び 5 年間の「前期基本計画」を策定中です（令和 3 年 10 月策定予定）。
- ・本計画はこれらの構想・計画の下位計画であるため、策定の経過を見ながら内容の整合を図りました。

○みどりの基本計画、地球温暖化対策地域推進計画、一般廃棄物処理基本計画

- ・「小金井しみどりの基本計画」、「第 2 次小金井市地球温暖化対策地域推進計画」及び「小金井市一般廃棄物処理基本計画」は、本計画の個別計画です。みどりの基本計画は自然環境（みどり）や都市環境（公園・緑地）に関する分野、地球温暖化対策地域推進計画は地球環境（地球温暖化、気候変動）等に関する分野、一般廃棄物処理基本計画は生活環境（資源循環）に関する分野について、さらに詳しく扱っています。
- ・「小金井しみどりの基本計画」、「第 2 次小金井市地球温暖化対策地域推進計画」は本計画と同時に策定しました。「小金井市一般廃棄物処理基本計画～循環型都市『ごみゼロタウン小金井』を目指して～」は令和 2 年 3 月に策定しました。本計画は、これらの計画の目標や施策とも整合を図りました。

2. 各主体の取組状況

○第2次計画における施策の実施状況

第2次計画では、8つの基本目標を掲げ、各目標に対して基本施策、取組方針を定めて環境保全に資する具体の施策を推進してきました。施策の実施にあたっては、平成29年度を中間年度として前・後期それぞれ3か年単位で環境保全実施計画を策定し、実施状況の点検・評価を行っています。点検・評価結果及び実施状況は「環境報告書」で毎年報告されていますが、庁内の施策の実施状況の点検にとどまっており、本市の環境へどのような効果を与えているか等は把握できていません。

第2次計画の基本目標ごとの主な取組内容及び課題は以下のとおりです。

基本目標1：意識・情報・学習・行動のネットワークをつくる

環境学習の推進、環境に対する意識の向上や情報の共有、小金井市・市民・事業者及び教育機関が協力して環境保全行動を実践できる仕組みづくりと機能を構築する

■主な取組内容■

- ・クリーン野川作戦、公民館における各種環境関連講座、みどりやごみ・リサイクル、雨水浸透等をテーマとした出前講座等を実施した。「小金井版 稲の学習ハンドブック」の作成と市内小中学校での活用、「小金井らしい食生活」のあるひとつづくり・まちづくり“Koganei-Style”の地域展開等、協働による取組の実施により環境学習を推進した。
- ・環境フォーラムの実施や小金井市環境市民会議定例会への出席、「こがねい市民活動団体リスト」の更新、野川流域協議会等への出席による広域連携の実施、協定を締結した大学等との連携（講演会の実施や大学施設の環境活動フィールドとしての活用等）、環境美化サポーター等各種制度に基づくボランティア活動支援等により、パートナーシップを推進した。
- ・環境報告書、市報、ホームページ、チラシの広報掲示、Twitterによる情報発信を実施した。

基本目標2：緑を守り育てる

貴重な緑を計画的に保全するとともに、新たな緑を創出する。また、緑や食の安全を支える農地を小金井市全体の財産として守る

■主な取組内容■

- ・「小金井市緑地保全及び緑化推進条例」に基づき、環境保全緑地（環境緑地、公共緑地、保存樹木及び保存生け垣）の指定を推進した。東京都の特別緑地保全地区（滄浪泉園）の指定面積拡大を実現した。
- ・市民、専門家との連携による緑地保全対策審議会により、「小金井市公園等整備基本方針」を策定した。花壇ボランティア、公園美化サポーター、剪定ボランティアと連携し、市民参加で公園管理を実施した。
- ・平成22年度以降、梶野公園や貫井けやき公園の供用開始をはじめ計約0.3haの都市公園を整備した。
- ・都市計画道路への植栽帯の設置、生け垣造成奨励金制度の普及、公共施設の緑化や、指定開発事業における「小金井市環境配慮指針」及び「環境配慮基準」に基づく緑化指導を実施した。
- ・農業の経営支援や担い手育成のため、農業用機械導入等の補助や簿記講習会等を実施した。
- ・農地の保全に資する「特定緑地認定制度」や「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」を周知した。
- ・市民農園の開設、農業祭等による交流の促進、江戸東京野菜を使った料理教室等、農作物の地産地消、農地の保全・維持と地域の食文化の保全を推進した。

基本目標 3：地下水・湧水・河川の水循環を回復する

できるだけ自然の水循環を回復させ、水環境に負荷をかけない利用を進めて、地下水・湧水・河川を保全・回復させる

■ 主な取組内容 ■

- ・地下水、湧水の水質調査と野川水質調査、地下水位測定（環境市民会議が平成 29 年度まで実施、市が継続実施）等の各種調査を実施した。
- ・雨水貯留施設及び雨水浸透ますの設置補助や普及啓発、透水性舗装の整備等雨水の地下浸透に資する取組を実施した。
- ・開発事業等による地下水への影響に関する条例対応（地下水保全会議における報告・審議等）を実施した。
- ・野川流域連絡会等、野川流域環境保全協議会、多摩川流域協議会等との広域連携を推進した。

基本目標 4：自然環境を一体的に保全する

生態系の保全を念頭に置き、人も生きものもすみやすいまちとなるよう、自然環境を一体的に保全する

■ 主な取組内容 ■

- ・水と緑の連続性に配慮した公園への植栽や公共施設の緑化、崖線・緑・湧水の一体的な保全や、大規模公園・緑地・大学等の緑・住宅地の緑のネットワーク化を推進した。
- ・学校花壇や農園、ビオトープ等のみどりの適正な維持管理を実施した。
- ・野川調整池の自然再生事業に関して、自然再生協議会を通じて関係機関との連携を強化した。
- ・湧水の生き物調査、遊歩道の整備、自然とふれあえるイベント活動等を実施した。

基本目標 5：公害を未然に防止する

公害の発生状況を十分に監視するとともに、未然に防止する

■ 主な取組内容 ■

- ・自動車排ガスを減らすために、コミュニティバスの再編や自転車駐車場の増設等を推進した。
- ・法令等に基づき、排水の監視やアスベスト・化学物質の届出・報告に関する手続きを実施した。
- ・シックハウス状況の調査、残留農薬の検査、空間放射線量の測定、給食食材放射性物質の測定等各種調査を実施した。また、有害化学物質やそれによる汚染、除草剤の適正使用、PRTR 等に関する情報提供を実施した。
- ・ヒートアイランド対策として、市内小中学校の運動場芝生化、指定開発事業における敷地内緑化の指導、緑のカーテン（環境楽習館）等を実施した。

基本目標 6：小金井らしい景観をつくる

自然景観や歴史的景観を保全し、周辺との調和を図り、小金井らしい景観を創造していく

■ 主な取組内容 ■

- ・自然景観との調和のため、指定開発事業における環境配慮指針に基づく指導（宅地内緑化、施設の形態や色彩の配慮）を実施した。

- ・環境美化サポーター制度（アダプト・プログラム）の活用、活動支援を実施した。
- ・まちなみの美化のため、パトロールや啓発看板による不法投棄・ポイ捨て等の抑制及び違反屋外広告物の除去、マナー啓発を実施した。
- ・玉川上水、名勝「小金井（サクラ）」、金井原古戦場や旧中村研一郎、旧浴恩館、貫井遺跡といった文化遺産を活かし、史跡・文化財めぐりやボランティアガイドによるまちあるきツアーを実施した。
- ・「玉川上水・小金井桜整備活用計画」（平成 22 年 3 月）、「玉川上水・小金井桜整備活用実施計画」（平成 24 年 3 月）を策定、都や市民団体と協働で樹勢調査、植生管理、ヤマザクラの苗木補植等を実施した。

基本目標 7：ごみを出さない暮らしとまちをつくる

発生抑制を最優先とした 3 R を推進するとともに、ごみを発生させない循環型地域社会の仕組みをつくっていく

■主な取組内容■

- ・ごみの減量への意識啓発を行う「くるカメ出張講座」、食品ロス削減プロジェクト 2020 運動の普及促進、フードドライブ事業（家庭で余っている食品を回収し、有効利用することで食品ロスの削減、可燃ごみ及び不燃ごみ等の減量に寄与する取組）、カレンダーやアプリを用いた 3R 行動の促進等、各種普及啓発を実施した。
- ・リサイクル推進協力店の認定及び周知、ごみ排出状況調査及び分別指導、食器リユースや不用品交換コーナー等によるリユースの促進、生ごみの回収・堆肥化、剪定枝のチップ化と活用等を実施した。
- ・適正なごみ処理・資源化の推進と新可燃ごみ処理施設稼働に関する事業を実施した。
- ・生ごみ減量処理機購入補助、給食等からの生ごみ処理と乾燥物の回収等により堆肥化利用を促進した。

基本目標 8：地域から地球環境を保全する

地球規模の環境の悪化につながる行動を見直し、地球市民として積極的に保全行動に参画する

■主な取組内容■

- ・市内の温室効果ガスの削減、「小金井市グリーン購入基本方針」に基づく多摩産材の利用等を実施した。
- ・エコドライブ教習会、イベント等における環境行動指針チェックシートの配布や市職員の環境行動チェックへの活用、フロン類の適正な回収に関する情報提供等、環境行動に関する普及啓発を実施した。
- ・住宅への新エネルギー利用設備の導入支援を実施した。
- ・国際交流を進めている地元大学（東京学芸大学）との連携による環境啓発事業等を実施した。

<第 2 次計画推進における主な課題>

- ・環境分野の講師となる人材の登録が進んでいないため、人材の掘り起こしや育成、情報整備が必要。
- ・団体間の連携・協働をコーディネートできていないため、現状を踏まえた体制の再検討が必要。
- ・市民団体が保有する環境情報の集約、環境情報のデータベース化や活用しやすい形での公開・提供ができていないため、再検討が必要。
- ・環境基本計画をはじめとする環境分野の計画や取組、関連用語の認知度を上げることが必要。
- ・みどりや農地の保全に係る制度や各種補助制度を運用しているが、利用状況が十分とは言えないため、制度の周知及びさらなる活用が必要。

○市民の取組状況（市民アンケート調査より）

令和元年度に実施した市民アンケート調査（18歳以上の市民3,000人（外国人含む）を対象）（以下、「市民アンケート調査」という）により、環境行動の取組状況や環境活動への参加状況等を把握しました。

<家庭での環境行動の取組状況>

- ・家庭での環境行動の取組状況について、17項目中11項目について「いつもしている」と「ときどきしている」の合算値が80%以上でした。このうちごみに関する取組が6項目を占めており、市民のごみ減量に対する意識の高さが伺えます。
- ・一方、実施率が低い取組（しないことが多い+したことがないが50%以上）は「生ごみは堆肥化して有効に利用する」（80.2%）、「風呂の残り湯を洗濯などに使う」（56.6%）、「洗剤は極力石けんを使い、合成洗剤を使う場合でも使用量は少なめにする」（51.1%）でした。これらの取組については、効果の普及啓発や、実施しやすい環境づくりが必要です。
- ・エコドライブは該当する市民が少ない取組でした。このような取組については、働きかけの方法や頻度に関する見直しも視野に入れる必要があります。

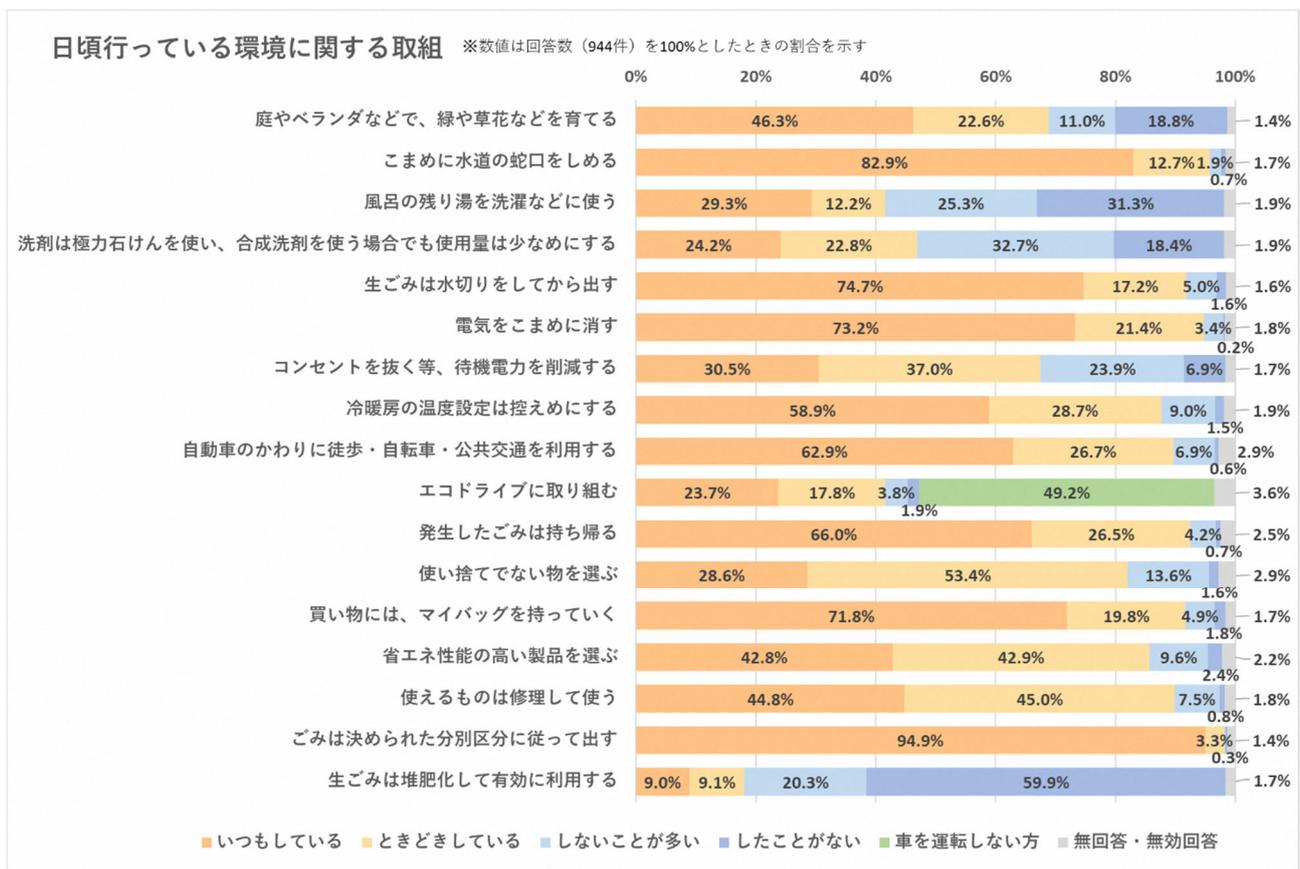


図 2-4 日頃行っている環境に関する取組

<環境配慮型機器の利用・導入状況>

- ・「既に導入している」が最も高い機器は「高効率給湯設備（エコウィル、エコジョーズ、エコキュート等）」（18.3%）で、次いで「雨水浸透施設（雨水浸透ます）」（14.7%）、「電気自動車やハイブリッド車」（11.1%）でした。
- ・「今後導入したい」が最も高い機器は「電気自動車やハイブリッド車」（21.9%）で、次いで「生ごみ減量化処理機器」（20.1%）でした。市民の導入意向も踏まえ、選択・集中的に導入促進を図る必要があります。

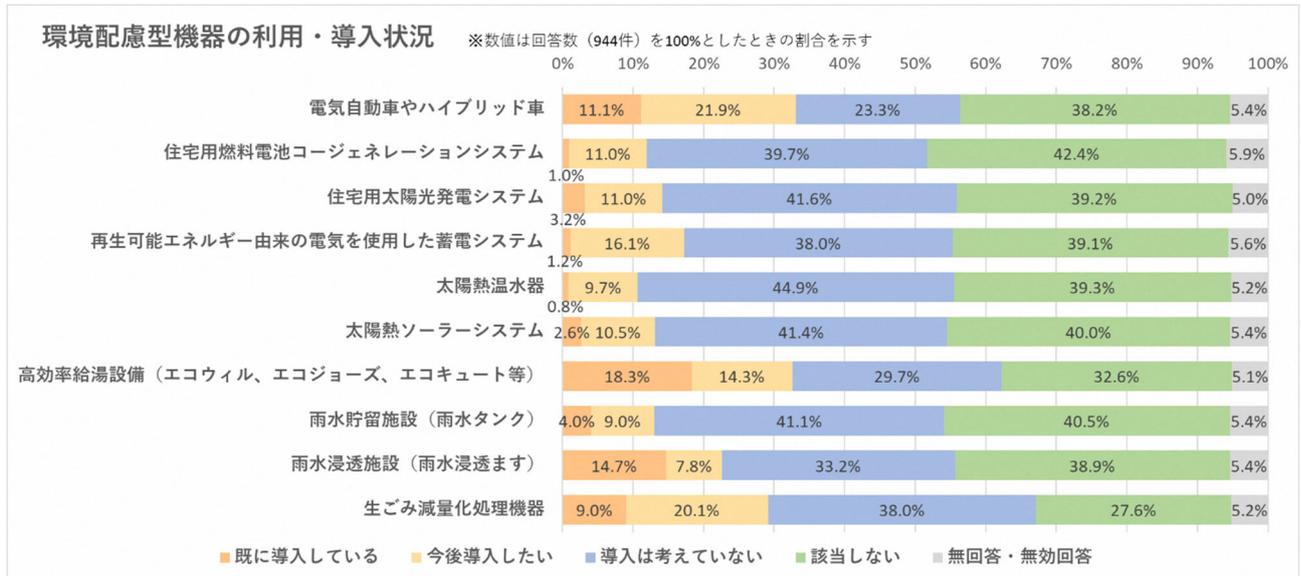


図 2-5 環境配慮型機器の利用・導入状況

<環境関連活動への参加状況／活動等へ参加しない理由>

- ・環境関連活動への参加状況については、「現在参加している」の割合が最も高い活動は、「ごみ減量活動（リサイクルショップの利用、食品ロス削減等）」（19.0%）で、次いで「まちの清掃・美化活動」（9.1%）でした。
- ・「現在参加している」割合が低い活動のうち、「地域の自然（生き物、樹林等）の保全活動」「まちなかの緑化活動（植樹・花壇づくり・緑のカーテン等）」「地下水・湧水・河川の保全活動」は、「参加したことはないが今後機会があれば参加したい」が5割以上であることから、潜在的な活動の需要はあるものと考えられます。
- ・活動等へ参加しない理由としては、「時間的余裕がないから」（46.4%）の割合が最も高い結果となり、働く世代の共働きの増加などが背景にあると想定されます。時間にゆとりのない人々が、手軽に市の取組に関われるような方法についても検討が必要だと考えられます。

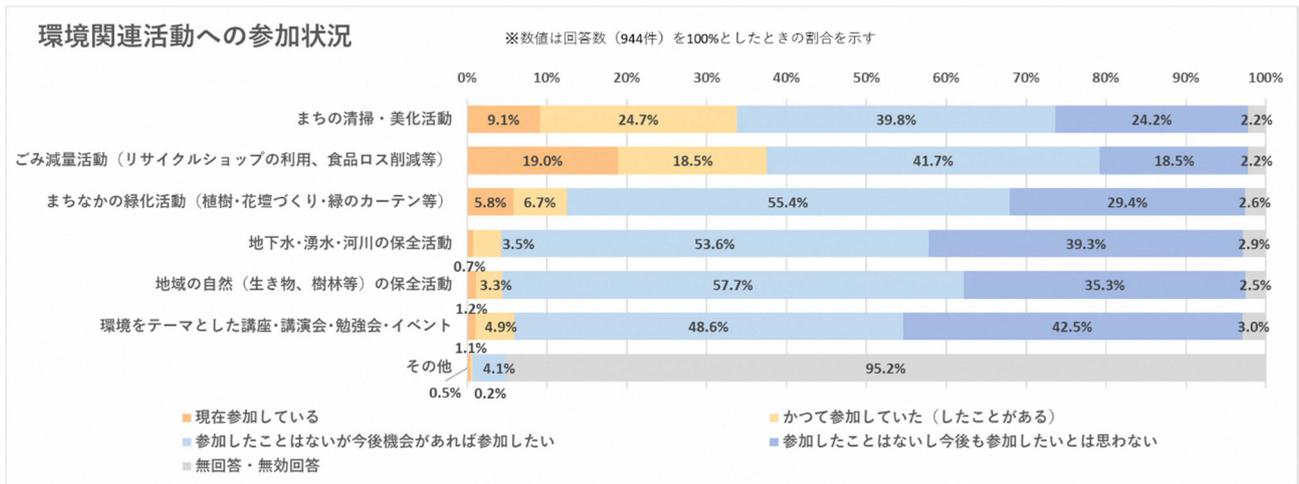
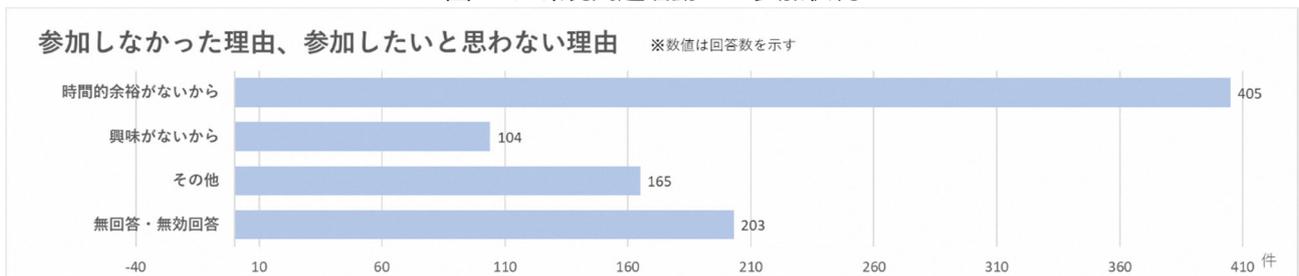


図 2-6 環境関連活動への参加状況



※その他:「活動自体を知らない、参加方法がわからない」(59件)、「高齢のため」(24件)、「体調不良や障がいがあるために外に出られない、活動できない」(19件)

図 2-7 環境関連活動に参加しなかった理由、参加したいと思わない理由

○事業者・市民団体の取組状況(関係団体ヒアリングより)

令和元年度に実施した関係団体等ヒアリング調査(各産業の業界団体5団体、市内事業者19事業者及び市民活動団体15団体を対象に実施)により、第2次計画策定時以降の取組や、今後検討している取組、今後の課題について把握しました。

<第2次小金井市環境基本計画策定時(平成27年度)以降の主な取組>

事業者	・グリーン経営認証の取得、照明のLED化、冷暖房温度の調整、地域清掃活動への参加等を実施した。
市民団体	・自分たちの住むまちをより良くするために、各団体で自然環境・緑地の保全、ごみ減量、食育、環境教育、普及啓発等の取組を実施した。 ・小金井市提案型協働事業(ハンドブック製作)や「緑と水の森林ファンド」助成事業を実施した。

<概ね数年~10年後までに検討している環境保全の取組>

事業者	・消費電力の削減、CO ₂ 排出量の削減、地域の緑地保全等の実施を検討している。 ・一部の事業者では、「2030年までに食品ロス50%削減」等の数値目標を掲げている。
市民団体	・各団体とも高齢化や会員数の減少抑制が課題となっている。活動の継続で手一杯であり、新規の取組まで手を広げられていない。 ・第2次計画策定時のヒアリングの際は、80%以上の市民団体において新たな取組が検討されていたため、会員の高齢化問題が幅広い活動の展開を妨げている可能性がある。

<現在、不足していること>

事業者	・生産緑地において適正な管理ができる人材（知識、経験）の不足、環境教育面での人材不足、設備に対する金銭的支援、広報不足等。
市民団体	・少子高齢化による新たな担い手不足、市民団体間のネットワーク及びコーディネーター役の不足等。 ・庁内各課の横断的な連携不足についての指摘もあった。

<事業者、市民団体が考える連携・協働に関する課題>

- ・各主体がすべきことを進められるような活動促進のための制度づくり等。
- ・市へ許可を取った上で活動を実施すると手続きが長期化し、活動が遅滞する場合があるため、市民団体へ一定の信頼を置き、市民同士で対話・交渉できること。
- ・事業者と市とで連携を図ること。

○小金井市環境市民会議の取組状況（環境市民会議の自己評価より）

小金井市環境市民会議（以下、「環境市民会議」という）は、「小金井市環境基本条例」に位置づけられた、市民、事業者等が積極的に環境の保全等の活動をするための組織です。第2次計画の推進体制において、環境市民会議の役割は以下のように示されています。

重点的取組の推進にあたっては、市民サイドの推進体制の中核となり、取組を推進していきます。なお、本計画全般の推進にあたって市は、環境市民会議と連携・協働を図っていくとともに、その活動を積極的に支援していきます。

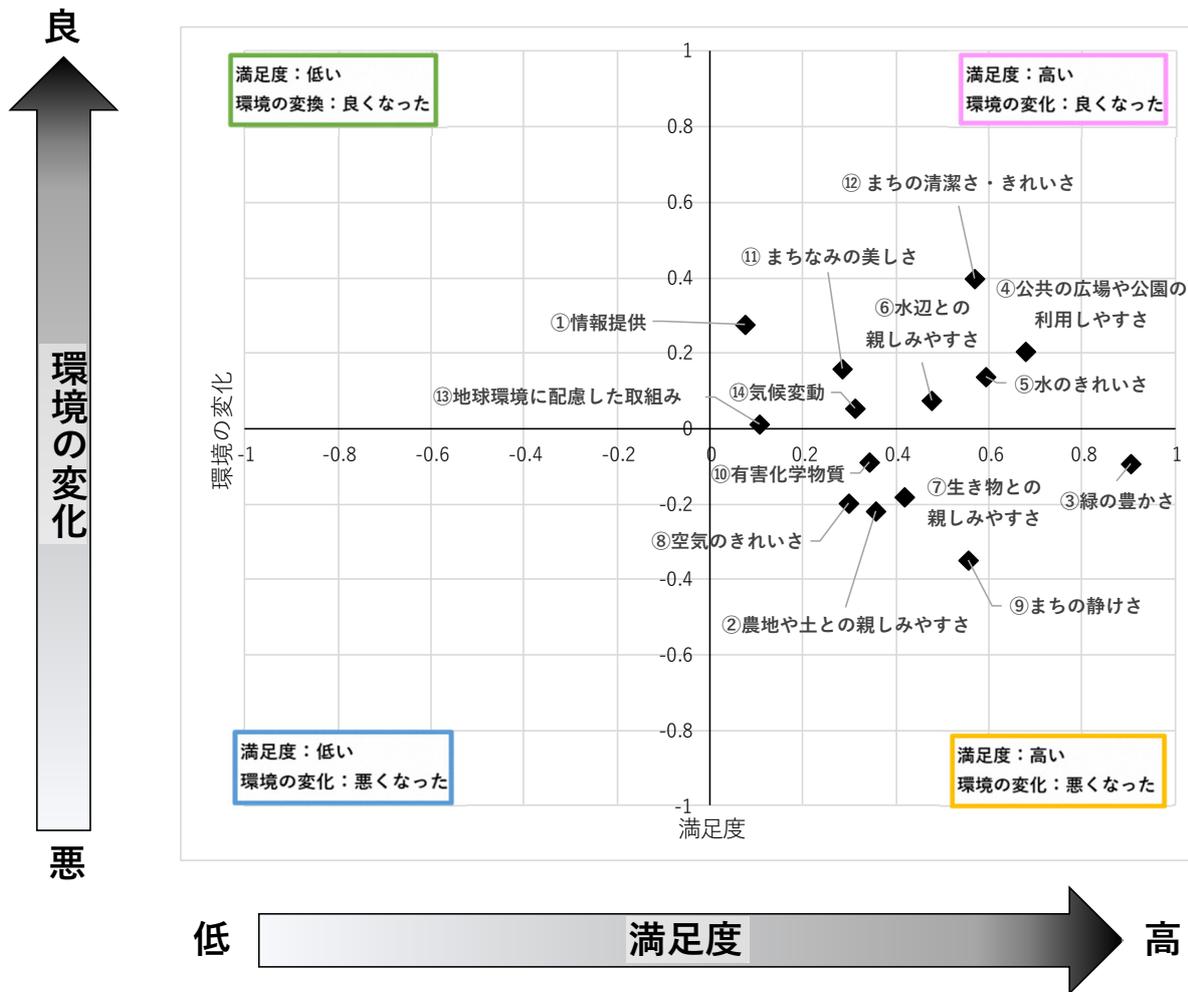
環境市民会議では第2次計画の5つの「重点取組テーマ」について、活動状況の自己評価を行いました。評価結果を踏まえ、環境市民会議と市との協働体制、役割分担等を見直す必要があります。

主な成果	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境学習ハンドブック」の作成及び市内の小中学校や関連団体での活用 ・環境行動指針に基づく調査 ・学校ビオトープや学校農園の維持管理、知識・情報の共有、支援人材育成に係る取組 ・10年間にわたる地下水位測定実施及び成果の公表、湧水測定の実施 ・クリーン野川作戦における外来生物の駆除や野川ルールの配布
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・中心メンバーの高齢化や新規加入者が少ないことにより、創設時の活力が低下している。環境市民会議が単独で企画から実施までを中心的に担うのは困難である。 ・市との連携・協働に必要な役割分担ができておらず、計画の推進というより独自に一部取組を実施するにとどまっている。

3. 市民の満足度と将来に残したい環境

○現状の環境に関する市民の認識

現状の環境について市民がどのように感じているのか、市民アンケート調査から把握しました。分野によって満足度に差異があるものの、概ね満足しているという結果となり、特に市内の水、みどり（公園や広場等）、まちの清潔さに対する市民の満足度は高く、これからも残していきたい環境として挙げられています。一方で、「緑の豊かさ」や「まちの静けさ」は、過去（5～6年前）と比べて悪化したと感じている市民が多く、これ以上環境を悪化させないような対策が必要です。



※「満足度」及び「環境の変化」の平均スコアを算出し、プロットした。なお、無回答・無効回答及び「環境の変化」における“わからない”の回答者数は除外している。

※各選択肢の点数は以下のとおりである。

「満足度」……満足：+2、やや満足：+1、どちらとも言えない：0、やや不満：-1、不満：-2

「環境の変化」…良くなった：+2、変わらない：0、悪くなった：-2

図 2-8 環境の変化と満足度に関する市民意識

また、令和元年度に実施した市民ワークショップ「未来に誇れるこがねいの環境を考えよう」（公募市民 15 名が参加）では、小金井市の環境の良いところ・悪いところについて意見を出し合いました。いただいた意見は、以下のような内容でした。

良いところ	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりや公園、名勝「小金井（サクラ）」の存在 ・水のおいしさ ・雨水浸透ますの設置が多い ・ごみ分別意識が高い ・市民活動が盛ん ・農地が残り地場野菜がおいしい ・交通の利便性や大学の多さ ・・・など
悪いところ	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの減少や名勝「小金井（サクラ）」の保全・継承が十分できていない ・野川水量の低下 ・ごみ処理の自立や将来展望、ごみ分別の浸透 ・自転車利用環境 ・大気汚染やハトのフン害等生活環境 ・高層マンションの乱立や殺風景化 ・生態系バランスの崩れ ・新住民とのつながりの希薄や地域の親睦不足 ・農地の減少 ・防災関係 ・情報発信不足 ・・・など

○今後重視すべき取組

市民アンケート調査において、最も「今後重視すべき」という回答の割合が高かった取組は「ごみの適正な処理」（45.2%）であり、市民のごみ問題における関心の高さが伺えます。

次いで、「小金井らしい景観の保全」（35.2%）、「まちのみどりの保全・創造」（34.9%）、「人と自然とのふれあいの確保」（30.0%）が挙げられており、自然環境と一体となった市民の思う「小金井らしい景観」を保全していく必要があります。

○今後残したい環境

市民アンケート調査において、小金井市の「みらい」に残したい環境については、「名勝「小金井（サクラ）」など桜のある風景」（57.9%）、「玉川上水や野川、仙川などの水辺空間」（57.0%）、「きれいな河川や湧水」（43.4%）といった市内の特徴的な資源のある環境や、「散策路や公園などの憩いの空間」（43.6%）、「静かで落ち着いたまち」（42.4%）といった、静かで安らげる住環境が挙げられました。

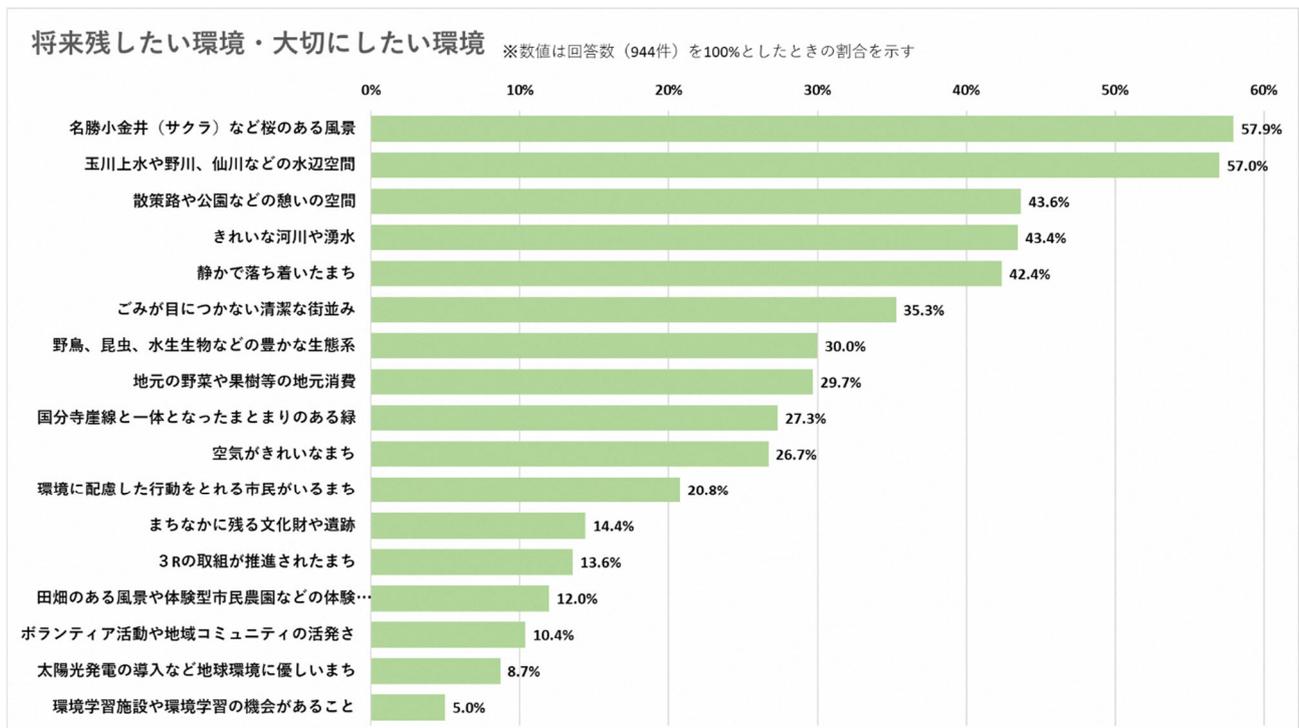


図 2-9 将来残したい環境・大切にしたい環境

将来残したい環境として多くの人がみどりや自然環境に関する項目を挙げており、現状への満足度が高いことから、市民が大切に思うみどりや自然環境をこれからも保全していく必要があります。

また、令和元年度の市民ワークショップにおいて、「将来に残したい/これから目指したい小金井市の環境」について話し合いました。以下に示すとおり、自然環境と住環境、コミュニティ（人との交流）に関する内容が多く見られました。

インフラ	・自然環境に配慮し災害に強い（停電時に太陽光発電で自給、など）
人・コミュニティ・交流	・介護福祉が手厚く、高齢者（障がい者）が安心して住める ・活気あるコミュニティ（世代間交流）、人との交流やコミュニケーション増 ・子育てしやすい ・教育環境の維持、若い人にとって魅力あるまち ・ごみ分別などエコへの意識が高い ・行政と市民との交流が活発
自然環境	・みどり豊かで、みどりをめぐれる ・川で魚がとれ、水遊びができる ・湧水や水辺が保全されて周辺の生態系が保たれている ・豊かな自然との調和、便利な生活環境との共存 ・農地が身近にある
その他	・循環型社会の実践、確立がなされている ・下水や排水溝の清潔さが保たれる ・生産緑地が整備・維持されている ・ポイ捨て、ごみ散乱がない ・経済環境が良い ・昔ながらの家が残り、空き家がない

4. 計画策定の方針

小金井市の現状や市民の声を踏まえ、第2次計画から継続する点・見直した点は以下のとおりです。

○将来の環境像の踏襲

- ・第2次計画では、「緑・水・生きもの・人…わたしたちが心豊かにくらすまち小金井」を将来の環境像として定め、8つの基本目標のもと、環境面からのまちづくりの推進を図ってきました。
- ・環境基本計画は環境基本条例の基本理念を実現するための計画であることから、本計画でも、将来の環境像は基本的に第2次計画を踏襲しました。

○ネットワーク・協働体制の確立の基盤としての位置づけ

- ・第2次計画では、重点的な取組（テーマ）を5つ設定し、環境市民会議を中心に協働を進めていくことが想定されていましたが、取組状況にはばらつきが見られます。また、8つの基本目標の施策の内容と重点的取組の内容には重複が多く、計画の進行管理がしにくいという問題がありました。
- ・上記を踏まえ、本計画では重点的取組を設定せず、一つ一つの施策をしっかりと推進していくこととしました。ただし、特に重要と考える分野・取組であるネットワークづくりや協働体制の確立については、「計画推進の基盤づくり」と位置づけました。

○本計画で扱う項目・施策体系の再整理

- ・前述の「計画推進の基盤づくり」には、第2次計画の目標1「意識・情報・学習・行動のネットワークをつくる」の内容を含みます。そのため、第2次計画では8つであった基本目標を本計画では7つとしました。
- ・基本目標については、農業振興や文化遺産の保全等のほかの分野で主体的に取り扱われる項目は十分検討の上整理し、メリハリのある体系としました。また、近年の国内外の環境課題の動向を踏まえたキーワード（低炭素社会、気候変動、生物多様性等）を取り入れ、施策体系を見直しました。

○進行管理のための指標の設定

- ・第1次計画では、計画の進行管理のための「点検指標」が設定されていましたが、第2次計画では、データの継続性等の課題を指摘した上で、点検指標が設定されていませんでした。そのため、本市では、毎年施策・事業の実施状況を点検・評価し環境報告書で報告していますが、施策を実施した結果、本市の環境が良い方向に向かっているのか否かといった評価は実施できていない状況です。
- ・本計画では、施策の実施による効果等の評価も見据え、データの取得しやすさ等を考慮した上で、進行管理のための指標を2種類（環境指標・取組指標）設定しました。

○協働体制の見直し

- ・第2次計画では環境市民会議を協働の中核を担う主体として位置づけていましたが、計画に描いたとおりに重点的取組を実施することは困難でした。また、環境市民会議自体も創立から15年が経過し、組織のあり方を見直しを図っています。
- ・このことから、計画策定を契機に、環境市民会議と市との現在の関係性を踏まえつつ、将来を見据えた協働体制・計画の推進体制について協議を重ねながら再考し、第4章に反映しました。

市民参加による計画づくり

本計画の策定にあたっては、市民参加によるワークショップを以下のとおり3回実施しました。

	実施年度	対象	テーマ
①	令和元年度	小金井市にお住まいの満18歳以上の方	未来に誇れるこがねいの環境を考えよう
②	令和2年度		未来に誇れるこがねいの環境をつくるために～今、できることを考えよう
③	令和2年度	市内の小学生（3年生～6年生）とその保護者	こがねいの未来を守るのは君だ！！～こがねい環境リーダーになろう～

※③は、「みどりの基本計画」策定のためのワークショップと同時実施

各回、様々な意見をいただきました。いただいた意見は、本計画に反映しました。貴重なご意見をありがとうございました。

ワークショップ①の結果

良いところ・悪いところ

将来に残したい/これから目指したい小金井市の環境

第2章「3.市民の満足度と将来に残したい環境」で紹介しました。現状・課題認識や、各基本目標で示した「目指す姿」を設定するにあたっての参考とさせていただきます。

ワークショップ②の結果

今取り組んでいること、これから取り組みたいこと

行動・活動を広げるために

行動の内容は、第3章「4.基本目標ごとの施策及び取組」の市民の取組の参考とさせていただきます。行動・活動を広げるアイデアは、第3章「3.計画推進の基盤づくり」の施策に一部反映、「市民ができる取組アイデア」として紹介しました。

ワークショップ③の結果

環境のためにできることを考えてみよう！

みんなで環境行動チェックリストを作ろう！

行動の内容は、第3章「4.基本目標ごとの施策及び取組」の市民や事業者の取組の参考とさせていただきます。また、基本目標1、基本目標6、基本目標7において、「小学生が考えた取組」として紹介しました。

写真：市民ワークショップの様子

第3章 環境像とその実現に向けた取組

1. 将来の環境像

本計画を推進することにより実現を目指す「小金井の将来の環境の姿」は以下のとおりです。
この姿を皆が共有し、一丸となって環境づくりに取り組んでいきます。

※最終的な計画書においては、小金井市の特徴的な資源も含めたイラスト等において将来の環境像をよりわかりやすく示す予定です。

緑・水・生きもの・人 …わたしたちが心豊かにくらすまち小金井

緑・水・生きもの

小金井の環境を構成する基本要素で、心豊かに暮らす基盤であり、生物多様性や自然循環を重視して環境保全の考え方の方向性を表しています。

人

人は、緑・水・生きものから食料や木材等の供給、気温や湿度の調節、公園や崖線などで自然にふれることによる文化的な恵みを受受していることを自覚し、それらを保全・再生・創造していくという考え方を示しています。

わたしたちが

環境を保全・再生・創造していく方策として、環境教育・学習を通じて市・市民・事業者・教育機関（大学等）・市民団体等の各主体が絆を深めて、連携・協働することによって実行していくという気持ちを示しています。

心豊かにくらすまち

環境からの恵みを受け、環境を育むことによって、物質の豊かさにとどまらず、心の豊かさを大切にし、自然とふれあえるとともに、省エネルギーや再生可能エネルギーの活用を通じて、低炭素で循環型のライフスタイルを目指し、豊か暮らしたいという願いが実現できるまちにしていこうという決意を示しています。

2. 計画の体系

「小金井の将来の環境像」を実現するために、すべての分野に関係し、計画推進の基盤となる重要な取組として「環境教育・環境学習」、「環境活動」、「情報発信・共有」を位置づけました。

また、多くの市民が残したい環境として挙げた「みどり」や「水辺」、「桜のある風景（景観）」をはじめとする市内の環境や、ごみ減量を含む循環型社会等実現すべき社会のあり方について、7つの分野ごとに基本目標を掲げました。各基本目標を達成するために推進する施策の方向（基本施策）を以下のとおり設定し、個別施策を展開していきます。

基本目標等	基本施策
計画推進の基盤づくり	基盤 1 環境教育・環境学習
	基盤 2 環境活動
	基盤 3 情報発信・共有
基本目標 1 みどりを守り、つくり、育てる みどり	1.1 みどりの保全 1.2 みどりの創出 1.3 みどりをはぐくむ市民活動の促進
基本目標 2 地下水・湧水・河川の水循環を回復する 地下水・湧水・河川	2.1 地下水・湧水の保全 2.2 河川環境の保全 2.3 水資源の有効利用
基本目標 3 都市の生物多様性を守り親しむ 生物多様性	3.1 生物多様性の保全 3.2 自然とのふれあいの推進
基本目標 4 安全・安心で健康に暮らせる生活環境を守る 生活環境	4.1 大気汚染や騒音などの公害発生源対策 4.2 環境のモニタリングやコミュニケーション
基本目標 5 美しく住み心地のよいまちを守る 景観	5.1 景観の保全・活用 5.2 美しいまちなみの維持
基本目標 6 3R 推進で循環型のまちをつくる 循環型社会	6.1 発生抑制を最優先とした3Rの推進 6.2 安全・安心・安定的な適正処理の推進
基本目標 7 エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくる 低炭素・気候変動・適応	7.1 家庭・事業所における低炭化の推進 7.2 移動における低炭素化の推進 7.3 気候変動適応策の推進

3. 計画推進の基盤づくり

本計画では、「みどり」「地下水・湧水・河川」「生物多様性」「生活環境」「景観」「循環型社会」「低炭素・気候変動・適応」の7つの分野に応じて基本目標を定めています。国分寺崖線や公園などのみどり、湧水や野川などの水辺、桜のある風景など市民が誇れるような環境を将来に残していくためには、これらの基本目標を実現していく必要があります。また、これまで全国でもトップレベルの成果を残してきたごみ減量等の地道な取組を引き続き継続し、循環型社会や低炭素なまちを形成していきます。そのためには、市が施策を展開していくのはもちろんですが、地域で誇れるような環境を残したい、良くしていきたいという、市民・事業者等の思いと行動が不可欠です。その思いと行動をつなげ、より大きな力とすることによって、本市の基本目標の実現、その先にある将来の環境像の実現に近づくことができます。

本項目では、環境施策を協働で進めるために、各基本目標の基盤となる「環境教育・環境学習」、「環境活動」、「情報発信・共有」について取組方針を示し、各基本目標の中で具体的に反映・展開していきます。

なお、本項目では、市の施策や環境保全団体の活動紹介等を行っているため、興味・関心のある分野の取組の発見や参加のきっかけづくりに活用してください。

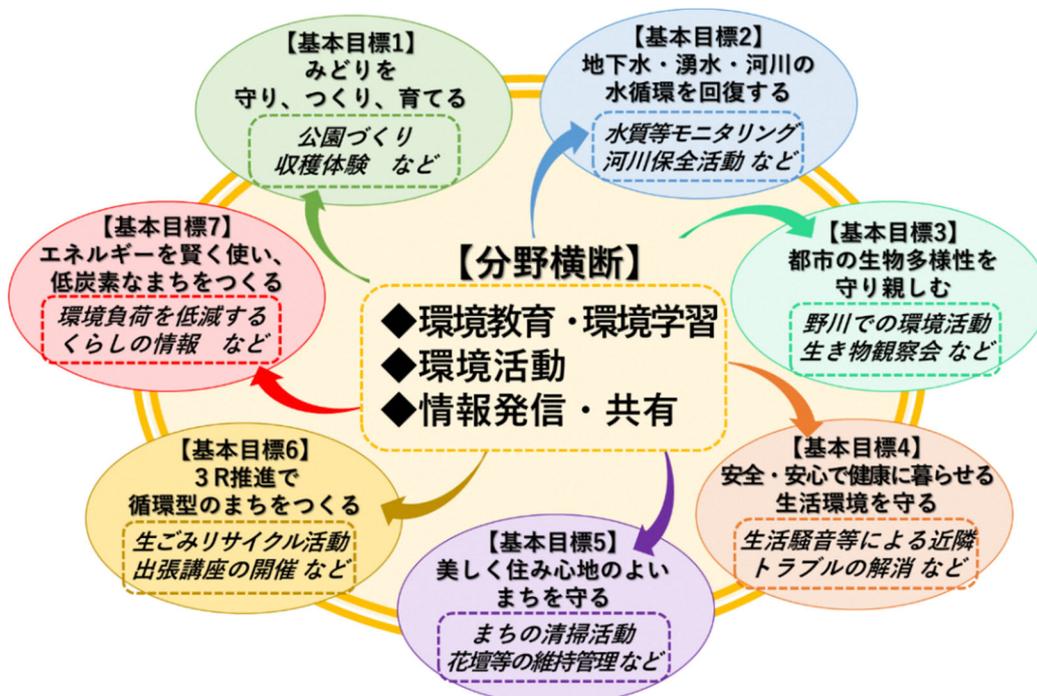


図 3-1 基盤となる取組の各基本目標への反映・展開イメージ

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (SDGs)」と協働

2015年9月に国連総会において、SDGsを中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

SDGsは、ゴールとターゲットがすべての国、すべての人々、及びすべての部分で満たされるよう、誰一人取り残さない、ということを原則としています。

本市においてもSDGsの考え方を取り入れ、「目標17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」に関連する本項目において、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進していきます。



基盤 1 環境教育・環境学習

【取組指標】

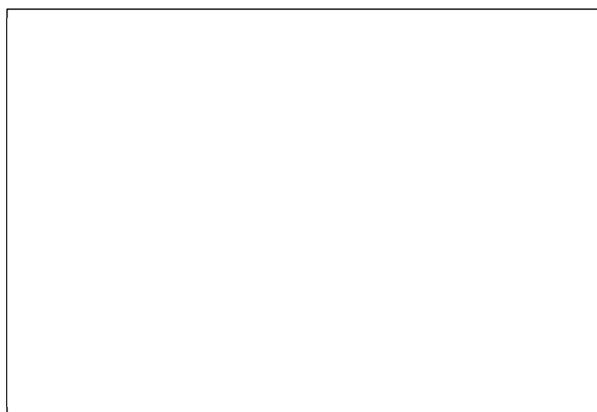
指標	現状	目標
環境に関する体験・啓発イベント	3回（令和元年度） ※公民館主催の自然観察会2回、 クリーン野川作戦1回	現状以上
環境に関する講座実施回数	27回（令和元年度） ※出張講座24回、公民館講座1 回、環境楽習館講座2回	現状以上
環境関連施設見学会	10回（令和元年度） ※ごみ処理場見学会9回（9校）、 エコプロ見学会1回	現状以上

1.1 学習の場・機会の創出

市内には都立公園や崖線等のみどり、玉川上水をはじめとする水辺など、環境学習のフィールドが豊富に存在しています。これらを有効活用し、クリーン野川作戦等の環境学習プログラムやイベント、環境学習講座等の学習機会を提供していきます。

環境保全活動への参加により、本市の環境への関心や理解を促し、子ども向けの環境教育を充実していくことで親世代への参加につなげるなど、学生・子育て世代・働く世代など幅広い年代の人々の環境学習活動への参加できる機会を創出するとともに、大学等の機関や市民団体とも連携しながら内容の充実を図ります。

また、本市では、市内の小中学校においてICT（情報通信技術）環境整備を進めており、ICT端末の一人一台活用の実現を進めています。また、昨今は、新型コロナウイルス感染拡大防止を契機に事業活動におけるテレワークやリモート会議が普及するとともに、生活の中でもリモートでコミュニケーションを図ることが身近な行動となっています。このようなICTを活用し、イベント・講演会のライブ中継を行うなど、参加形態の多様化により多くの方が参加できる機会の創出を検討していきます。



写真：ICTを活用した授業の様子

1.2 担い手の創出

環境保全活動への参加を促すとともに、小学校や事業所等へのお出張講座や体験学習を通して多世代の市民に気軽に活動に参加してもらい、環境について知ってもらうことで未来の本市の環境保全を担う人材の育成につなげていきます。また、既存制度を活用し、活動参加の動機づけとなる仕組みも検討していきます。

市民の環境学習活動・環境保全活動を推進するため、「こがねい市民活動団体リスト」の環境分野の団体登録や新規メンバーの登録を促します。

【関連する施策】

分野	取組	関連する施策
みどり 生物多様性	市民参画による公園づくり 市民農園や体験型農園 自然観察会 等	基本施策1.1 「みどりの保全」 基本施策1.2 「みどりの創出」 基本施策1.3 「みどりをはぐくむ市民活動の促進」 基本施策3.2 「自然とのふれあいの推進」
	まなびあい出前講座 公民館講座 等	基本施策1.3 「みどりをはぐくむ市民活動の促進」 基本施策3.2 「自然とのふれあいの推進」
地下水、 湧水、河川	体験活動 (クリーン野川作戦) 等	基本施策2.2 「河川環境の保全」
	まなびあい出前講座 等	基本施策2.1 「地下水・湧水の保全」
循環型社会	まなびあい出前講座 くるカメ出張講座 等	基本施策6.1 「発生抑制を最優先とした3Rの推進」
	可燃ごみ処理施設見学会等	
低炭素、 気候変動、適応	省エネ推進事業への参加 COOL CHOICEの実践 等	基本施策7.1 「家庭・事業所における低炭素化の推進」 基本施策7.2 「移動における低炭素化の推進」

体験型のプログラム

- ・本市の代表的な環境学習プログラムの一つとして、環境市民会議や市民団体と連携したたんぼ体験があり、武蔵野公園のたんぼたんぼや東京学芸大学圃場等を活用した体験学習を実施しています。
- ・河川の清掃と自然観察を兼ねた環境保全活動であるクリーン野川作戦は市民の認知度も高く（P28 アンケート結果参照）、例年220人程度の参加者数を保っています。
- ・家族イベントの一環として毎年参加する市民もいることから、今後も環境保全に関する啓発の一端を担う取組であるといえます。

写真：クリーン野川作戦

環境学習講座

- ・本市では「まなびあい出前講座」や「くるカメ出張講座」を実施しています。市役所が実施する「まなびあい出前講座」のうち、環境に関する内容は5講座あります。「くるカメ出張講座」はごみ減量の意識啓発の講座となっています。
- ・公民館では、成人大学、成人学校、子ども体験教室等の各種講座を開催しており、環境分野では農業体験や自然観察等の講座が実施されています。講座の受講生の有志で設立された市民団体が、市とみどりのパートナーシップ協定を結んで活動している例もあります。

写真：くるカメ出張講座の様子

環境関連施設

- ・令和2年4月1日より日野市内に日野市・国分寺市・小金井市の3市で共同処理を行う新たな可燃ごみ処理施設が本格稼働しました。希望者への施設見学会も予定しています。
- ・環境配慮住宅型研修施設「小金井市環境楽習館」は、環境負荷を低減した生活に関することを市民、事業者及び市が協力して普及啓発していくことを目的とした施設です。



写真：可燃ごみ処理施設見学会



写真：環境楽習館

市民ができる取組アイデア～市民ワークショップ結果より～

<市民が既に取り組んでいること>

- 野川などの自然で遊ぶ
- 生ごみコンポストを利用する
- 農地を活用するイベントに参画する
- 子どもたちが野外で遊べる場づくりに参画する など

<これから取り組めると良いこと>

- 野外での調理イベントを開催する
- 地元の野菜を活用したイベントを開催する
- ゴミ拾いのイベントをゲーム化する
- 玉川上水など、地元の環境や資源をもっと知る
- 陶磁器など身近な品物は多くの資源からできているということを知る
- 多世代で交流し、円滑なコミュニケーションに繋がられるイベント（焼き芋など）を開催する
- 子どもは親への環境意識啓発の役割、学生・若者は子ども向けイベントでのサポーターの役割、シニア（リタイア層）は市全体の環境普及啓発の役割となって活動する など



基盤 2 環境活動

【取組指標】

指標	現状	目標
こがねい市民活動団体リスト「環境」分野登録団体数	14 団体 (令和 2 年度)	現状以上

2.1 市民協働体制の強化

環境保全等に係る事業については、市と小金井市環境基本条例で規定された環境市民会議が、環境保全等の団体、教育機関、市民、事業者等とのネットワークをつくりながら連携し、協働で推進していきます。市は、環境市民会議の活動を支援し、協働の体制強化へつなげます。

環境学習や保全活動、調査やイベントの実施にあたっては、大学や事業者、ボランティア等との既存のつながりを活かしつつ、市民団体とも新たな連携・協働関係を構築します。

また、環境美化サポーター制度、ごみゼロ化推進員制度等各種制度の運用、みどりのパートナーシップ協定の締結等により、引き続き市民の活躍を支援し、協働で活動を進めます。

2.2 場・人材・情報のネットワーク化

毎年実施している環境フォーラム等、市民団体や事業者等の各主体が様々なテーマでつながりを持ち、活動成果を発表・共有できる交流の場を創出します。また、協働事業で培ったつながりを活かしながら、ボランティア同士や各主体がゆるやかにつながる仕組みを検討・構築していきます。

河川環境や廃棄物に係る事業など、広域連携が必須となる取組も存在することから、市内にとどまらず、関係自治体や市民団体等とも連携を強化し、有益な情報の共有を図ります。

【関連する施策】

分野	取組	関連する施策
みどり 生物多様性	みどりのパートナーシップ協定 (花壇維持管理・緑化推進等)	基本施策1.3「みどりをはぐくむ市民活動の促進」 基本施策3.2「自然とのふれあいの推進」
地下水、 湧水、河川	流域単位の連携 等	基本施策2.2「河川環境の保全」
景観	環境美化サポーター制度 (市内の公園・道路等の清掃活動等)	基本施策5.2「美しいまちなみの維持」
循環型社会	ごみゼロ化推進員との連携	基本施策6.1「発生抑制を最優先とした3Rの推進」
	廃棄物の共同処理 等	基本施策6.2「安全・安心・安定的な適正処理の推進」
低炭素、 気候変動、適応	省エネ推進事業への参加 COOL CHOICEの実践 次世代電気自動車の導入 カーシェアリングの利用 等	基本施策7.1「家庭・事業所における低炭素化の推進」 基本施策7.2「移動における低炭素化の推進」

市民協働について

- 本市には、市と協働で環境保全活動に取り組む組織として、環境基本条例に規定された環境市民会議が存在します。時代の変遷とともに様々な分野の部会も設置され、現在では地下水測定部会、緑調査部会、まちづくり部会、環境学習部会、生活環境部会、エネルギー部会、はげの環境部会の7つの部会で構成されており、毎年活動計画と環境保全に関する啓発事業報告書をまとめています。
- 本市では、市民の積極的な活動を促すため、環境美化サポーター制度（市内の公園・道路等の清掃活動）、みどりのパートナーシップ協定（花壇維持管理・緑化推進等）、ごみゼロ化推進員制度の運用や、子供会による遊び場等の清掃及び除草協力を実施しています。各活動に対して清掃用具の貸し出し、保険加入、協力金等を行い、地域コミュニティを基盤とした環境活動をサポートしています。

市民活動

- ・本市では毎年「こがねい市民活動団体リスト」を作成・更新しており、環境分野では 14 団体（令和 2 年 7 月 1 日更新版、環境市民会議含む）が掲載され、市内各地で活動を行っています。ただし、一部の活動団体はメンバーの高齢化や固定化等の課題を抱えており、今後、活動内容・体制が縮小されてしまうことが懸念されます。

表 3-1 「こがねい環境市民団体リスト」の「環境」分野に登録されている団体名とその活動分野・キーワード

分野・キーワード	団体名
環境全般	環境市民会議
みどり、景観	みどり剪定サークル
みどり、河川・地下水	野川自然の会
みどり、生物多様性 地下水・湧水・河川	野川ほたる村／小金井自然観察会／ みんなでつくる野川ビオトープの会
みどり、循環型社会	「元気野菜作りを楽しもう」の会／ 生ごみを土に還す会
循環型社会	土曜・生ごみリサイクル連絡会／ NPO 法人 環境再生機構
循環型社会、景観	小金井を美しくする会
生活環境	小金井地域猫の会／小金井市放射能 測定機器運営連絡協議会
環境教育	NPO 法人こがねい環境ネットワーク



写真：市民活動の様子

大学や関係機関との連携

- ・本市は市内及び周辺の 6 大学等（東京学芸大学、東京農工大学、法政大学、亜細亜大学、武蔵野大学、総合学院テクノスカレッジ）、大手コンビニエンスストアやスーパーマーケットと協定を結び、地域活性化等での連携も図っています。
- ・広域連携としては、東京都環境局及び多摩 26 市の環境政策担当者と構成する「東京都市環境・公害事務連絡協議会（年 6 回開催）」、野川流域連絡会等への参加を通じて流域自治体や環境活動団体と連携を図り、情報共有を行っています。

市民団体や大学等との交流の場づくり

- ・環境フォーラム（平成 17 年度から毎年開催）では、体験学習、環境団体の活動紹介、環境賞授与式を実施しており、市内の環境活動団体や大学等との交流の場としても活用されています。
- ・平成 30 年度にはマイクロプラスチックに関する講演会を開催したり、令和元年度には環境×防災をテーマとする等、毎年異なるテーマが掲げられており、環境問題におけるトレンドを知ったり、参加者間の情報交換の場として有益なイベントです。

市民ができる取組アイデア～市民ワークショップ結果より～

<市民が既に取り組んでいること>

- 農園ボランティアに参加する
- 地元の野菜を買う など

<これから取り組めると良いこと>

- 玉川上水の桜とみどりが共存できるような活動をする
- 市内事業者と連携して、地場野菜の配送システムをつくる
- 分別するとインセンティブが付与されるようなしくみをつくる など



基盤 3 情報発信・共有

【取組指標】

指標	現状	目標
市報（月2回、計24回）等を用いた環境に関する情報提供の強化	特集号の実施なし	特集号の実施 1回/年

3.1 効果的な情報発信

市報こがねい、市ホームページをはじめ、各課 Twitter、ごみ分別アプリなど市独自の媒体に加え、他分野の団体等と連携し、各団体が保有する既存の媒体での情報発信を行うことで、市民が必要な情報へのアクセス性を向上させます。

3.2 環境情報の共有

本市では毎年、環境報告書やこがねいデータブックで実施事業の達成状況および関連データ、詳細データについて提供してきましたが、やや専門的な内容となっていましたであるため、これからは環境情報を市民にもわかりやすく、より伝わりやすいものとなるよう工夫していきます。

蓄積してきた環境情報によって環境保全に係る取組が環境にどのような影響を及ぼしたか等を把握し、本計画における環境指標の評価を行う際に有効活用します。

【関連する施策】

分野	取組	関連する施策
みどり 生物多様性	生き物マップ 緑化の技術支援情報 外来種情報 生物多様性の現状 等	基本施策1.3 「みどりをはぐくむ市民活動の促進」 基本施策3.1 「生物多様性の保全」 基本施策3.2 「自然とのふれあいの推進」
地下水、 湧水、河川	水利用に関する情報提供 節水情報 等	基本施策2.3 「水資源の有効利用」
生活環境	大気や騒音などのモニタリング情報 等	基本施策4.2 「環境モニタリングやコミュニケーション」
景観	景観資源の価値・魅力情報 散策マップ 等	基本施策5.1 「景観の保全・活用」
循環型社会	ごみの減量・分別情報 適正処理の情報 等	基本施策6.1 「発生抑制を最優先とした3Rの推進」 基本施策6.2 「安全・安心・安定的な適正処理の推進」
	小金井市ごみ分別アプリ 等	基本施策6.1 「発生抑制を最優先とした3Rの推進」
低炭素、 気候変動、適応	省エネ機器や次世代自動車等の紹介 気候変動による影響の紹介等	基本施策7.1 「家庭・事業所における低炭素化の推進」 基本施策7.2 「移動における低炭素化の推進」 基本施策7.3 「気候変動適応策の推進」

情報発信

- ・本市では毎月2回「市報こがねい」を発行し、全戸配布を行っています。「市報こがねい」は、スマートフォン等用アプリ「マチイロ」を通じて配信しています。
- ・多摩地域内の各地で発行されている情報誌やパンフレットなどの情報を電子書籍を無料で閲覧することができる、地域特化型電子書籍ポータルサイト「TAMA ebooks (たまイーブックス)」にも「市報こがねい」を掲載しています。
- ・平成27年6月からは「小金井市ごみ分別アプリ」の配信、令和元年7月から小金井市環境政策課のTwitterを開設・運用するなど、情報発信媒体を増やしています。
- ・10代～40代では利用しやすい媒体としてTwitterやFacebook等のSNSが上位に入っていることから、紙面だけではなく、インターネット上で手軽に確認できる媒体を活用した情報発信を行っています。



図3-2 ごみ分別アプリ

情報の共有

- ・本市では毎年、環境施策の実施状況や各種データを「環境報告書」としてとりまとめ、公表しています。また、小金井市基本構想・基本計画策定にあわせて公表される「こがねいデータブック」では、人口等の基礎指標、環境と都市基盤、地域と経済、文化と教育、福祉と健康、計画の推進について各項目に分けて掲載しています。
- ・令和元年度実施の市民アンケート調査においては、市が実施する環境に関する取組や施設等についての認知度は低く、取組・施設を知っていても参加・利用したことがある人はいずれの項目においても1割以下でした。
- ・環境活動の取組に参加しない理由を見ても、「時間的余裕がない」というのが最も大きい理由として挙げられていますが、自由記述の中では活動自体を知らない、参加方法がわからない、という意見も見られます。
- ・環境について少しでも多くの市民に知ってもらうため、これからも各種媒体を通じて、情報提供を行っていきます。

小金井市が実施する取組の認知度

※数値は回答数(944件)を100%としたときの割合を示す

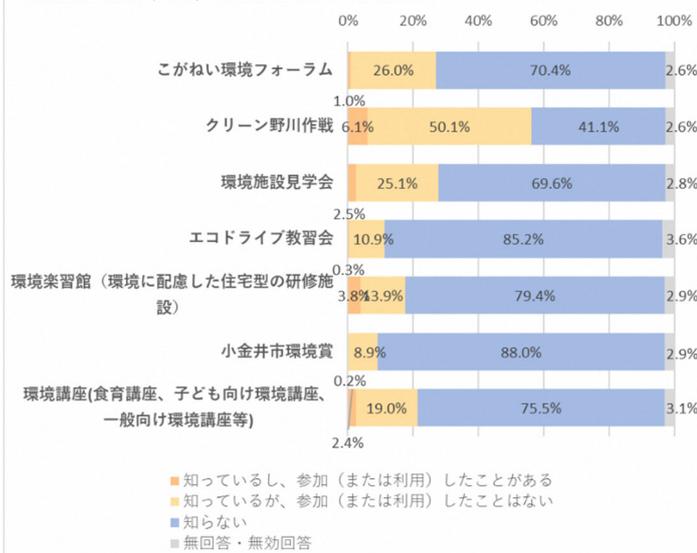


図3-3 本市が令和元年度時点で実施していた取組・施設の認知度(市民アンケート調査結果より)

市民ができる取組アイデア～市民ワークショップ結果より～

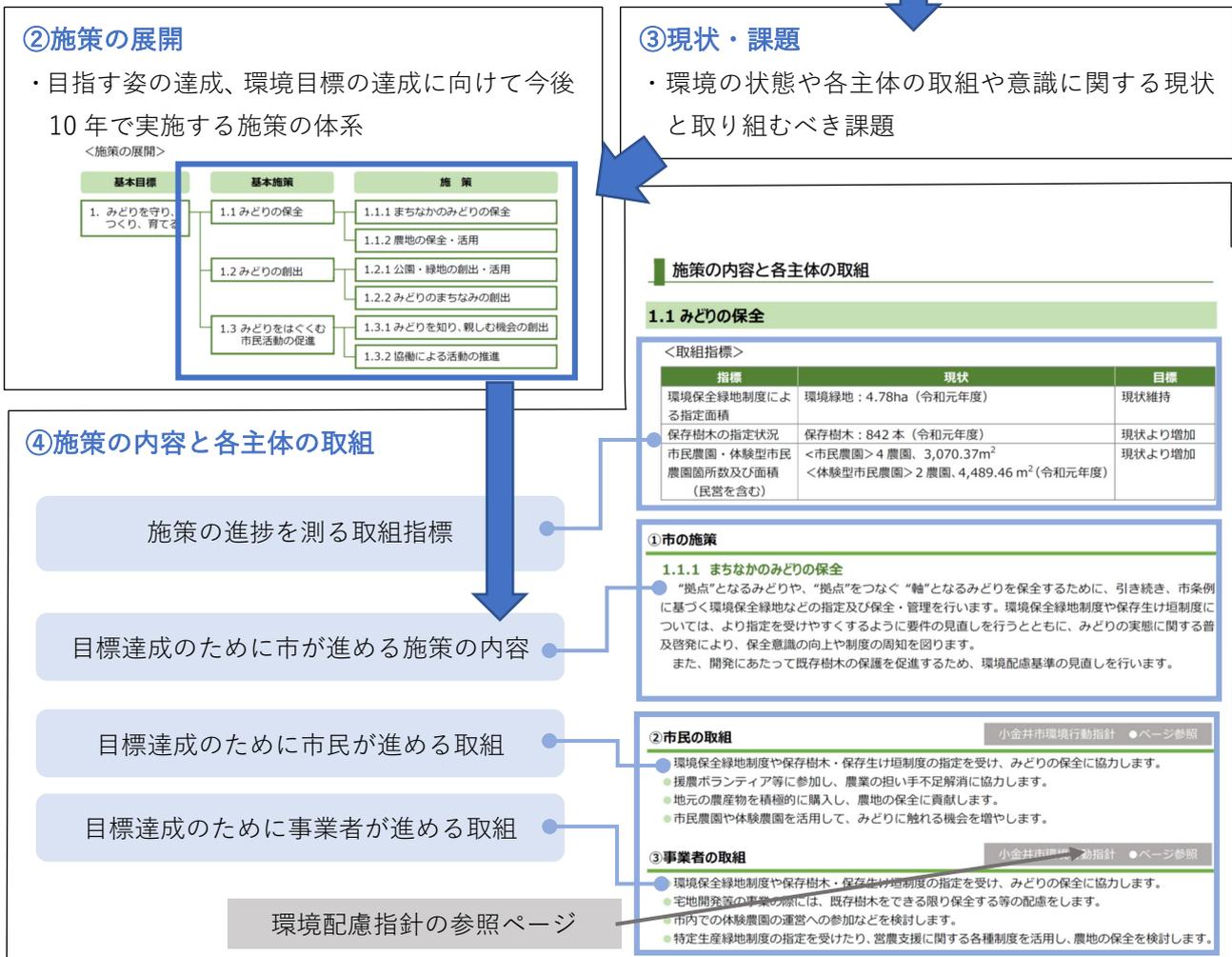
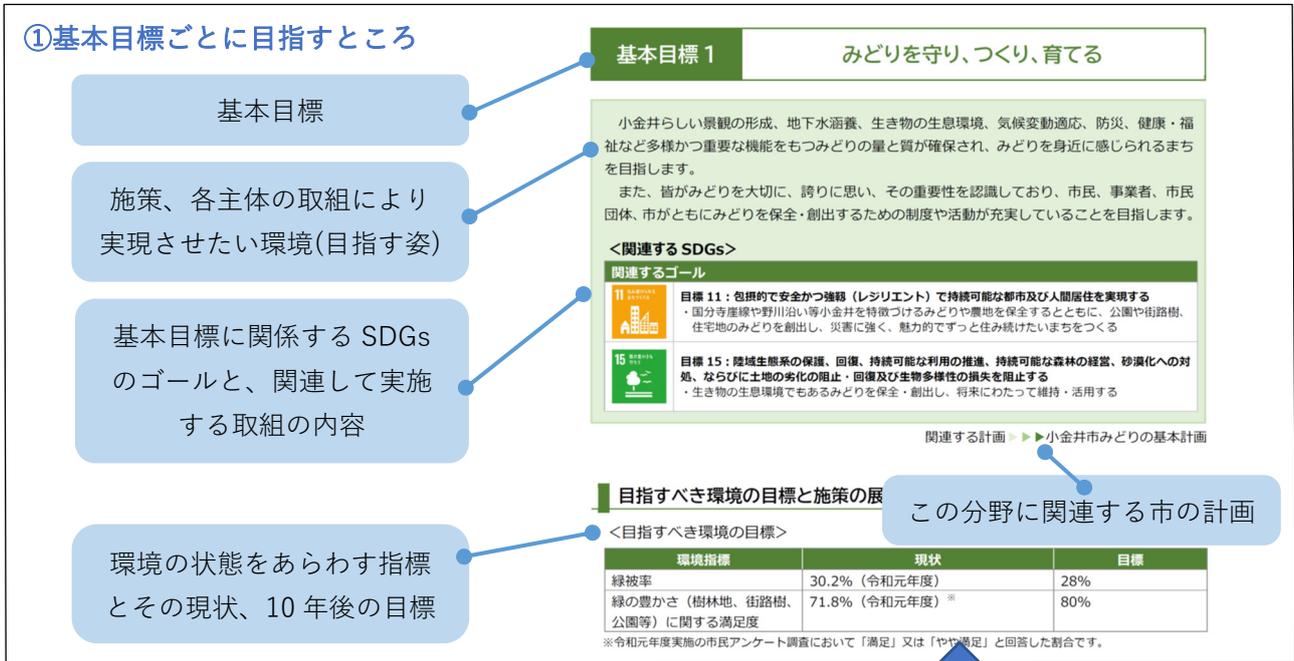
- 子どもから大人へ、シニア層から他の世代へ働きかける
- 学生・若者に対しては、SNSや動画投稿サイト等で情報を拡散させる
- シニア層に対しては、市報に環境情報を掲載する
- 市民が一度は訪れる市庁舎から情報を発信する
- 市内飲食店で地場野菜を使用していることをPRする



4. 基本目標ごとの施策及び取組

○この項目の見方

ここでは、将来の環境像を実現させるために、各分野（基本目標）ごとに 10 年後に目指す姿や目標と、それに対する現状・課題、今後 10 年で展開する市の施策及び市民・事業者の取組を示します。



基本目標 1

みどりを守り、つくり、育てる

小金井らしい景観の形成、地下水涵養、生き物の生息環境、気候変動適応、防災、健康・福祉など多様かつ重要な機能をもつみどりの量と質が確保され、みどりを身近に感じられるまちを目指します。

また、皆がみどりを大切に、誇りに思い、その重要性を認識しており、市民、事業者、市民団体、市がともにみどりを保全・創出するための制度や活動が充実していることを目指します。

<関連する SDGs>

関連するゴール



目標 11：包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

・国分寺産線や野川沿い等小金井を特徴づけるみどりや農地を保全するとともに、公園や街路樹、住宅地のみどりを創出し、災害に強く、魅力的でずっと住み続けたいまちをつくる



目標 15：陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

・生き物の生息環境でもあるみどりを保全・創出し、将来にわたって維持・活用する

関連する計画 ▶▶▶ 小金井市みどりの基本計画

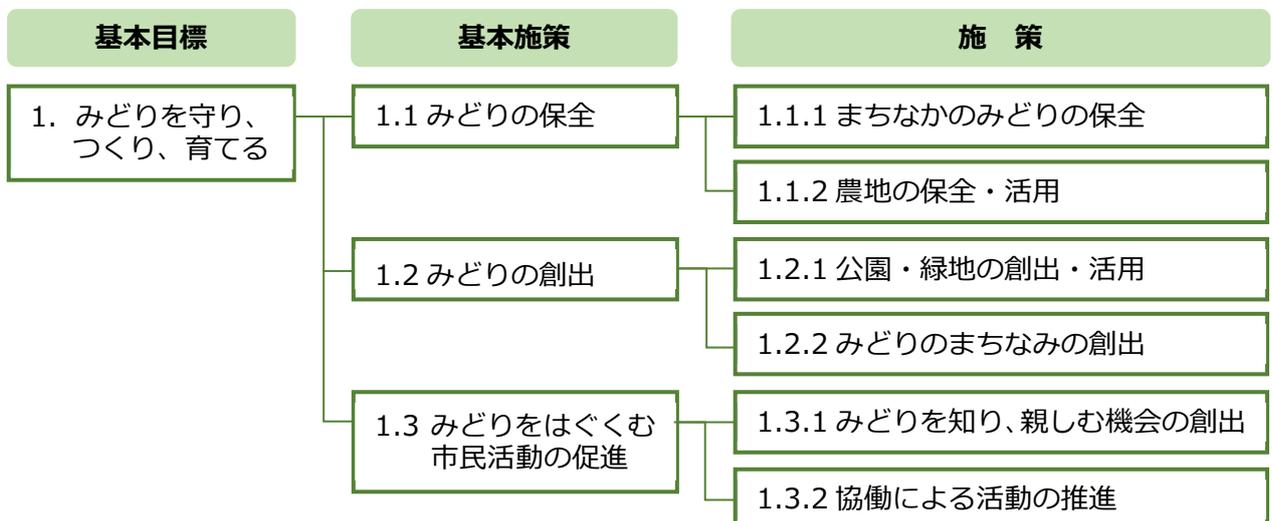
目指すべき環境の目標と施策の展開

<目指すべき環境の目標>

環境指標	現状	目標
緑被率	30.2%（令和元年度）	28%
緑の豊かさ（樹林地、街路樹、公園等）に関する満足度	71.8%（令和元年度）※	80%

※令和元年度実施の市民アンケート調査において「満足」又は「やや満足」と回答した割合です。

<施策の展開>



現状・課題

◆みどりの特徴

・本市のみどりは、国分寺崖線や野川、玉川上水など慣れ親しんだ小金井らしい景観を形成し、癒しを与えてくれます。みどりがあることで地下水が涵養され、湧水を保全することができます。また、これらのみどりは動植物の生息・生育地や移動経路としても重要です。時には自然とのふれあいの場や遊び場、皆の活動の場にもなります。他にも、温室効果ガスの吸収やヒートアイランド現象の緩和など気候変動適応の観点や、火災時の延焼防止・災害時の避難所など防災の観点からも重要です。

・このような多面的機能・役割をもつみどりは、都市をより豊かに、快適にするための基盤（グリーンインフラ）であり、市民の生活と密接に関わっています。

・市内には、国分寺崖線（はげ）や野川などのみどり、公園や学校、社寺林、屋敷林、農地など、様々な種類のみどりが 있습니다。緑被地の内訳としては、樹木・樹林地（竹林を含む）が最も多く（市域の約18%）、草地と農地がほぼ同じ面積（約6%）を占めています（図3-4）。

・これらのみどりを期待される機能に応じて保全・管理しつつ、新たなみどりを創出することで、その多面的機能を将来にわたって維持・向上させることが必要です。

※「みどり」は、樹木、樹林、生け垣、草花、草地、農地などが単独もしくは一体となって構成されている空間、または、それらの要素そのものを指し、水辺、水面もこれに含まれます。一般の公園、保全緑地等の公的な緑地に加え、住宅地の庭、工場や事業所の緑地、屋上緑化、壁面緑化なども含まれます。（「小金井のみどりの基本計画」における定義）
「緑被地」は、樹木・樹林地、草地、農地などで被われた土地のことで、図3-4のグラフは①樹木・樹林地（竹林含む）、②農地（樹木畑）、③農地（その他）、④草地（管理）、⑤草地（雑草地）に分類して調査した結果を集約しています。

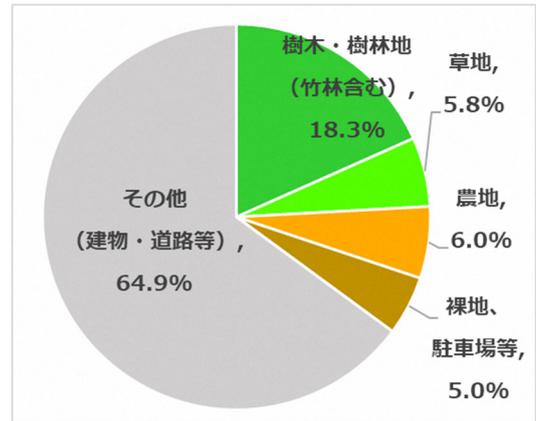


図 3-4 緑被地・裸地等の割合
(令和元年度)

写真：本市の特徴的なみどり

◆みどりの現況

- ・本市のみどりは減少傾向にあり（図 3-5）、みどりの全体量を示す緑被率は平成 21 年度からの 10 年間で 33.7%から 30.2%に変化しました。減少量は 40.53ha で、これは小金井公園の面積（約 80ha）の半分に相当します。
- ・崖線や屋敷林、社寺林などのみどりは、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区や、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づく国分寺崖線緑地保全地域、「小金井市緑地保全及び緑化推進条例」に基づく環境保全緑地（環境緑地、公共緑地）、保存樹木、保存生け垣などの制度により保全が図られています。今後大幅な増加は見込めませんが、引き続き制度を活用した保全及び維持管理を行っていくことが必要です。
- ・公有地である公園・緑地面積は増加しています。平成 30 年度の市域に占める割合は 7.0%であり、周辺市町村の中で最も高くなっています。
- ・民有地については、人口増に伴う宅地開発による農地や樹林地の減少が進んでいます。農地のうち「生産緑地」については令和 4 年（2022 年）にその大半が指定期間 30 年の期限を迎え、買取りの申出や農地以外への転用などが懸念されていることや、土地価格の上昇に伴い相続税の負担が大きくなっていることから今後も農地が減少する恐れがあります。本市においては、指定解除となる生産緑地のうち約 8 割が「特定生産緑地」の指定を受け、引き続き農地として維持される見込みです。また、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の施行により、生産緑地の民間企業等への貸し出しがしやすくなったことから、多様な主体の参画による農地の活用が期待されます。
- ・まちなかのみどりを増やすため、生け垣造成奨励金制度を運用していますが、平成 25 年度以降は 1～3 件で推移しています。また、一定の規模を超える指定開発事業に対する緑化指導などを行っていますが、みどりの減少を抑制するのに十分とは言えない状況です。

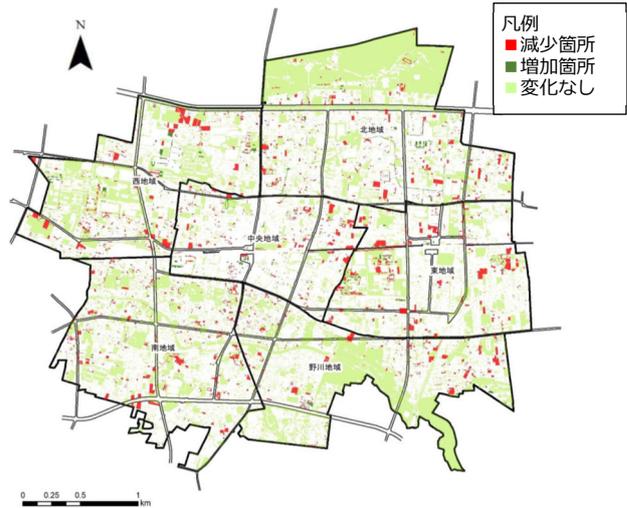


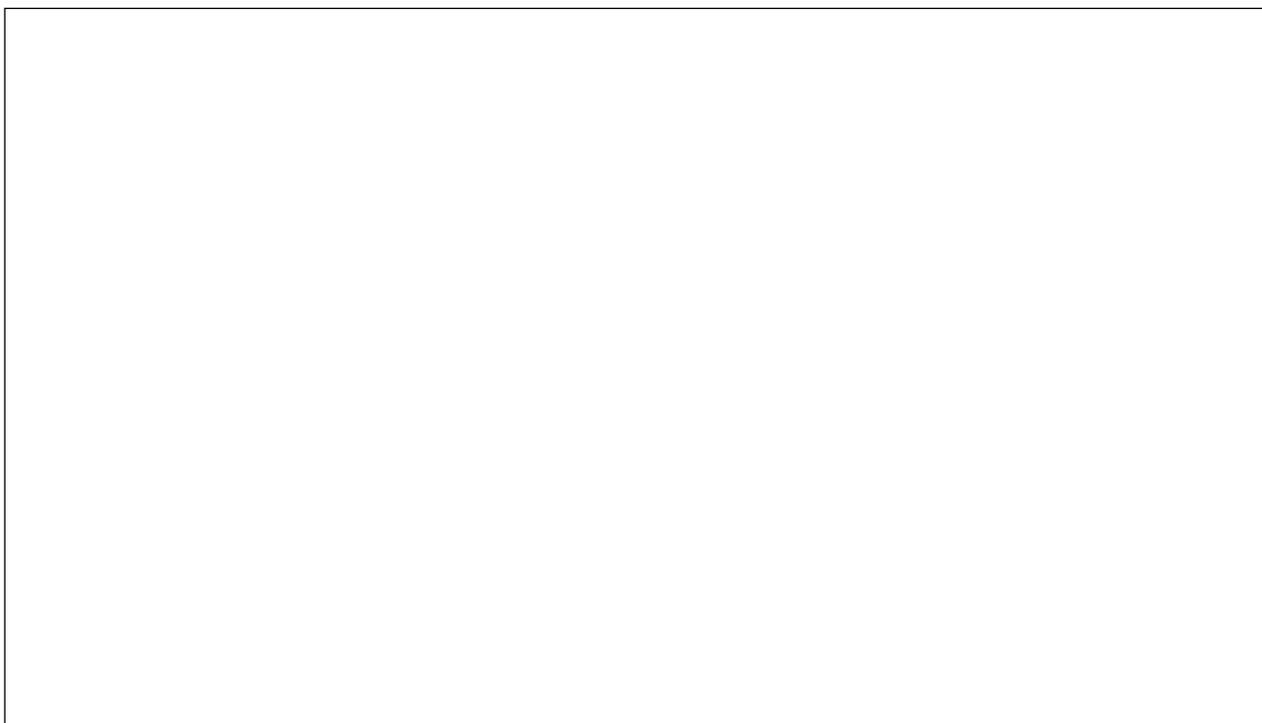
図 3-5 緑被地の増減箇所図(2009⇒2019)

みどりを保全する主な制度と保全が図られているみどり（令和元年度実績）

制度を定めた法令	制度名称	内容		箇所数	面積等
都市緑地法	特別緑地保全地区	都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為などにより現状凍結的に保全する制度。本市では滄浪泉園が指定されている。		1	1.29ha
東京都における自然の保護と回復に関する条例	国分寺崖線緑地保全地域	国分寺崖線には湧水が多く、市街地の中の親水空間として、また野鳥や小動物の生活空間として貴重な自然地となっているため、それと一体となった樹林地等を保全するため、指定を受けた保全地域を相続等の発生により地形の改変等が予測される土地を優先的に東京都が取得している。		3	1.31ha
小金井市緑地保全及び緑化推進条例	環境保全緑地	環境緑地	市民の健康で快適な生活環境を確保するために指定される緑地で、指定により相続税や固定資産税の減免が受けられる。	9	4.78ha
		公共緑地		4	0.37ha
	保存樹木	民有地の一定規模の貴重な樹木・生け垣・緑地等を指定するもの。維持管理のための奨励金を交付している。	-	842 本	
	保存生け垣		-	3833.3m	

◆各主体の取組や意識

- ・令和元年度実施の市民アンケートにおいて、「緑の豊かさ（樹林地、街路樹、公園等）」に関する満足度（「満足」又は「やや満足」と回答）は71.8%で、すべての項目で最も満足度が高くなっていました。「公共の広場や公園の利用しやすさ」は58.8%で、全項目中3番目に高いという結果でした。みどりに関する満足度は、他の環境分野と比較して高いと言えます。
- ・「まちなかの緑化活動（植樹・花壇づくり・緑のカーテン等）」への参加状況は、「参加している」又は「かつて参加していた」という回答は12.5%でしたが、「今後機会があれば参加したい」という回答が55.4%であり、緑化活動への参加意欲がある方を活動に取り込んでいくことが必要です。
- ・現在は、環境市民会議による緑地・公園調査、市民団体による緑地の管理、公園の整備における市民や専門家との連携や、市民参加による管理（環境美化サポーター、花壇ボランティア、公園美化サポーター、剪定ボランティア）、農地における援農ボランティアなどの活動が進んでいますが、ボランティアの高齢化や参加者の固定化などの問題もあり、様々な主体の参画や人材の確保が必要です。



写真：みどりのある風景

施策の内容と各主体の取組

1.1 みどりの保全

<取組指標>

指標	現状	目標
環境保全緑地制度による指定面積	環境緑地：4.78ha（令和元年度）	現状維持
保存樹木の指定状況	保存樹木：842本（令和元年度）	現状より増加
市民農園・体験型市民農園箇所数及び面積（民営を含む）	<市民農園> 4農園、3,070.37m ² <体験型市民農園> 2農園、4,489.46 m ² （令和元年度）	現状より増加

①市の施策

1.1.1 まちなかのみどりの保全

“拠点”となるみどりや、“拠点”をつなぐ“軸”となるみどりを保全するために、引き続き、市条例に基づく環境保全緑地などの指定及び保全・管理を行います。環境保全緑地制度や保存生け垣制度については、より指定を受けやすくするように要件の見直しを行うとともに、みどりの実態に関する普及啓発により、保全意識の向上や制度の周知を図ります。

また、開発にあたって既存樹木の保護を促進するため、環境配慮基準の見直しを行います。

拠点・軸となるみどり

みどりの拠点	みどりの軸
<p>まちなかに点在する一定規模のみどりで、ヒートアイランド現象の緩和や大気浄化等の環境保全の機能を発揮するとともに、人が集うレクリエーションやコミュニティ形成の場と、生物の生育・生息環境、災害時の避難場所等としての役割を担う。「小金井みどりの基本計画」では、規模や特性により以下に区分している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 広域交流拠点 <ul style="list-style-type: none"> ・規模が大きくみどりの多さを印象付け、市内外から広域的に人が集まる都立公園・霊園や大学等を位置づける。 ● 身近な交流拠点 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の人にとって身近なみどりである、都市公園等や学校等の公共施設を位置づける。 	<p>崖線や河川、街路樹等の連続するみどりであり、みどりの拠点と拠点をつなぎ、緑陰の形成や景観形成等による人の移動を促したり、生物の移動経路、火災の延焼防止等の役割を担う。「小金井みどりの基本計画」では、規模や特性により以下に区分している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 歴史と自然軸 <ul style="list-style-type: none"> ・本市の歴史や文化にも関わりが深く、広域的な連続性があるみどり。河川や崖線、主要な道路等が複数重なり、重要性が高い場所をまとめて位置づける。 ● 身近な交通軸 <ul style="list-style-type: none"> ・東西方向に延びる歴史と自然軸に平行、直行して市内をつなぐみどり。人通りが多く市民や来訪者が目にしやすい移動経路となる主要な道路、鉄道路線を位置づける。

1.1.2 農地の保全・活用

農地の宅地化を抑制し、今後も農地として保全するために、改正生産緑地法の各種制度を活かして生産緑地の維持に努めるほか、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が施行されたことに伴い、意欲ある農業者や新規就農者、民間企業等が生産緑地を借りやすくなったことから、営農困難な生産緑地についても積極的に貸借を推進し、農地の活用を図ります。また、農業の担い手不足による農地の減少を抑制するために、引き続き援農ボランティア等による営農支援を行います。

市内植木農家からの緑化資材の調達、環境保全型農業の推進、地元野菜の給食への活用、収穫体験や農業イベントなどの機会を通して、地元農産物の利用促進や、農地を活用した魅力ある交流・地域づくりを推進します。また、他自治体との交流により、農地の保全や活用について、引き続き調査・研究を行います。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 環境保全緑地制度や保存樹木・保存生け垣制度の指定を受け、みどりの保全に協力します。
- 援農ボランティア等に参加し、農業の担い手不足解消に協力します。
- 地元の農産物を積極的に購入し、農地の保全に貢献します。
- 市民農園や体験農園を活用して、みどりに触れる機会を増やします。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 環境保全緑地制度や保存樹木・保存生け垣制度の指定を受け、みどりの保全に協力します。
- 宅地開発等の事業の際には、既存樹木をできる限り保全する等の配慮をします。
- 市内での体験農園の運営への参加などを検討します。
- 特定生産緑地制度の指定を受けたり、営農支援に関する各種制度を活用し、農地の保全を検討します。

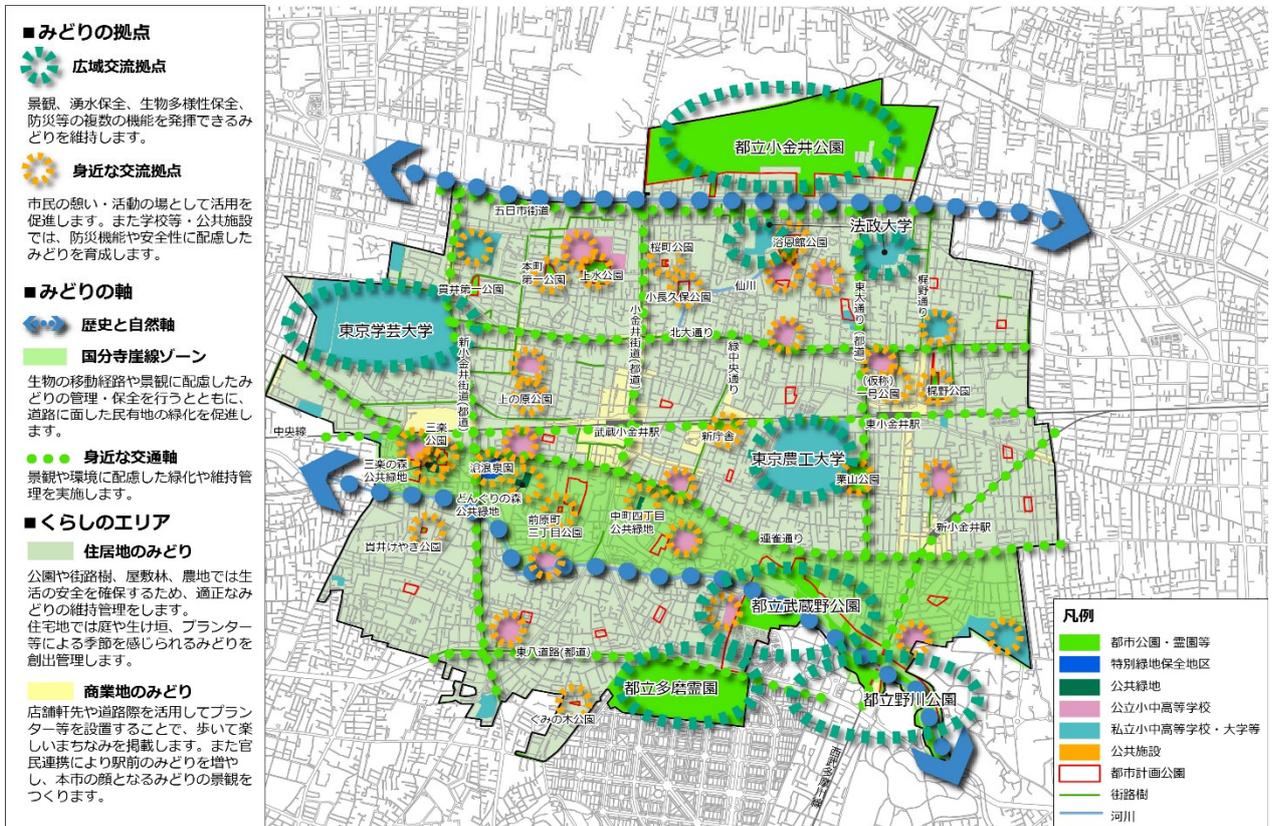


図 3-6 みどりのまちづくり方針図 (案)

1.2 みどりの創出

<取組指標>

指標	現状	目標
公園・緑地面積	85.73ha（平成 30 年度）	現状より増加

①市の施策

1.2.1 公園・緑地の創出・活用

みどりの“拠点”の創出のため、引き続き公園等の整備を進めます。整備にあたっては、「小金井市公園等整備基本方針」に基づき、既存のみどりとの連続性を考慮した一体的な整備、配置の見直しや機能の充実などを図り、公園等の質の向上に努めます。

学校や公民館など公共施設におけるみどりの保全・管理及び緑化も引き続き実施します。

また、“拠点”をつなぐ“軸”となるみどりを整備し、みどりのネットワーク化を図るために、引き続き道路の街路樹の整備等を行います。

1.2.2 みどりのまちなみの創出

みどりあふれるまちなみを創るために、住宅、事業所などの民有地において庭木やプランター、花壇なども活用して、できる限りの緑化を進められるように支援をしていきます。緑化の方法などについて、「緑化の手引き」等を作成して情報提供を行います。また、生け垣造成奨励金制度の適用対象を拡大してより使いやすい制度とし、接道部の景観を高めるような緑化を促します。

開発時には、環境配慮基準の適用面積の引き下げにより、緑化基準を適用する対象を拡大し、開発を契機とした緑化を促進します。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 環境美化サポーター等に登録し、各種活動を通じて、公園等の魅力向上に取り組みます。
- 「緑化の手引き」等を参考に自宅の庭やベランダでの緑化や壁面・屋上等の緑化に取り組みます。
- 庭先やプランター等への草花による緑化に取り組み、みどりと花があふれるまちなみをつくります。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 「緑化の手引き」等を参考に事業所の駐車場やベランダでの緑化や壁面・屋上部等の緑化に取り組みます。
- 開発行為等を行う場合には、環境配慮基準等に基づき、敷地の一部の緑化を行います。

1.3 みどりをはぐくむ市民活動の促進

<取組指標>

取組指標	現状	目標
都市公園整備における市民参加実施の割合	梶野公園、貫井けやき公園で実施	100%

①市の施策

1.3.1 みどりを知り、親しむ機会の創出

本市のみどりへの関心を高めるために、みどりの実態調査結果やみどりの基本計画の紹介、ガーデニングや優れた緑化事例の紹介など、様々な手段・内容で情報発信の充実を図ります。

また、小中学生や子育て世代などを対象とした環境学習の充実をはじめ、イベント・講座などにおける学習機会の提供、地元大学や市民団体等との連携による人材育成などにより、みどりへの理解を深め、みどりに親しむきっかけづくりを行います。

1.3.2 協働による活動の推進

市民参加によるみどりの保全・活用を充実させるために、清掃用具の提供や補助金の交付など、既存ボランティアの活動支援を継続します。活動の活発化のためボランティア同士の情報交換の場を設けて交流を図るとともに、活動の間口を広げるために、気軽に参加しやすい新しいボランティア制度の創設などを行います。

また、地域を挙げてみどりを維持・創出していくために、市民参加による公園づくり、学校や公的施設のみどりの地域による管理、剪定等のボランティアの紹介を進めます。

みどりに関する募金など新たな資金確保につながる仕組みづくりを検討し、既存の活動に参加することが難しい市民でも、みどりの保全や創出に関わることができるようにします。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 市、事業者及び他の市民が発信するみどりに関する情報を収集します。
- みどりに関するイベントや講座に参加し、ボランティア活動のきっかけづくりやみどりに係わる仲間づくりの場として活用します。
- みどりに関するボランティア活動に参加します。
- みどりに関する募金等に参加して、みどりの保全・創出を支援します。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 市、他の事業者及び市民が発信するみどりに関する情報を収集します。
- みどりに関するボランティア活動に地域の一員として参加します。
- みどりに関する募金等に参加して、みどりの保全・創出を支援します。

小学生の取組アイデア ～小学生ワークショップ結果より～

- 街路樹を増やす
- みどり、木に毎日水をやる
- 植物（草、木）を大事にする
- 庭園を造る
- 植物をたくさん植える
- 花を育てる（最後まで）
- 植物からとった種をまた植える
- 植物に関心をもつ
- 畑で野菜を買う
- 公園をきれいにする
- みどりを守るために学校などで動いて木を植えたりする



武蔵野台地の地下水、国分寺崖線の湧水、野川や玉川上水の水辺等による水循環のメカニズムが広く理解され、かつて「どぶ川」と呼ばれた野川の水質改善・水涸れ対策など、水環境・水利用に関して取り組んできた歴史や成果を皆で共有しながら、地下水・湧水等の水循環を回復する取組を継続し、将来にわたって豊富な水資源が利活用されていることを目指します。

<関連する SDGs>

関連するゴール



目標 3：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

- ・小金井の豊かな地下水、湧水、野川や玉川上水の水質を維持し、市民等の健康に影響が出ないように監視する



目標 6：すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

- ・地下水、湧水、河川の水質を維持し、衛生的に利用できるよう監視する
- ・武蔵野台地や国分寺崖線といった特徴的な地形を地下水や湧水、河川が巡ることによって成り立っている水循環を回復し、将来にわたって維持するために、地下水の涵養を進める
- ・水資源を大切に使うため、雨水利用を進める
- ・水と衛生に関わる分野において市民参加を促進し、小金井の豊かな水環境をみんなで守る

関連する計画 ▶▶▶ 地下水及び湧水の保全・利用に係る計画

目指すべき環境の目標と施策の展開

<目指すべき環境の目標>

環境指標	現状	目標
市内の地下水位	過去 10 年間でほぼ一定	現状から低下しない※1
湧水の水量	測定地点数：5 地点 全地点の合計：960L/分（令和元年度）	現状から減少しない※1
野川の水質	①DO：8.6～9.1mg/L（令和元年度）※2 ②BOD：0.5mg/L（令和元年度）※2	左記項目についてすべての地点・回で河川水質環境基準（A 類型相当）を達成※3 ①7.5mg/L 以上、②2mg/L 以下
湧水の水質	①硝酸性窒素：5.27～7.72mg/L ②トリクロロエチレン：定量下限値未満 ③テトラクロロエチレン：定量下限値未満 ④1-1-1-トリクロロエタン：定量下限値未満（令和元年度）	左記項目についてすべての地点・回で地下水環境基準※4を達成 ①10mg/L、②0.01mg/L 以下、 ③0.01mg/L 以下、④1mg/L 以下

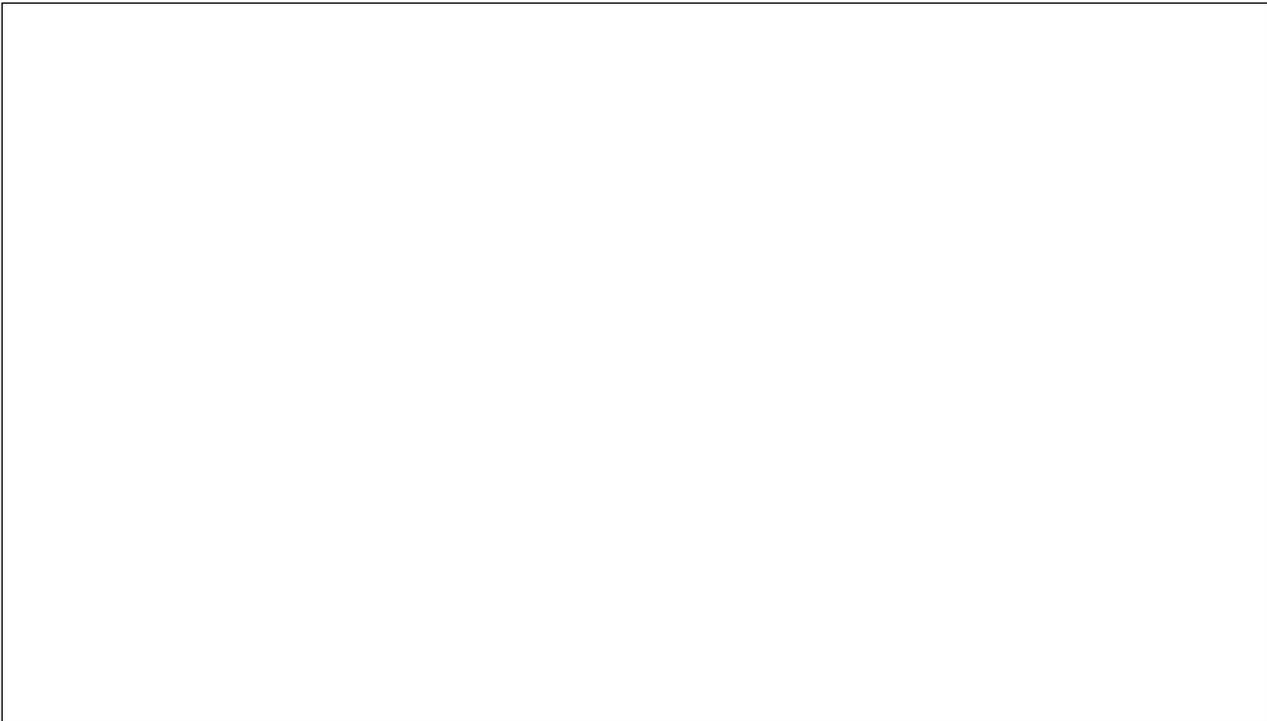
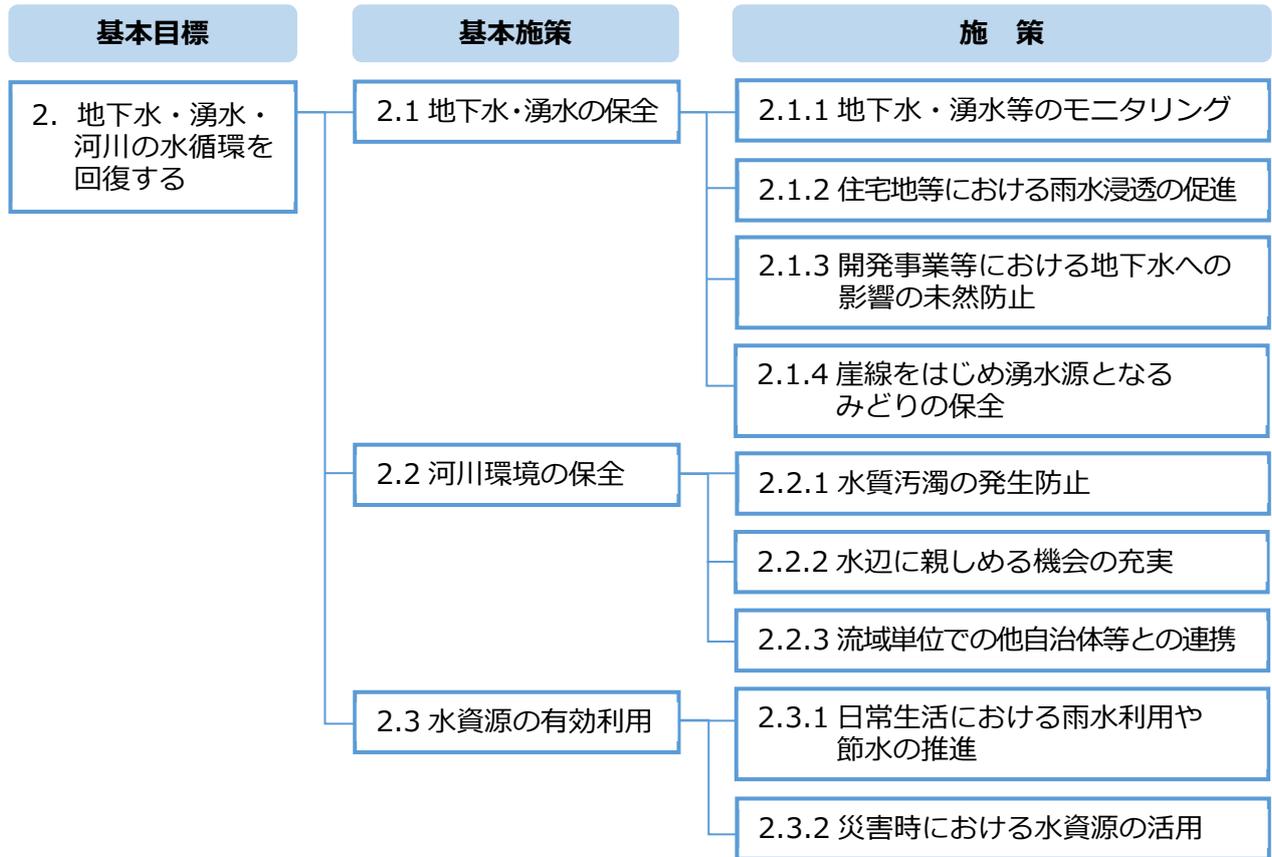
※1 地下水位や湧水量は雨量に影響されることから、単年度の測定値ではなく、毎年同時期の長期的な傾向で評価することを想定しています。

※2 当該年度のすべての測定値（地点及び回数）の最小～最大の幅です。

※3 本地点に適用される水質環境基準は D 類型ですが、現状値は、D 類型基準値よりも良好である A 類型相当であることから、A 類型相当を目標に設定しました。

※4 湧水に対する環境基準はないため地下水環境基準を適用します。

<施策の展開>



写真：水辺の風景

現状・課題

◆地下水・湧水・河川との関わり

- ・「小金井」の地名は、「黄金に値する豊富な水が出る」に由来するとも言われ、本市では昔から地下水が生活や産業に利用されてきました。市の南部を東西に走る国分寺崖線（はげ）の周辺では、武蔵野台地に降った雨が崖下で湧水として湧出し、野川などととも身近な水辺となっています。
- ・このような良好な水環境をもつ本市は、「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」に基づき、全国的にも知られる雨水浸透ますの普及をはじめ、地下水・湧水など水循環の健全化に取り組んできました。



写真 3-4 黄金の水（宝永四年六地蔵）

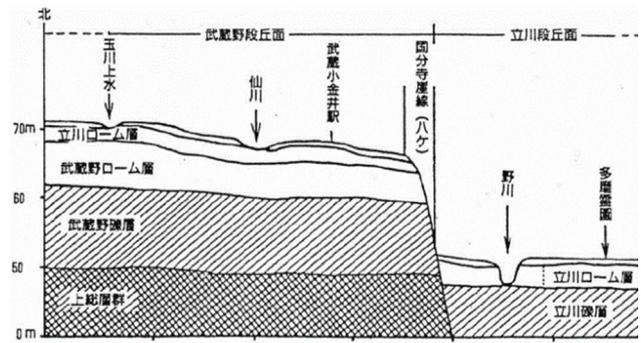


図 3-7 国分寺崖線（はげ）の地形

◆地下水・湧水・河川環境の現状

- ・市内の地下水位や湧水量は、ここ数年で大きな増減は見られず、安定して推移しています（図 3-8、図 3-9）。湧水の水質も、水質指標や生物（底生生物、付着藻類）の確認結果から、概ね良好な状態に保たれていると考えられます。
- ・代表的な河川である野川は、渇水時には水涸れが見られるものの、有機汚濁指標である BOD(生物化学的酸素要求量)が 2mg/L 程度であるなど、水質は良好な状態です。野川には直接排水が流入することはありませんが、本市の下水道は多くが合流式であるため、大雨時には下水道管から水が溢れ、下水道の排出口から汚水が雨水とともに河川などの水環境中へ排出されてしまう恐れがあります。
- ・今後、気候変動による渇水や豪雨の影響が大きくなる懸念もあり、引き続き、市内の水環境をモニタリングしていくことが重要です。また、自然災害が発生した際に水利に困らないよう、予め備えておく必要があります。
- ・各種モニタリング調査の結果は、地下水保全会議や環境報告書で審議・公表されています。本市の地下水・湧水保全の取組やその効果について、多くの市民にさらに PR していくためにも、一般向けの分かりやすい解説への加工などに力を入れていくことが重要と考えられます。

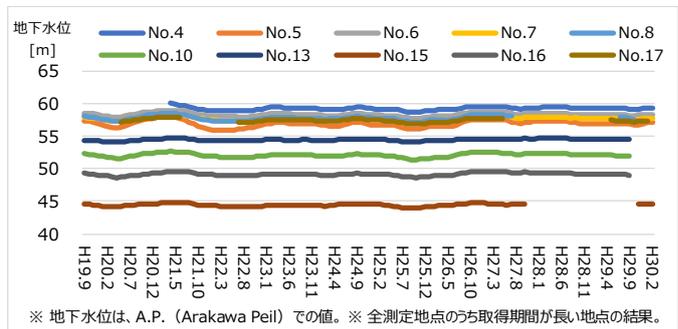


図 3-8 地下水位の推移

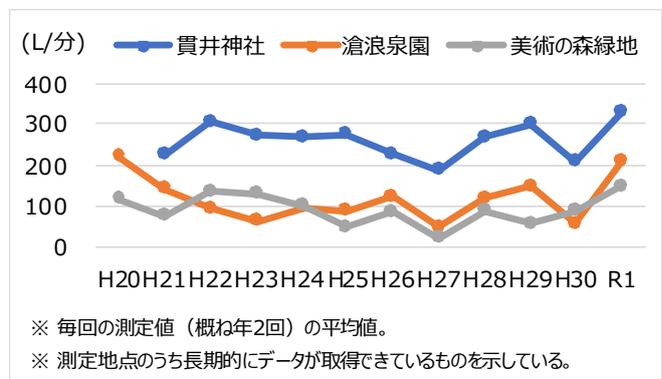
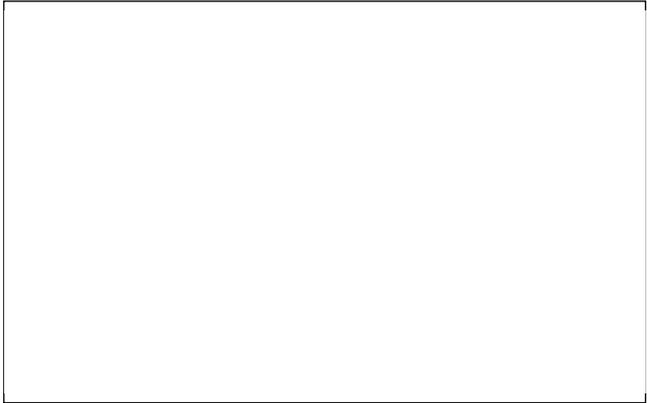


図 3-9 湧水調査結果

◆地下水・湧水の保全の取組

- ・雨水が浸透しやすい自然被覆地の減少が続いています。例えば、平成 24 年から平成 29 年の 5 年間で、宅地が 11ha 増加する一方で農地が 7ha 減少し、農地から宅地への転用が進んでいます。
- ・湧水の湧出過程において、崖線をはじめとするみどりが重要な役割を果たしています。これらのみどりは、国・都・市の法や条例に基づく制度の適用や、公園や社寺林等の形で保全・担保されており、この状況を継続していくことが重要です。
- ・また、市域の 6 割を占める住宅地等における地下水涵養を促進するため、新築や増改築時の雨水浸透ますの設置や、道路における雨水浸透ます等の整備を進めています。地下水・湧水の保全のみならず、河川水質の維持や水害軽減のためにも、住宅地や道路における雨水浸透などの取組を一層進めていくことが重要です。



写真：国分寺崖線のみどりなど

◆各主体の取組や意識

- ・令和元年度実施の市民アンケートでは、「水のきれいさ（河川や湧水の水質、におい等）」に関する満足度（「満足」又は「やや満足」と回答）は 52.9%、「水辺との親しみやすさ（河川や湧水を身近に感じるか）」については 47.9%でした。
- ・同市民アンケートでは、節水に関する取組である「こまめに水道の蛇口をしめる」を「いつもしている」と回答した市民が 82.9%、「ときどきしている」と合わせると 95.6%であり、水を大切にするという意識は浸透していると考えられます。また、水利用量（1 人 1 日あたり）をみると、直近の 5 年間は 280～298L の範囲内であり、全国平均値（297～303L）よりも少ない量となっています。今後も水を大切に使うという意識を持ち続けることが重要です。
- ・清掃を通じて野川流域の環境保全に関心をもってもらう環境イベントとして「クリーン野川作戦」を行っており、毎年多くの市民が参加しています。このほかにも、様々な水環境をテーマにしたイベントや学習機会を設けていくことが重要です。

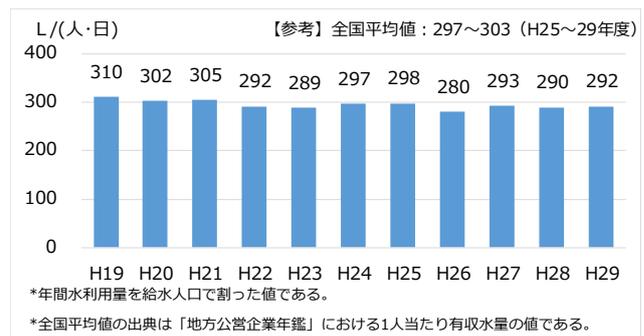


図 3-10 水利用量の推移

施策の内容と各主体の取組

2.1 地下水・湧水の保全

<取組指標>

指標	現状	目標
地下水・湧水等の調査回数	地下水位調査：年 12 回 地下水質調査：年 4 回 湧水水質調査（湧出量、水質、水生生物）：年 2 回 野川水質調査：年 2 回 （令和元年度）	頻度や地点について現状維持もしくは拡充
雨水浸透ますの設置数（単年度）	1,659 基（令和元年度）	毎年 1,500～2,000 基の範囲又はそれ以上※ ¹
透水性舗装の新規導入量	透水性アスファルト 31m ² 透水性インターロッキングブロック計 1,884m ² （令和元年度）	（設定しない）※ ²

※¹ 過去 10 年間（平成 20～29 年度）の実績（1,669～2,278 基）を踏まえ設定しました。

※² 単年度の実績予測が困難であるため目標値は設定しませんが毎年度の把握は継続します。

①市の施策

2.1.1 地下水・湧水等のモニタリング

市内の地下水・湧水・河川などを対象に、水質、地下水位、流量、水生生物などの調査を行い、市内の水環境をトータルに把握することを継続します。調査結果は、毎年の環境報告書で公表するほか、市報、ホームページ、SNS などを使って、積極的に情報発信します。

また、地下水・湧水に対する市民の関心を高め、学習する機会を提供するため、市民参加型での地下水・湧水等を測る体験イベントなどを検討・実施します。検討・実施にあたっては、市、環境市民会議、大学等の教育・研究機関、市民団体、CSR 活動を進める事業者の連携・協力体制を構築します。

2.1.2 住宅地等における雨水浸透の促進

崖線上の台地に広がる住宅地からの雨水を浸透させ地下水涵養を促進するために、引き続き、新築や増改築における雨水浸透ます（図 3-11）等雨水浸透施設の設置・普及促進を行います。排水設備指定工事店との連携などによる効果的周知や、設置助成を行います。道路や公共建築物においても、雨水の地下浸透対策を進めていきます。

また、雨水浸透対策は、地下水涵養という環境面だけでなく、都市水害の軽減という防災面からも重要であることなど、その多面的な効果について、市民・事業者に分かりやすく発信し、理解と行動を促します。

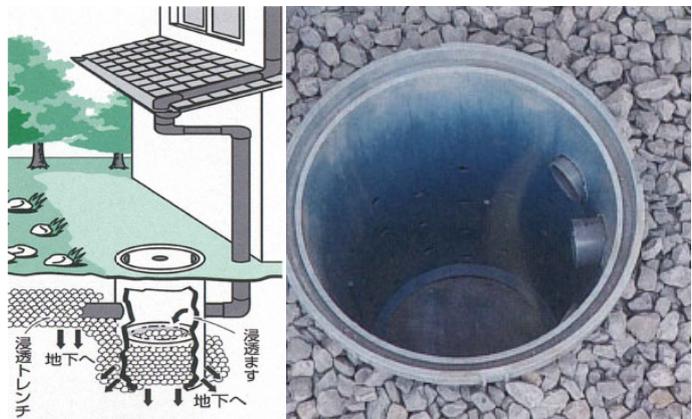


図 3-11 雨水浸透ますの概念図と設置例

2.1.3 開発事業等における地下水への影響の未然防止

地下水への影響が懸念される開発事業等については、事業者に「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」を周知し調査等を求めるとともに、専門家から構成される「地下水保全会議」による審議を踏まえながら、事業による影響の把握や実施した対策のフィードバックを行います。

2.1.4 崖線をはじめ湧水源となるみどりの保全

湧水の湧出過程で重要な役割を果たしている崖線のみどりをはじめ、緑地・農地など自然的な土地利用について、東京都が指定する緑地保全地域、市が指定する環境保全緑地などの制度の適用によって引き続き保全を図っていきます。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 地下水・湧水について関心をもち、学校の自由研究などの機会に環境データを自ら調べたり、環境イベントなどへ参加したりすることで、地下水・湧水の特徴や大切さを学びます。
- 住宅等の新築や増改築にあたっては、雨水浸透の重要性を理解し、雨水浸透施設を設置するよう努めます。また、設置した後も、その機能が低下しないよう、ごみや落ち葉を除去するなど、メンテナンスを行います。
- 崖線のみどりをはじめ、自然被覆地からの浸透が湧水を保全する上で重要な役割を果たしていることを理解し、自然地を改変する場合は、その機能を失わないように配慮します。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 事業所等の新築や増改築にあたっては、努力義務として雨水浸透施設を設置するよう努めます。特に、地下深くに構造物を造る場合は、「地下水及び湧水を保全する条例」に基づく調査を行うとともに、地下水への影響低減のための対策を講じます。
- 崖線のみどりをはじめ、自然被覆地からの浸透が湧水を保全する上で重要な役割を果たしていることを理解し、自然地を改変する場合は、その機能を失わないように配慮します。
- 井戸等の水環境調査を自社で行っている場合は、行政や市民へ調査結果などを提供・公開します。また、市民参加型での水環境調査イベントを資金・企画・人材・活動場所などの面からできる限り支援します。

全国に誇る、協働による雨水浸透の取組

本市は雨水浸透の取組が進んでいることで全国的にその名が知られています。

本市の雨水浸透事業は、市民・事業者（排水設備指定工事店）・行政による市民協働の成功例として、公益社団法人日本河川協会の「第3回日本水大賞」、公益社団法人土木学会の「環境賞」などの賞を受賞してきました。

昨今では、地下水涵養の観点のみならず、洪水被害の軽減効果の観点からも雨水浸透施設の重要性がますます高まっています。今後も市民、事業者、市が協力して設置率を高めていくことが必要です。



写真：第3回日本水大賞 表彰状

2.2 河川環境の保全

<取組指標>

指標	現状	目標
分流式下水道の整備延長（単年度）	汚水管：21,277m（令和元年度） 雨水管：15,104m（令和元年度）	（設定しない）※1
クリーン野川作戦等河川環境の保全に係る普及啓発イベント・講座の実施回数	クリーン野川作戦等イベント ：1回（令和元年度） 公民館講座：1回（令和元年度）	現状以上

※1 単年度の実績予測が困難であるため目標値は設定しませんが毎年度の把握は継続します。

①市の施策

2.2.1 水質汚濁の発生防止

事業者等に対して、水質汚濁防止に関する法令等（水質汚濁防止法、下水道法、本市条例等）に基づく規制や指導を行います。

大雨時に、下水が増えて河川へ越流し水質悪化に至るのを防ぐため、雨水の貯留や地下浸透により洪水のピークを低減する効果のある雨水浸透施設（→施策 2.1.2 参照）及び雨水貯留施設（→施策 2.3.1 参照）の整備・普及や、合流式下水道から分流式下水道への転換を進めます。

2.2.2 水辺に親しめる機会の充実

「クリーン野川作戦」といった河川の保全活動や、自然体験の機会を増やすことで、水辺に親しむことのできる機会を充実させます。水辺の環境学習等のテーマで活動している教育機関や団体等と連携することで、効果的な情報発信や企画運営を図ります。



写真：クリーン野川作戦

2.2.3 流域単位での他自治体等との連携

水の移動は市域で完結しているわけではなく、上下流の近隣自治体における取組との連携が効果的かつ不可欠です。野川流域連絡会をはじめ、各種協議体を通じて、水循環に係る課題やデータ等の共有、流域全体での一斉調査等の広域的取組など、流域間連携を引き続き進めていきます。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 野川や玉川上水などについて関心をもち、学校の自由研究などの機会に環境データを自ら調べたり、環境イベントなどへ参加したりすることで、その特徴や大切さを学びます。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 水質汚濁防止に関する法令等を遵守するとともに、事業所や作業場において水質汚濁や地下水汚染等が発生させる可能性がある場合は、発生防止のための適切な対策を行います。

2.3 水資源の有効利用

<取組指標>

指標	現状	目標
雨水貯留施設（雨水タンク）設置基数（単年度）	2 件（令和元年度）	年間 10 件以上 ^{※1}
市民 1 人あたり配水量	292 L/(人・日)（平成 29 年度） ^{※2}	現状より増えない
震災対策用井戸数 ^{※3}	38 か所（令和元年度）	現状維持もしくは増加

※1 過去 10 年間（平成 20～29 年度）の実績（5～23 件）を踏まえ設定しました。

※2 最新値は確認中。

※3 「小金井市震災対策用井戸に関する要綱」に基づき指定される、応急給水に供する井戸です。現状値は「小金井市地域防災計画」より。

①市の施策

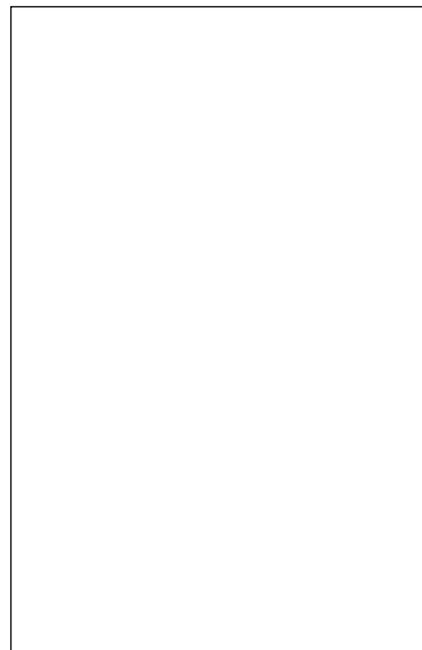
2.3.1 日常生活における雨水利用や節水の推進

雨水貯留施設（雨水タンク）の設置を推進するとともに、各主体や様々な団体と連携し、雨水を利用するライフスタイルの発信を行います。また、本市の水資源・水利用に関する情報提供や節水行動を啓発し、行動を広めます。

雨水利用をテーマに活動する団体（例：雨水ネットワーク会議）や研究機関と連携し、雨水利用に関する技術や政策で本市にも適用可能性があるものは、紹介や導入を積極的に進めます。

2.3.2 災害時における水資源の活用

「小金井市地域防災計画」とも連携しつつ、震災や渇水時の水源の拠点となる震災対策用井戸の指定や周知、防火用水としても機能する雨水貯留施設（雨水タンク）等、非常時に備えて水資源の活用体制を整えます。また、設備の適切な維持管理、利用方法等の周知や訓練等を行います。



写真：雨水タンクの例

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 雨水貯留施設（雨水タンク）を設置し、庭木散水、洗車等の利用に努めます。
- 井戸をもつ家庭では、そのメンテナンスや利用（散水等）に努めます。また、非常時の飲用等にも使えるよう、近所への日ごろからの周知なども行います。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 雨水貯留施設（雨水タンク）を設置し、散水や中水等への利用に努めます。
- 建物の設計・施工に係る事業者（ハウスメーカー、工務店等）は、雨水利用に関する商品開発や施主への提案を積極的に行います。

みどりや水で形成される多様な自然環境と、そこに生息・生育する生き物からなる生物多様性が確保され、生態系からの様々な恵みを楽しみつつ、自然と共生したまちとなっていることを目指します。

市民や事業者、市民団体、市が協働して生物多様性を保全するための取組が進められ、大人から子どもまで多くの市民が自然と親しめる機会が増えていることを目指します。

<関連するSDGs>

関連するゴール



目標 15：陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

- ・国分寺崖線や野川などの自然環境、公園、農地、玉川上水などのみどりや水辺と、そこに生息・生育する動植物からなる生態系、貴重な動植物、それらがもたらす自然の恵みを保全・回復し、持続的に利用する
- ・生物多様性の大切さ・価値を理解し、地域で守る
- ・小金井において長い時間をかけて成立してきた本来の生態系を守るため、外来種による攪乱等を防止する

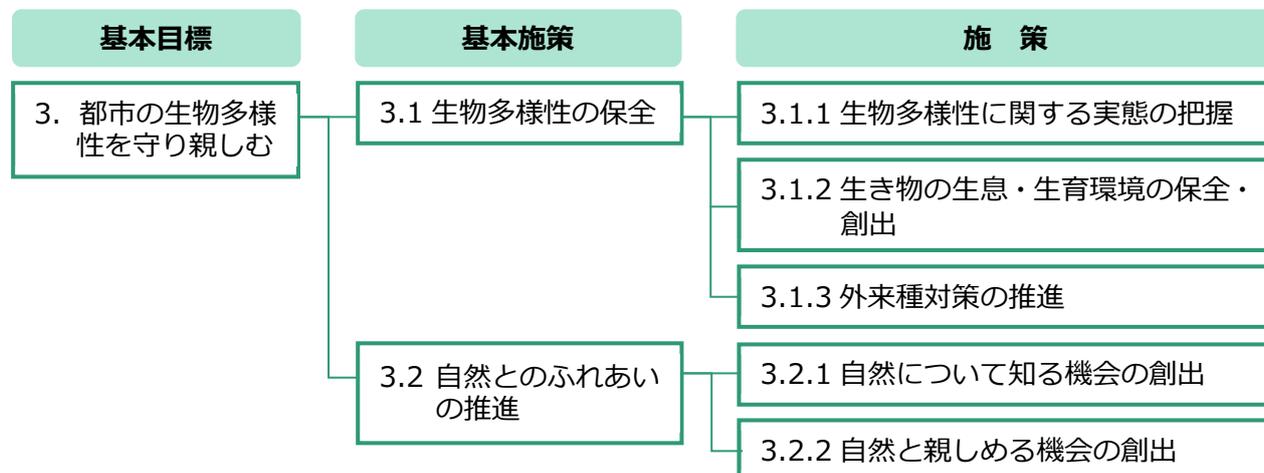
目指すべき環境の目標と施策の展開

<目指すべき環境の目標>

環境指標	現状	目標
生物多様性の認知度	—	75%
生き物との親しみやすさに関する満足度	44.8%（令和元年度）※	55%

※令和元年度実施の市民アンケート調査において「満足」又は「やや満足」と回答した割合です。

<施策の展開>



現状・課題

◆生物多様性とは

- ・地球上には約 3,000 万種の生き物が生息しており、これらはお互いに繋がりがあって存在しています。生物多様性とは、これらすべての生き物の間に違いがあることです*。
- ・生物多様性には、「生態系の多様性」（様々なタイプの自然があること）、「種の多様性」（様々な種の生き物がいること）、「遺伝子の多様性」（同じ種の中で異なる遺伝子をもつことで、多様な個性が存在すること）の 3 つのレベルがあります*。約 40 億年にわたる長い時間をかけて生き物が様々な環境に適応し、進化してきた結果生まれたものであり、非常に価値のあるかけがえのないものです。
- ・また、生物多様性は、私たちの暮らしを支える様々な恵み（生態系サービス）をもたらしてくれています（右図）。
- ・今、生物多様性には危機が迫っていると言われています（右図）。生き物の生息地の減少や、外来種による生態系の攪乱などは、本市の生物多様性にも影響を与え得る問題です。将来にわたって自然の恵みを享受し続けるためには、その重要性や迫っている危機を理解し、生物多様性の保全に取り組んでいくことが重要です。

※ 1992 年に採択、1993 年に発効した「生物多様性条約」において、『「生物の多様性」とは、すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む』と定義づけられています。

◆本市における生物多様性の現状

- ・本市の生物多様性は、野川や崖線（はけ）、湧水などの自然環境が存在し、これらを基盤とする生態系が成立していることが特徴と言えます。また、農地や公園緑地などでは都市の生物多様性が存在していると考えられます。
- ・本市の代表的な環境である野川には、多様な動植物が生息・生育しています。例えば、小金井新橋周辺～やまべ橋までの間でも草本から木本まで 90 種を超える植物が確認されています。一方で、アレチウリやオオブタクサなど「外来生物法」の特定外来生物や、「生態系被害防止外来種リスト」の掲載種（アメリカザリガニ、ウシガエル等）も確認されています。ペット由来の外来種であるミシシippia カミミガメ（ミドリガメ）も確認されています。
- ・また、野川流域連絡会が実施している生き物調査では、平成 30 年 1 月（冬季）は 15 種、同年 8 月（夏季）は 14 種の水生生物が確認されており*、東京都レッドデータブック掲載種のメダカ（絶

生態系サービスの例～人間が享受する自然の恵み

基盤サービス	酸素の供給、気温・湿度の調整、水や栄養塩の循環、豊かな土壌等
供給サービス	食べ物、木材、医薬品、品種改良、生物模倣（生き物の形や機能）
文化的サービス	地域豊かな文化、自然と共生してきた知恵と伝統
調整サービス	安全な水の確保、土壌流出防止等

生物多様性に迫る 4 つの危機

- **第 1 の危機 開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少**
開発や乱獲などにより、生き物の生息・生育環境が失われたり、生物種が減少しています。
- **第 2 の危機 里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下**
里地里山など、人間との関わりにより維持されてきた環境の手入れ不足により、その環境に特有の生き物が減少しています。
- **第 3 の危機 外来種などの持ち込みによる生態系の攪乱**
外来種や化学物質が外部から持ち込まれることにより、在来種によって成り立っている地域の生態系が攪乱されています。
- **第 4 の危機 地球環境の変化による危機**
地球温暖化に伴う地球環境の変化により、生き物の生息・生育環境が失われています。

注) 生物多様性センターHP 内「日本の生物多様性の危機」「生物多様性に迫る危機」をもとに一部改変

写真：湧水生態系調査の様子

減危惧Ⅰ類) やスジエビ(留意種) も含まれていました。その他、野川流域連絡会が発行している「野川マップ」や「生き物ガイドブック」には、野川に生息・生育する多様な動植物が紹介されており、野川は生物多様性の観点から重要な環境であることがわかります。

※出典：「第8期野川流域連絡会活動記録」(平成31年1月、野川流域連絡会)

- 市内4か所(貫井神社、滄浪泉園、美術の森緑地、中町四丁目公共緑地)では、毎年2回湧水生態系調査(水質、底生生物、付着藻類等)を実施しています。平成30年度の調査では、4か所で合計49種の底生生物や合計32種の付着藻類が確認されました。付着藻類については、環境省レッドリスト2020で準絶滅危惧に指定されているタンスイベニマダラが確認されています。外来種は確認されず、在来種による生態系が維持されていました。
- 野川第一調整池・第二調整池では、平成18年度から自然再生法に基づく自然再生事業が実施されており、田んぼや湿地、ため池などが整備されました。これら湿性の環境は多様な生物の生息に適した環境であり、第一次実施計画による自然再生整備の前後では新たに出現した種が多く確認されています(表3-2)。生物多様性の回復がなされた好例です。
- 上記のような水辺以外にも、崖線のみどり、まちなかのみどりなど多様な環境がありますが、市で実施している調査が少ないこと、市民団体主催の調査や観察会は実施されているものの、その情報が集約されていないことから、市域の生物多様性の全体像が把握しにくい状況です。
- まちなかでは、街路樹への在来種の導入などが進められており、開発時の緑化指導においては東京都の「植栽時における在来種選定ガイドライン」に基づく在来種の導入を促進しています。このような取組を、市内各所で展開していくことが必要です。



図3-12 野川自然再生事業対象地区
出典：東京都建設局HP「野川の自然再生」

表3-2 自然再生整備前後における確認種数の変化

	平成14年度調査	平成19-22年度の総確認種数	平成14年度からの増減	平成14年度と比較して平成19-22年度に新たに	平成14年度に確認され、平成19年度以降確認さ
				増加した種数	減少した種数
植物	212	344	+132	168	36
魚類	9	12	+3	4	1
昆虫	215	478	+263	317	54
鳥類	49	45	-4	11	15
底生生物	20	80	+60	68	8

出典：「野川第一・第二調整池地区 自然再生事業実施計画書第二次実施計画書」(平成25年1月、東京都北多摩建設事務所)



写真：野川の生き物、レッドデータブック掲載種など

◆各主体の取組や意識

- ・野川第一調整池・第二調整池の自然再生事業は、市民、市民団体、学識者、行政から構成される自然再生協議会が中心となり、生物の生息環境を整備するだけでなく、生き物とのふれあい、生き物を通じた人々のふれあいの場を再生・整備してきました。現在は、市民からなる管理運営団体「野川自然の会」が都と協働でモニタリングや維持管理を実施しています。
- ・毎年実施している「クリーン野川作戦」では、水生生物や植物の自然観察会と、特定外来生物の駆除活動が行われており、市民が生物多様性を知る良い機会となっています。
- ・はげの森や野川流域、都立公園では、市民団体主催の調査や自然観察会等、自然とふれあえる機会が提供されています。市民団体等との連携を進め、市民の参加機会を増やしていくことが必要です。
- ・令和元年度実施の市民アンケートでは、「生き物（野鳥、昆虫、水生生物等）との親しみやすさ」についての満足度（「満足」又は「やや満足」と回答）が44.8%でした。また、「地域の自然（生き物・樹林等）の保全活動」について、「今後機会があれば参加したい」という回答が57.7%であり、保全活動や観察会等に様々な人が参加しやすくなるよう、多様な機会の創出やきっかけづくりが必要です。
- ・また、同アンケートでは農地や土との親しみやすさについての満足度が41.4%となっています。市民農園等は利用希望者の倍率が約2倍～5倍にも上っており、利用機会の拡大も検討していく必要があります。

野川自然再生事業～水のある豊かな自然環境の再生～

野川自然再生事業は、「事業対象地区にかつてあった水のある豊かな自然環境を再生する」ことを理念として進められています。（「野川第一・第二調節池地区 自然再生全体構想」（平成18年9月））

「自然再生事業実施計画」（平成18年10月）に基づく平成22年度までの事業実施により、水域の環境が整備され、第一調整池内に水域の生態系が新たに成立したり、植生管理により湿性環境が出現し、湿った環境を好む昆虫類の生息やそれに伴う鳥類の確認種が増えるなどの成果がありました。現在は「自然再生事業第二次実施計画」（平成25年1月）に基づき、「水循環システム」の再生・整備の実現に向けて事業を実施するとともに、野川自然の会、東京都、自然再生協議会によるふれあい活動やモニタリング、維持管理が進められています。

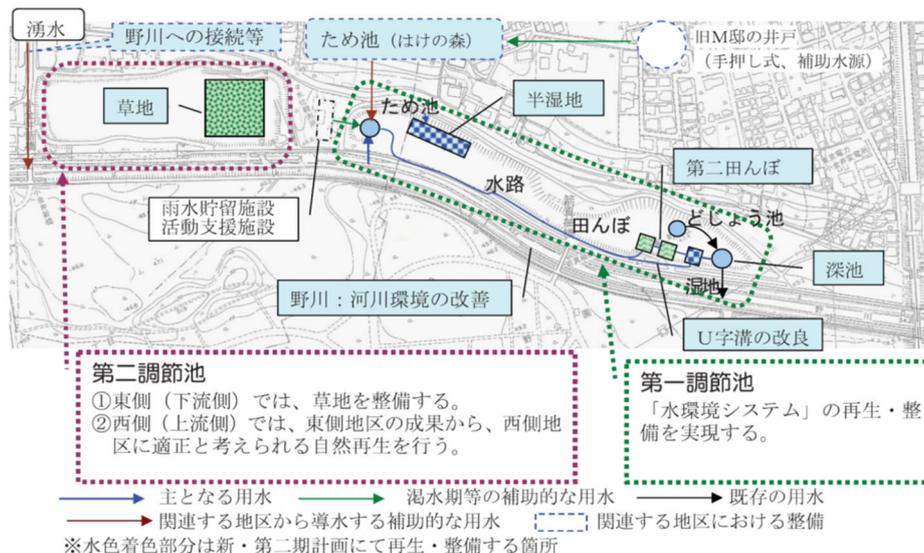


図 第二次実施計画における整備内容（模式図）

出典：「野川第一・第二調節池地区 自然再生事業実施計画書第二次実施計画書」（平成25年1月）

施策の内容と各主体の取組

3.1 生物多様性の保全

＜取組指標＞

指標	現状	目標
小金井の生物リストの作成	－	作成（令和7年度）

①市の施策

3.1.1 生物多様性に関する実態の把握

本市の生物多様性保全の第一歩として、市内の自然環境に希少種や外来種を含め、どのような動植物が生息・生育しているのかという実態を把握します。

既に実施している湧水の生態系調査結果をはじめ、市内の代表的な環境における専門家による調査の実施や、自然観察会で確認された生き物の情報整理、市民団体等による調査の結果の集約、市民参加による指標生物調査等により、市域全体の生態系の構造や機能を把握・整理し、共有します。

3.1.2 生き物の生息・生育環境の保全・創出

多様な生き物の生息空間であるみどりや水辺を保全・創出するとともに、生き物の移動経路としての機能も考慮し、みどりのネットワークの形成を進めます。

公園においては、在来種や実のなる樹木の植栽、多層構造の維持に努めます。また、学校ビオトープの適切な維持管理、新たなビオトープの整備等を検討します。

民有地においても、指定開発事業の緑化指導の際に引き続き在来種の導入を働きかけるとともに、「3.1.1 生物多様性に関する実態の把握」で集約した周辺の生き物に関する情報提供を行います。

また、野川第一・第二調整池地区の自然再生事業や、市民団体による自然環境再生の取組を引き続き支援します。

3.1.3 外来種対策の推進

市内で確認されている特定外来生物等の外来種の生態や、駆除の必要性を広く周知し、情報提供を募ることにより、分布範囲の拡大を防ぎます。また、市民参加による駆除活動を継続します。

ペット（外来種や他地域に生息していたもの）が自然環境下に放たれることは、在来種の生息環境が脅かされてしまったり、生物多様性が失われる原因となり得るため、ペットの飼育について普及啓発を行います。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 市民参加による調査や自然再生の取組、外来種の駆除活動に参加します。
- 庭の植栽への在来種の導入、雨庭の設置等、生物多様性に配慮した空間づくりを検討します。
- ペットは責任をもって飼育し、自然環境下に放逐しないようにします。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 敷地内の緑化にあたっては、生き物の生息・生育環境の確保に努め、植栽は在来種を優先的に導入します。また、緑を配置する際には、近隣とのネットワークの形成に努めます。
- 事業活動と生物多様性との関係を認識し、保全に努めます。
- 従業員教育や地域貢献のため、市民参加の調査や自然再生の取組、外来種駆除活動に参加します。

3.2 自然とのふれあいの推進

<取組指標>

指標	現状	目標
生物多様性に関する普及啓発（講座、活動、調査等）の実施回数	市主催：4回（令和元年度） ※公民館主催の講座1回、自然観察会2回 クリーン野川作戦における自然観察会等1回	市主催の普及啓発： 5回/年以上

①市の施策

3.2.1 自然について知る機会の創出

自然とのふれあいの第一歩として、本市の自然環境や生物多様性の実態、生態系サービス（P45 参照）について関心をもってもらうことが重要です。「3.1.1 生物多様性に関する実態の把握」で集約した情報等を活用し、市報やホームページ、マップや小冊子の作成・配布等により、広く情報を提供します。

また、公園、公共緑地等において植物等の情報を掲載した看板等を設置するなど、身近な自然に関する情報に接する機会を創出します。

3.2.2 自然と親しめる機会の創出

みどりや水、生き物に親しめる機会を増やすため、市民の認知度も高い「クリーン野川作戦」における自然観察会等を引き続き実施します。また、市民団体主催の自然観察会や生き物調査等の開催情報を市のホームページや SNS で提供し、市民が活動を知ることができる機会を増やします。さらに、市民団体等との協働により、公園の管理活動に合わせた自然観察の実施や、市民農園における自然観察イベントなど、既存の取組を入口として、より多くの市民が様々な場所で自然に親しめる機会を創出します。

市内で開催されている自然観察会

主催者	内容
環境政策課	クリーン野川作戦における自然観察会（植物、水生生物等）
公民館（緑分館）	子ども体験講座（いきもの観察）
環境市民会議	田んぼの時間（植物、水生生物、昆虫の観察会）
野川自然の会	とんぼたんぼ（生きもの観察会）
はけの森調査隊	ミニ観察会、定例調査会（昆虫など）
小金井自然観察会	野川公園観察会、早朝探鳥会など

※団体 HP にて確認可能なもののみ抽出

②市民の取組

- 身近な生き物やその生息・生育環境に興味をもち、生物多様性について学びます。
- クリーン野川作戦や市民団体による観察会などに参加します。
- 市民農園等を利用します。

小金井市環境行動指針 ● ページ参照

③事業者の取組

- クリーン野川作戦や市民団体による観察会などに参加します。

小金井市環境行動指針 ● ページ参照

大気汚染、騒音・振動、悪臭などの公害が発生することなく、良好な状態で維持されていることを目指します。生活や経済活動を行う上で発生が避けられない騒音などについては、住民が互いの価値観を尊重しながら、必要に応じて環境保全のためのルールなどを話し合うことで解決し、安全・安心で健康に暮らせる環境が実現していることを目指します。

<関連する SDGs>

関連するゴール



目標 3 : あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

・大気汚染物質、有害化学物質、土壌等の汚染により健康に被害が発生しないよう、良好な生活環境を維持する



目標 11 : 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

・住民相互のコミュニケーションを進めることで、本市の苦情の多くを占める「生活型公害」を減らし、市民一人一人にとって生活環境が良好であり、住み続けたい環境となるようにする

目指すべき環境の目標と施策の展開

<目指すべき環境の目標>

環境指標	現状	目標
大気環境基準 ^{※1} 等の達成状況	①二酸化窒素 ^{※2} ：達成 (0.016ppm) ②浮遊粒子状物質 ^{※2} ：達成 (0.043mg/m ³) ③一酸化炭素 ^{※2} ：達成 (0.2ppm) ④ダイオキシン類 ^{※3} ：達成 (0.018pg-TEQ/m ³) (平成 30 年度) ^{※4}	左記項目について、下記環境基準等を達成 ①1 日平均値の 98%値が 0.04～0.06ppm のゾーン内又はそれ以下 ②1 日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m ³ 以下 ③1 日平均値の 2%除外値が 10ppm 以下 ④1 日平均値の年間算術平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下
道路交通騒音に関する環境基準 ^{※1} の達成状況	五日市街道：昼夜間ともに達成 小金井街道：昼夜間ともに達成 連雀通り：昼間のみ達成 新小金井街道：昼間のみ達成 東八道路：昼夜間ともに達成 (令和元年度)	全地点で昼夜間ともに環境基準を達成 (5 地点とも昼間 70dB、夜間 65dB)

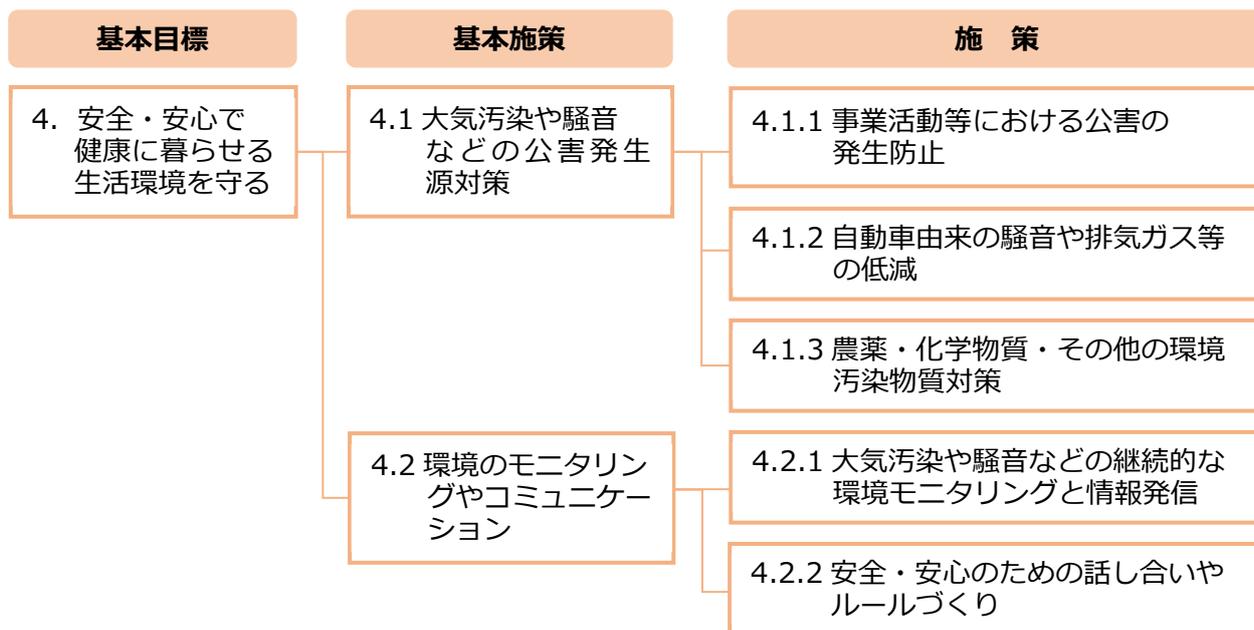
※1 大気環境基準及び道路交通騒音環境基準の詳細については資料編に記載予定です。

※2 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素については、東京都測定局（局名：小金井市本町）での測定結果から、年 98%値又は 2%除外値を用いた長期的評価とします。

※3 ダイオキシン類は、市による測定結果から期間平均値を算出し、評価します。

※4 平成 30 年 10 月 5 日までの値（以降欠測）です。

<施策の展開>



東京都及び市が実施している生活環境調査

東京都と市では、以下のような項目で生活環境調査を実施しています。

項目		東京都	市
大気質	光化学オキシダント (Ox)	●	
	二酸化窒素 (NO ₂)	●	●
	浮遊粒子状物質 (SPM)	●	●
	一酸化炭素 (CO)	●	
	ダイオキシン類	●	●
水質	野川水質 (pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、T-N、T-P、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)		●
	井戸水 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、硝酸性窒素、鉛)		●
	地下水位		●
	湧水水質 (pH、電気伝導率、硝酸性窒素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン)		●
騒音・振動	道路交通騒音		●
	道路交通振動		●
放射能	空間放射線量	●	●

* 環境報告書で毎年の調査結果を公表しています *

市では、毎年環境報告書を作成し、環境に関する情報や本計画に基づき実施された施策の進捗状況を公表しています。大気質や水質、騒音・振動等の調査結果も掲載されているので、ぜひ確認してみてください。

環境報告書は、市ホームページの他、情報公開コーナー、図書館等で閲覧できます。

小金井市 環境報告書



現状・課題

◆大気環境の現状

- ・市内には、東京都の一般環境大気測定局（一般局）が1箇所あり、代表的な大気汚染物質である二酸化窒素等の大気中濃度が測定されています。二酸化窒素の濃度^{※1}は、近年は0.029～0.036ppmの範囲でほぼ横ばい、長期的には減少傾向にあります。
- ・本市には排気ガスの排出源となる工場等がほとんどないことから、本市における大気汚染物質の主要な排出源は、自動車による排気ガスであると考えられます。
- ・市内の自動車保有台数はほぼ横ばいです。ただし、日中の車の稼働率や市外からの通過交通、風環境も関係するため、大気汚染物質濃度との因果関係は複雑です。また、自動車自体の燃費も向上^{※2}しており、大気汚染物質濃度の低減に寄与していると推測されます。

※1 市内1か所に設置された東京都測定局での値です。

※2 国土交通省資料によれば、ガソリン乗用車の燃費平均値（JC08モード）は、平成23年度から平成30年度の7年間で17.8km/Lから22.0km/Lへ向上しています。

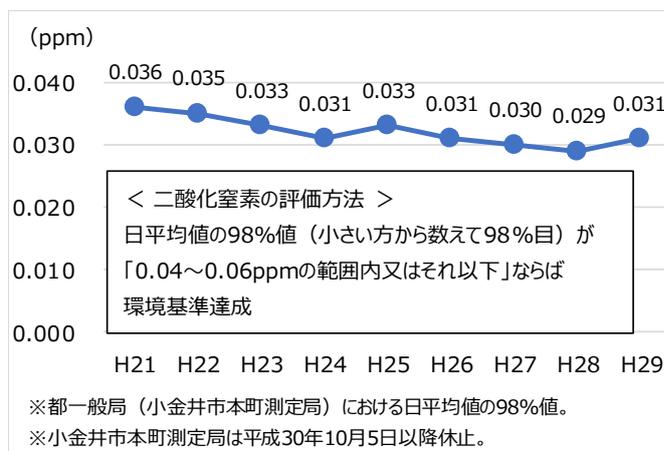


図 3-13 二酸化窒素濃度の推移

市では二酸化窒素の簡易測定を実施しています

東京都の一般局（小金井市本町）では年間を通して二酸化窒素の濃度を計測していますが、それとは別に、市で毎年1回、住宅地や交差点における簡易測定法による調査を行っています。

令和元年度には、住宅地31地点、交差点・沿道地域19地点で実施しました。その結果、全調査地点において、二酸化窒素濃度は環境基準値[※]を下回っていました。

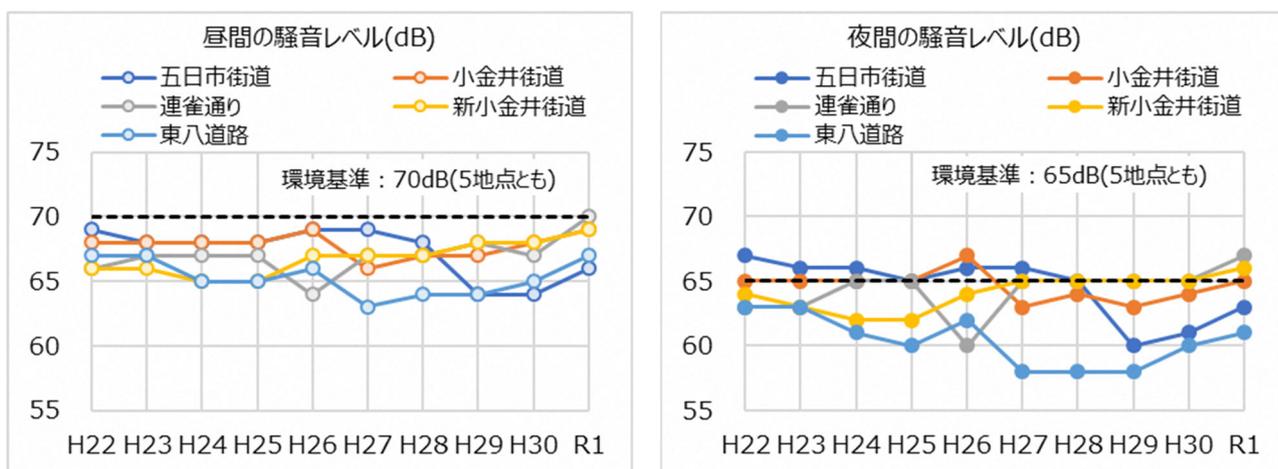
二酸化窒素については、年間を通じた長期的評価により環境基準の達成状況を評価するため、この調査結果が環境基準値以下であっても“環境基準を達成した”とは言えませんが、自動車排気ガスの影響を受けやすい交差点や沿道を含む市内50地点すべてで環境基準値を下回っていることから、本市では二酸化窒素により健康被害が引き起こされる心配は少ないと考えられます。

※1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。



◆騒音環境の現状

- ・市内 5 か所の幹線道路（五日市街道、小金井街道、連雀通り、新小金井街道、東八道路）を対象に、道路交通騒音・振動調査を行っています（図 3-14）。調査地点のうち、五日市街道や東八道路では騒音レベルが微減傾向、新小金井街道では微増傾向にあるようにも見えますが、環境基準に近い値で推移している地点・時間帯が見られることから、今後もモニタリングを続けていくことが重要です。
- ・また、著しい騒音・振動を発生する可能性がある建設作業は、騒音規制法や振動規制法に基づく特定建設作業として実施届出を義務付けるなど、建設作業等における騒音発生源対策を行っています。

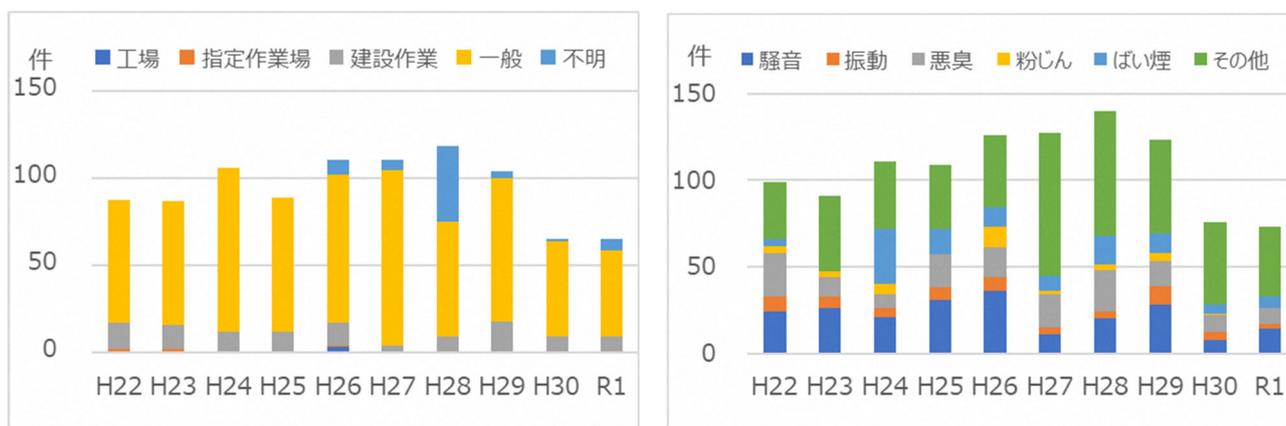


※測定値は昼間夜間ともに A 特性等価騒音レベルです。路線としての評価であるため調査地点は毎年変わる可能性があります（環境報告書には当該年度の調査地点を記載）。

図 3-14 道路交通騒音の調査結果（左：昼間、右：夜間）

◆公害苦情の発生状況や傾向

- ・公害苦情の内訳をみると、建設作業や工場以外から発生するものに対する苦情が多く、種類別では典型公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）に該当しない「その他」が多いことが特徴であり、総じて「生活型公害」に起因する苦情が多い様子が見受けられます（図 3-15）。なお、合計件数は、年による差が大きく、増加又は減少など一定の傾向はみられません。
- ・公害苦情の内容は、生活騒音（音響機器やペットの鳴き声）や空家等からの樹木の越境などが多くなっています。これら生活型公害については、何らかの基準に基づく公害規制というよりも、例えば環境や地域・まちづくりをテーマとして隣人同士や地域で話し合う機会をもつなど、コミュニケーションを進めていくことで低減・解決を図っていくアプローチが重要と考えられます。



注) 1 つの発生源で複数種類が計上されることがあるため、発生源別と種類別の件数は一致していません。

図 3-15 公害苦情件数（平成 30 年度、左：発生源別、右：種類別）

施策の内容と各主体の取組

4.1 大気汚染や騒音などの公害発生源対策

<取組指標>

指標	現状	目標
(低公害車数に関する指標)	(確認中)	(設定しない)

①市の施策

4.1.1 事業活動等における公害の発生防止

事業者等に対して、公害防止に関する法令等（大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、東京都環境確保条例等）に基づく規制や指導を行います。

これらのほか、「小金井市アスベスト飛散防止条例」に基づく解体作業におけるアスベスト飛散防止対策、土壌・地下水汚染防止対策なども推進します。

4.1.2 自動車由来の騒音や排気ガス等の低減

大気汚染物質や騒音の主な発生源の1つと考えられる自動車については、買い替え時に環境負荷の少ない自動車（低公害車）や運転方法（エコドライブ）について情報提供を行うなどし、事業活動や日常生活における環境負荷を減らしていきます。また、自転車、公共交通機関などへの利用転換を促すため、自転車駐車場の整備など必要な環境整備を進めます。

4.1.3 農薬・化学物質・その他の環境汚染物質対策

農薬の使用低減を推奨します。また、国のPRTR（化学物質排出移動量届出制度）及び「東京都環境確保条例」に基づき市内事業所における化学物質の排出・使用量等の把握を継続し、市内の化学物質排出状況等の実態に関する情報提供を行います。

典型公害のほか、シックハウス原因物質、空間の放射線量など、市民の安全・安心を確保する上で必要なものについて、調査や対策を行います。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 移動の際は、できるだけ低公害車、公共交通機関、自転車を使うなど、大気汚染物質や環境負荷の削減に努めます。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 公害防止に関する法令遵守はもちろん、事業所や作業場において大気汚染物質や騒音などを発生させる可能性がある場合は、発生防止のための適切な対策や周辺住民に対する配慮を行います。
- 大気汚染や騒音の発生源となるガソリン車等はできるだけ使用せず、低公害車、公共交通機関、自転車などの使用に努めます。

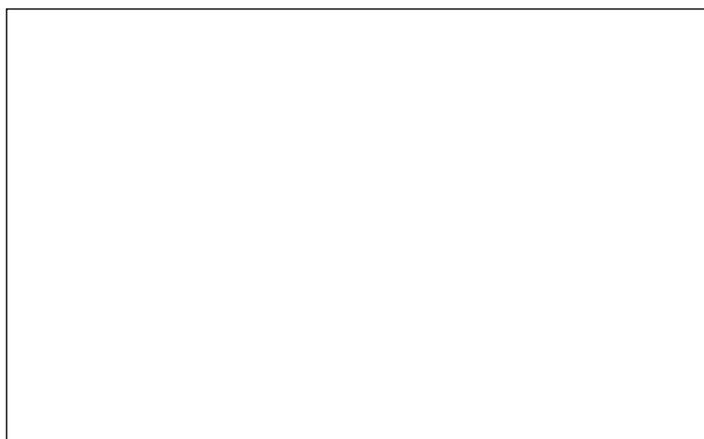
4.2 環境のモニタリングやコミュニケーション

①市の施策

4.2.1 大気汚染や騒音などの継続的な環境モニタリングと情報発信

市内の大気汚染物質や騒音等の環境調査を継続して実施し、生活環境が良好な状態に保たれているかどうかをモニタリングします。

調査結果は、毎年環境報告書で公表するほか、市報、ホームページ、SNSなどを使って、状況の変化についての解説を交えるなどし、積極的に情報発信します。



写真：環境調査

4.2.2 安全・安心のための話し合いやルールづくり

近年の公害苦情は、その多くが生活騒音等の日常生活由来であり、価値観の多様化や環境問題に関する住民同士のコミュニケーション不足にも起因しています。逆に、身近な環境のことも含めて、コミュニケーションが普段からとれていれば、これらの問題は未然防止できる可能性があります。このような背景を認識しながら、公害苦情の現状分析や対応に努めます。

また、公害苦情の実態に関するホームページ等での情報発信、自治会や不動産業者と協力した住民への周知など、客観的なデータを効果的に示しつつ、身の回りの生活環境の問題について住民自らが考えてもらう機会をできるだけ多くつくっていきます。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 公害苦情の大半は日常生活上の騒音等がきっかけであるという実態や、地域住民の協力がよりよい環境づくりにつながることを理解し、支障のない範囲での適切な配慮、隣近所との日ごろからのコミュニケーションへの協力を努めます。
- 市や事業者から発信される大気質や騒音などの環境モニタリング結果に関心をもち、積極的に調べたり学習したりします。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 自社の環境対策等に関する情報の積極的公表などにより、地域住民や消費者などとの適切なコミュニケーションに努めます。

基本目標5

美しく住み心地のよいまちを守る

国分寺崖線（はげ）、玉川上水、名勝小金井（サクラ）に代表される小金井市民が慣れ親しんだ自然資源、歴史的・文化的資源を保全・活用し、市民とともに「小金井らしさ」の残るまちを守り続けていることを目指します。

また、駅や住宅地など、市民が日々目にする場所や市の玄関口となる場所については特に美化活動やマナー啓発を強化し、いつまでも市民に愛される美しいまちを維持していきます。

<関連する SDGs>

関連するゴール



目標 11：包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

- ・多くの市民が将来に残したいと考える、豊かなみどりや水辺、桜のある風景など自然資源、歴史的・文化的資源の保全・活用により、いつまでも「小金井らしさ」を感じられるまちを守り続ける
- ・ボランティア等とも協力しながら、マナーが守られ、まちなみが美しい、住み続けたいようなまちを維持する

関連する計画▶▶▶小金井市都市計画マスタープラン、小金井しみどりの基本計画

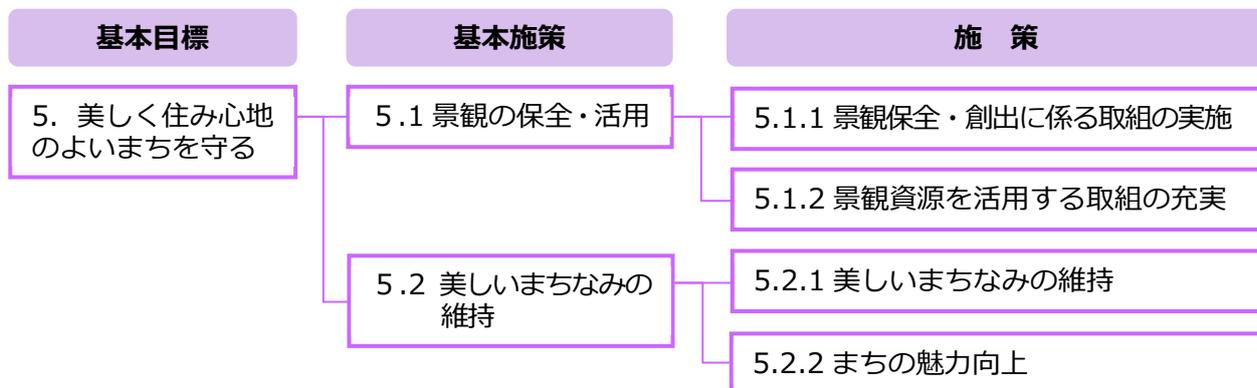
目指すべき環境の目標と施策の展開

<目指すべき環境の目標>

環境指標	現状	目標
まちの美しさ（景観、調和等）に関する満足度	45.5%（令和元年度）※	55%

※令和元年度実施の市民アンケート調査において「満足」又は「やや満足」と回答した割合です。

<施策の展開>



現状・課題

◆本市の景観の特性

- ・本市には、国分寺崖線（はげ）、都立公園、屋敷林等の緑地空間や野川、仙川等の水辺空間といった自然景観資源が多く存在し、市民の癒しや憩いの空間となっています。
- ・また、玉川上水や名勝「小金井（サクラ）」等の国指定文化財、旧前川家住宅主屋等の都指定文化財、旧浴恩館（青年団講習所跡）等の市指定文化財といった歴史的・文化的資源も数多く残されています。
- ・令和元年度実施の市民アンケートでは、将来残したい環境や大切にしていきたい環境として、回答者の半数以上が「名勝小金井（サクラ）などの桜のある風景」、「玉川上水や野川、仙川などの水辺空間」と回答し、特に「名勝小金井（サクラ）など桜のある風景」は全世代で上位を占めており、10歳代では8割以上が大切にしたいと回答しています。
- ・一方で、本市は都市的土地利用（公園や公共用地等を除く）の約8割が住宅地である住宅都市でもあります。駅前を中心とした都市開発事業の実施により、建物の高層化も進んでいます。
- ・自然や文化が織りなす景観と、文化の発展や利便性の向上に伴い新たに形成される景観の両方が、本市の景観の特性であると言えます。

写真：野川公園（自然観察園）

表 3-3 「将来残したい環境や大切にしていきたい環境」回答結果（市民アンケートより）

順位 世代	1位	2位	3位
10歳代	名勝小金井(サクラ)など桜のある風景 (84.6%)	ごみが目につかない清潔な街並み (53.8%)	静かで落ち着いたまち (46.2%)
20歳代	名勝小金井(サクラ)など桜のある風景 (58.3%)	静かで落ち着いたまち (52.4%)	散策路や公園などの憩いの空間 (50.0%)
30歳代	名勝小金井(サクラ)など桜のある風景 (50.3%)	散策路や公園などの憩いの空間 (47.0%)	玉川上水や野川、仙川などの水辺空間 (45.0%) きれいな河川や湧水 (45.0%) 静かで落ち着いたまち (45.0%)
40歳代	玉川上水や野川、仙川などの水辺空間 (64.3%)	名勝小金井(サクラ)など桜のある風景 (53.5%)	きれいな河川や湧水 (52.9%)
50歳代	玉川上水や野川、仙川などの水辺空間 (61.0%)	名勝小金井(サクラ)など桜のある風景 (60.4%)	きれいな河川や湧水 (47.6%)
60歳代	玉川上水や野川、仙川などの水辺空間 (60.8%)	名勝小金井(サクラ)など桜のある風景 (59.5%)	散策路や公園などの憩いの空間 (48.1%)
70歳以上	名勝小金井(サクラ)など桜のある風景 (62.4%)	玉川上水や野川、仙川などの水辺空間 (62.0%)	散策路や公園などの憩いの空間 (39.4%)

◆景観保全に係る本市の方針等

- ・「小金井市都市計画マスタープラン」（平成24年3月）では、次世代に誇れる景観づくりとして「小金井市の風土にあった風景の保全と形成」、「小金井市に相応しい市街地景観の質の向上」、「都市の拠点や軸における小金井らしいみどりの創造」の3つの方針を掲げています。
- ・本市には景観条例および景観計画はありませんが、景観維持のため、「小金井市まちづくり条例」に基づき、事業者が同条例に規定する一定規模以上の開発を行う際の指針として、小金井市環境配慮指針を策定しています。
- ・小金井市環境配慮指針では、「小金井らしい景観をつくる」ため、「東京都景観条例」の遵守と建築物建設時の形態・色彩等の配慮、及び、文化財保護に関する項目（開発事業における小金井市教育委員会との事前協議、各種法令の遵守等）を明記しています。

◆地区計画制度による地区景観づくり

- ・地区計画は、「地区計画の方針」と「地区整備計画」により構成されており、「地区計画の方針」では地区の目標・方針を定め、「地区整備計画」では建築物等の用途の制限、建ぺい率の最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限等のルールを定めています。このルールの中で、地区の特性を活かした良好な住環境や美しい街並み等の保全や誘導が可能となり、良好な環境の保全・創出のため、現存する樹林地の保全や土地の利用方法についても制限することができます。
- ・本市では、梶野町三丁目地区、武蔵小金井駅南口地区をはじめとして6つの地区で地区計画を策定しています。

◆景観資源の活用

- ・本市では、東京都水道局が策定した「史跡玉川上水保存管理計画」（平成19年3月）及び「史跡玉川上水整備活用計画」（平成21年8月）を受けて、「玉川上水・小金井桜整備活用計画」（平成22年3月）と「玉川上水・小金井桜整備活用実施計画」（平成24年3月）を策定しています。
- ・当実施計画の中では、玉川上水沿いのヤマザクラ並木の復活のため、ヤマザクラの調査及び補植、生育条件の改善、維持管理等を市民団体と協働で実施しています。また、散策時や通行時の眺望確保やさらなる活用のため、緑道の整備・改良や人道橋の架設、案内板の設置等も実施・検討しています。
- ・都内に残されている歴史的・文化的資源を系統的に結ぶ散歩道が掲載されている「歴史と文化の散歩道 Tokyo Walking 全23コースガイドブック※」（東京都生活文化局発行）では、国分寺駅から小金井公園までの5.8kmが「府中国分寺コース（ハケの道・玉川上水散歩）」として紹介されています。
- ・本市ではこれらの景観資源を活用するため、「坂と遊歩道マップ」や「まち歩きマップ」を作成し、セルフガイドや案内時に利用できるよう、市ホームページでの公開、市役所や観光まちおこし協会での配布を行っています。

※ 都内に残されている歴史的・文化的資源を系統的に結ぶ散歩道として、全23コースを昭和58年から平成7年にかけて都が整備しました。しかし、整備当時から20年以上が経過し、周辺環境の変化等もみられることから、本事業の維持及び広報を令和2年3月に終了しました。



写真：大正時代の玉川上水



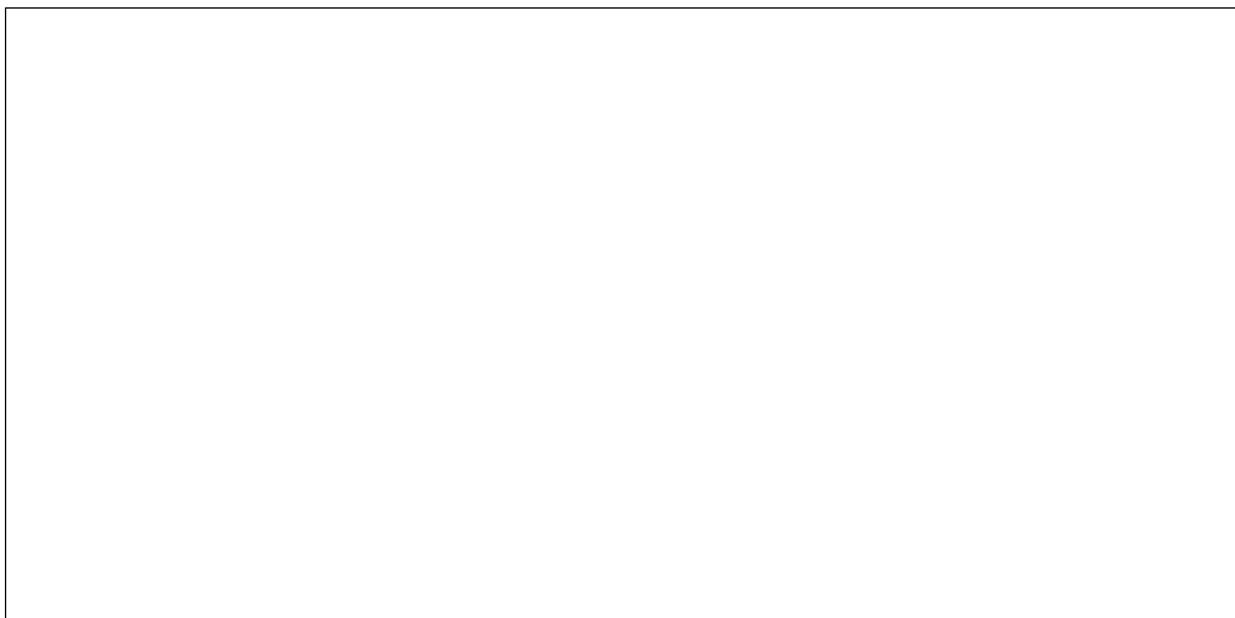
写真：令和2年現在の玉川上水

◆美観維持の活動・取組

- ・本市では平成20年度から環境美化サポーター制度（アダプトプログラム）を導入しており、市内の公園、道路等で美化活動を行う団体等（概ね5名以上、活動は原則年6回以上）に対して、市が清掃用具の支給、傷害保険の加入、活動により回収されたごみの収集等の支援を行っています。環境美化サポーター会員数は、令和元年度実績で308名となっています。
- ・また、「小金井市まちをきれいにする条例」に則り、空き缶や吸い殻等の投棄の防止、道路等における喫煙による危険及び迷惑防止のため、路面標示等による普及啓発に取り組んでいます。

◆各主体の取組や意識

- ・令和元年度実施の市民アンケートによると、5~6年前と比べて「まちの美しさ（景観、調和等）」が「良くなった」と回答した人は21.6%で、38.2%は「変わらない」と回答しています。また、現在の「まちの美しさ（景観、調和等）」の満足度（「満足」又は「やや満足」と回答）は45.5%でした。
- ・本市の景観を構成する要素の中でも、市民アンケート結果で回答が多かった「サクラ」「緑」「水辺」のある風景は、市民が子供の頃から親しみ、ふれあい、目にしてきた「小金井らしさ」を感じる景観資源と考えられます。市民が「小金井らしい」と感じる景観を未来へと引き継いでいくため、景観を保全する取組と活用する取組を並行して行っていく必要があります。
- ・景観資源の活用の取組として、ボランティアガイドによるまちなか観光案内が実施されています。市報で募集するツアーと参加者からのリクエストツアーがあり、令和元年は年間10件以上の活動のうち7件をリクエストツアーが占め、市民からのリクエストも年々増加しています。
- ・玉川上水においては、市民団体が桜並木の品種を守るため、接ぎ木による苗の育成や清掃活動を主導しており、都や市と協働の保全活動が行われています。
- ・まちなかの美化活動については、環境美化サポーター制度の活用によりボランティア団体による清掃活動が実施されており、まちの美しさを維持しています。



写真：本市の特徴的な景観（自然環境、都市景観）など

施策の内容と各主体の取組

5.1 景観の保全・活用

<取組指標>

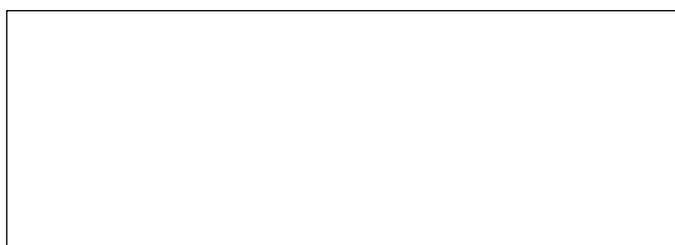
指標	現状	目標
玉川上水・小金井桜整備状況	「玉川上水・小金井桜整備活用計画」に沿って整備を推進	・サクラ緑陰に多様な植物が生育していること ・サクラ並木再生に要する適切な補植を実施していること

①市の施策

5.1.1 景観保全・創出に係る取組の実施

小金井らしさを構成する国分寺崖線や玉川上水等は、東京の原風景としての一面も担っていることから、事業者には小金井市環境配慮指針及び東京都の景観形成基準遵守の指導を行います。

また、地区計画制度を活用し、地区の特性を活かしたまちなみを創出していきます。



写真：小金井橋周辺

5.1.2 景観資源を活用する取組の充実

自然資源や歴史的・文化的資源は、その価値を周知し、活用することで後世に引き継いでいくことができます。ボランティアと連携したまちあるきツアー等の支援を継続し、市内外の人々に本市の魅力を感じてもらうことで観光資源としての価値も高めていきます。

また、「坂と遊歩道マップ」や「まち歩きマップ」等の配布・活用を行い、市内の景観資源の価値・魅力について情報発信します。

玉川上水については国や東京都・関係他市とも連携しながら、市民団体とともに「玉川上水・小金井桜整備活用計画」や「玉川上水・小金井桜整備活用実施計画」に基づくサクラ並木の再生事業、その他市内の文化財の活用事業を進めていきます。



図 3-16 まち歩きマップ

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- まちを歩く際や案内する際に、既存のマップ（坂と遊歩道マップ、まち歩きマップ等）を活用します。
- まちあるきツアー等に参加し、まだ知らないまちの魅力を知り、周りの人へ伝えます。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 小金井市環境配慮指針及び東京都の景観形成基準を遵守し、景観保全に配慮した開発事業を行います。
- 市の一員として、まちの魅力や景観資源の価値等について情報提供を行います。

5.2 美しいまちなみの維持

<取組指標>

指標	現状	目標
環境美化サポーター会員数	308名（令和元年度）	410名

①市の施策

5.2.1 美しいまちなみの維持

市内の公園、道路等においては環境美化サポーター制度を活用し、市民とともに美しいまちなみを維持するための美化活動を推進します。

市の玄関口である駅前広場及びその周辺では、「小金井市まちをきれいにする条例」に基づく指導及び定期的なパトロール、自転車等放置禁止区域の設定等を行い、ポイ捨てや放置自転車等をなくします。

また、「東京都屋外広告物条例」に基づいて、違反屋外広告物の除却やマナー向上の啓発に努め、周囲の景観と調和のとれた良好なまちなみを維持していきます。



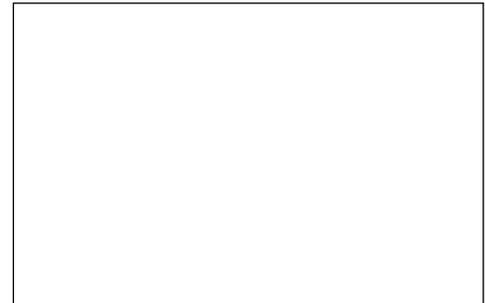
図 3-17 環境美化サポーター制度 サインボード

5.2.2 まちの魅力向上

街路樹や公園など、市民にとって身近な景観資源については、引き続き、適正に維持管理を行います。

まちを構成する景観資源には民有地も多く含まれ、生け垣等については生活の安全・安心にも関わる景観資源であることから、所有者にも植栽する樹種の選定時の配慮や適正な維持管理を促し、安全で良好な景観が維持できるよう働きかけます。

併せて、庭や店舗軒先などの緑化を推進するための技術支援を行い、日々目にするまちなみをさらに魅力的に彩る施策を展開します。



写真：まちなかの緑化の様子

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 美しいまちなみを維持するため、ポイ捨てをしない、路上禁煙地区で喫煙しない等、マナーを守って生活します。
- 道路に面した庭や生け垣、植木等はまちの魅力の一つであることを意識し、維持管理を行います。
- 美化活動に参加し、まちなみの美観維持に協力します。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 屋外広告物を設置する場合は、東京都屋外広告物条例を遵守します。
- 店舗軒先の緑化や植木等を行い、まちの魅力向上に貢献します。

基本目標6

3R 推進で循環型のまちをつくる

将来にわたる安全・安心・安定的な廃棄物処理を念頭に、良好な環境を未来へ引き継ぐため、大量生産、大量消費及び大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直すことで、廃棄物の発生抑制に努め、限りある資源の循環利用・有効利用を図り、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成に向けて 3R を推進する循環型都市「ごみゼロタウン小金井」を目指します。

<関連する SDGs>

関連するゴール



目標 11：包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 ・これまででも市民の努力により進められてきたごみ減量や適切な分別、資源の循環利用・有効利用がさらに進み、廃棄物が適切に処理されることで、持続可能な循環型社会を実現する



目標 12：持続可能な生産消費形態を確保する
 ・3R を推進し、資源の循環利用や有効利用を進めることで、資源の枯渇を防ぎ、廃棄物を削減する
 ・収穫、出荷、貯蔵、加工、包装、輸送、販売のすべての時点で食品ロス、食料の廃棄を減らす
 ・一人一人のライフスタイルの見直しが持続可能な循環型社会の形成に寄与するという意識をもつ

関連する計画 ▶▶▶ 小金井市一般廃棄物処理基本計画

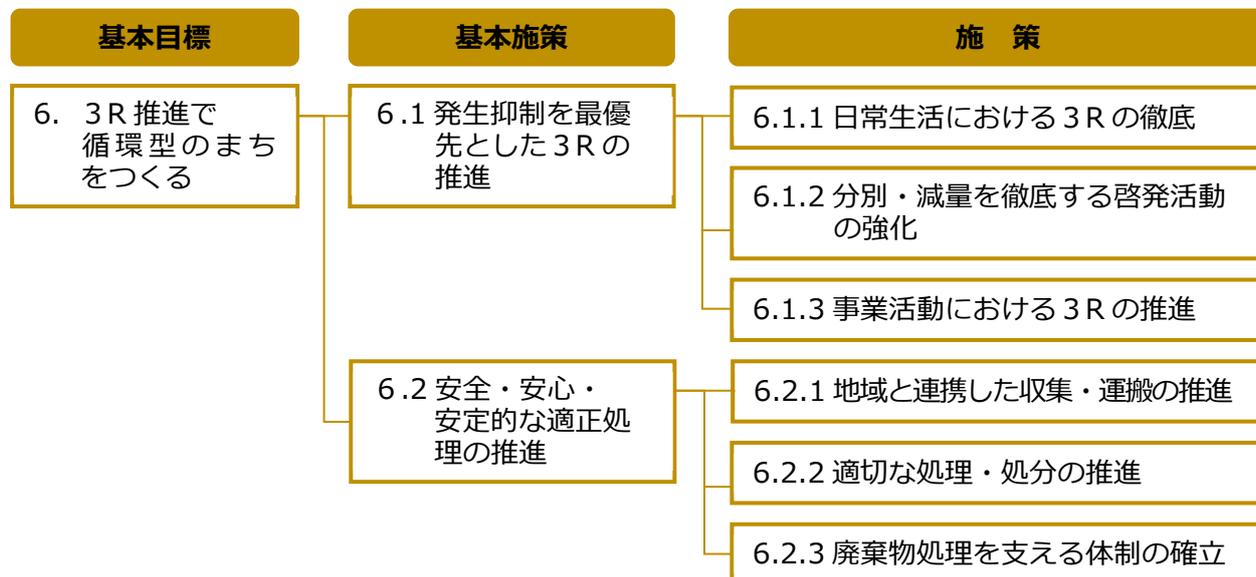
目指すべき環境の目標と施策の展開

<目指すべき環境の目標>

環境指標	現状	目標
市民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ [*] 排出量	369g/ (人・日) (令和元年度)	355g/ (人・日) 以下

※家庭系ごみは、燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみのことです。

<施策の展開>



現状・課題

◆本市におけるごみ処理の変遷

- ・本市では、二枚橋焼却場の老朽化に伴う焼却炉の停止のため、平成 18 年 10 月にごみ非常事態を宣言しました。平成 19 年 4 月以降、燃やすごみの処理を多摩地域の自治体及び一部事務組合に依頼してきましたが、令和 2 年 4 月 1 日より日野市内に日野市・国分寺市・小金井市の 3 市で共同処理を行う新たな可燃ごみ処理施設（管理：浅川清流環境組合）が本格稼働しました。施設の周辺住民をはじめとした日野市民及び関係者の負担を少しでも軽減するため、さらなるごみ減量及び資源化に取り組む必要があります。
- ・施設の老朽化等の影響から、再配置を進め適正処理の維持を図るため、「小金井市清掃関連施設整備基本計画」（平成 30 年 3 月）に基づき整備事業が進められており、不燃・粗大ごみ積替え・保管施設と資源物処理施設については、それぞれ令和 3 年度、令和 6 年度中の稼働開始を目指しています。
- ・収集されたごみは最終的に東京たま広域資源循環組合（本市を含む 25 市 1 町で構成）が管理する最終処分場である、二ツ塚廃棄物広域処分場及び東京たまエコセメント化施設（焼却灰のセメント化を実施）で処理されています。
- ・不燃系ごみ（燃やさないごみ、プラスチックごみ、有害ごみ、粗大ごみ）については、民間処理施設において資源化又は適正な処分を行っています。なお、二ツ塚廃棄物広域処分場では、平成 28 年度からは埋め立て処分量ゼロを継続しています。

◆ごみの分別区分、収集の状況

- ・本市では、家庭系ごみ及び資源について、燃やすごみ、プラスチックごみ、燃やさないごみ、有害ごみ、資源物、粗大ごみの分別を基本として収集・処理しています。
- ・燃やすごみ、プラスチックごみ、燃やさないごみについては小金井市家庭用指定収集袋による有料収集、粗大ごみを除く有害ごみ、資源物は無料収集及び回収を行っています。
- ・事業系ごみについては、事業者自らの責任で適切に処理することが原則となっており、市内の一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼することとなっています。ただし、1 日平均 10kg 未満の事業者は、事業用指定収集袋を使ってごみを出すことができます。
- ・資源となるプラスチックごみ及び古紙・布は週 1 回の収集とし、これまで燃やさないごみとして収集していた「くつ・かばん類」や、燃やすごみとして収集していた「難再生古紙」は拠点回収を実施して、資源化の取組を進めています。
- ・生ごみは燃やすごみとして収集していますが、家庭用電動生ごみ処理機（乾燥型）の利用者には、生ごみ乾燥物の戸別回収（無料）も実施しています。

注) 右記の他に、地域の実情に合わせて地域住民等の管理のもと、拠点回収を実施している場合があります。

表 3-4 ごみ収集区分と収集回数

収集区分		収集回数	
燃やすごみ		週 2 回	
燃やさないごみ		2 週に 1 回	
プラスチックごみ		週 1 回	
有害ごみ		2 週に 1 回	
粗大ごみ		随時	
資源物	戸別回収	古紙・布	週 1 回
		びん	2 週に 1 回
		スプレー缶	2 週に 1 回
		空き缶、金属	2 週に 1 回
		ペットボトル	2 週に 1 回
		乾燥生ごみ	週 1 回
		剪定枝	2 週に 1 回
	拠点回収	ペットボトル	週 3 回
		トレイ	週 3 回
		紙パック	週 1 回
		乾燥生ごみ	週 2 回
		ペットボトルキャップ	週 2 回
		くつ・かばん類	月 1 回
		難再生古紙	週 3 回

◆本市のごみ排出量

- 本市では、ごみ量の増加に伴う二枚橋焼却場や最終処分場等の問題から、戸別収集、家庭系ごみの一部有料化を開始し、早くからごみの減量に努めてきました。平成 18 年 10 月のごみ非常事態宣言後は、市民により構成される「ごみゼロ化推進会議」を発足させ、ごみゼロ化推進員を通して市民への分別徹底の意識啓発を行うとともに、平成 18 年度から生ごみ乾燥物堆肥化実験施設の設置（平成 27 年度閉鎖）、平成 19 年度から剪定枝等の資源化、平成 20 年度から家庭用乾燥型生ごみ処理機の生成物の回収等を進め、ごみの減量及び資源化の取組を実施してきました。
- これらの取組により、ごみ非常事態宣言後のごみ排出量は平成 24 年度まで順調に減少を続けていましたが、それ以降は横ばいの状態が続いています。
- 本市の人口は令和 5 年頃まで微増傾向ということもあり、今後も行政としてごみ減量・資源化の取組を継続するとともに、市民一人一人が意識的に 3R 行動を行うことが重要です。

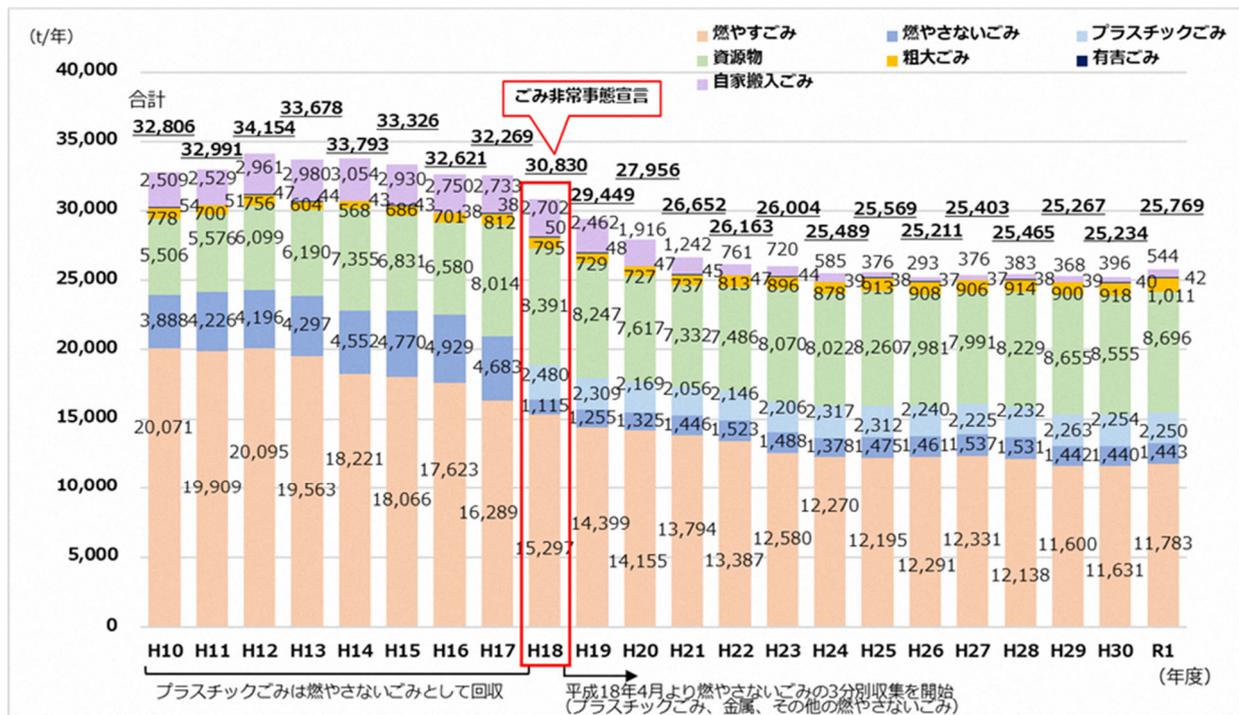


図 3-18 ごみ排出量（項目別）の推移

◆市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量

- 令和元年度の市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量は、全体で 609 g / (人・日) ですが、その半分以上を家庭系ごみが占めています。
- 本市では令和 2 年 3 月に小金井市一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみ排出量の目標として「令和 12 年度までに市民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量が 355 g / 人・日以下」を定めています。
- 令和 12 年度の目標値達成に向け、さらなるごみ排出量削減のため、発生抑制を最優先とした 3R の推進に向けた施策を展開する必要があります。

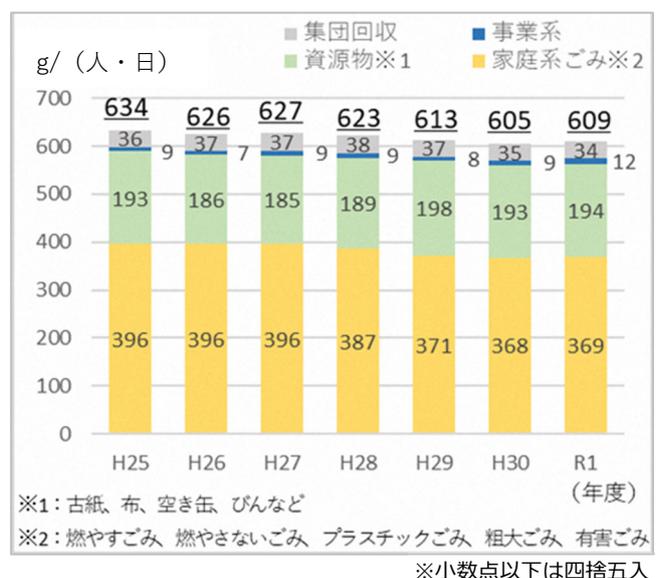


図 3-19 市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量

◆本市のごみの組成

- ・令和元年度に実施された家庭系及び事業系ごみの組成分析※の結果を見ると、燃やすごみよりも燃やさないごみへの混入物の割合が高いことがわかります。
- ・燃やすごみについては、単身集合住宅で混入物が多く、資源物（図中の緑色）の中でも特に資源となる紙類が多く排出されていました。
- ・燃やさないごみについては、戸建て住宅よりも集合住宅でプラスチック類等の混入物が多く排出されているのが目立ちます。
- ・ごみ組成分析結果を踏まえ、転入者の多い集合住宅へのごみの分別、資源化による減量の意識啓発を強化していくことが重要です。

※ 4つの居住形態から、それぞれ2地域ずつ選択し、各地域から燃やすごみの場合は200kg以上(袋数で約40~50袋)、燃やさないごみの場合は100kg以上(袋数で約40~50袋を目安に試料を調達しました。収集した試料の分類(65分類)を行い、組成別に重量割合(組成比)を算出しています(湿ベース)。



図 3-20 居住形態別のごみの組成及び混入物の状況

◆各主体の取組や意識

- ・小金井市一般廃棄物処理基本計画策定に係る市民アンケート調査(令和元年度実施)において、約89%の市民がごみの分別を実施していると回答しています。しかし、実際にごみの組成分析結果(図3-20)を見ると、リサイクル可能な資源物の混入も多く見られるため、改めて、分別徹底の意識づけが必要です。
- ・世界的に大きな問題となっているマイクロプラスチックによる環境汚染対策の一環として、2020年7月より全国でレジ袋が有料化されていますが、本市ではレジ袋削減をはじめとしたごみ減量・リサイクルを推進する店舗・事業所をリサイクル推進協力店として認定する制度を先駆けて導入しています。小金井市一般廃棄物処理基本計画策定に係る事業所意識調査(令和元年度実施)において、ごみ減量・リサイクルに取り組む主な理由として社会的責任を果たすためという回答が2番目に多いように市内事業所の意識は高く、本市のごみの減量・リサイクルに寄与する認定店舗も着実に増えています。
- ・食品ロス削減は世界的にも話題となっていますが、本市においても燃やすごみで最も多い厨芥類に未利用食品や未開封食品等が含まれており、対策が必要であることから、令和2年2月より食品ロス削減推進協力店・事業所の認定制度も開始しました。無駄なものは買わない・もらわないという意識を徹底するために、市民が普段の生活の中で簡易包装を選択したり、不要なものをリユース・リサイクルに回す手段や機会を提供するなど、市民の3Rが当たり前となる環境づくりには事業活動における取組が必要不可欠といえます。
- ・生ごみについては、毎週土曜日に市民団体とボランティアによる生ごみリサイクル事業も実施されています。市では生ごみ減量化処理機器購入費補助制度を設けたり、食品リサイクル堆肥の配布を行っています。今後の生ごみ乾燥物の増加を見据え、飼料化などの新たな生ごみ資源循環施策の実施等、生ごみ資源化施策の強化が必要です。

施策の内容と各主体の取組

6.1 発生抑制を最優先とした3Rの推進

<取組指標>

指標	現状	目標
食品ロス削減推進協力店・事業所認定店舗数	11 店舗（令和2年度）	20 店舗

①市の施策

6.1.1 日常生活における3Rの徹底

市民1人ひとりが無駄なものを買わない・もらわないを前提として、日常生活の中で3R行動が定着するよう、食品ロスの削減、マイバッグ・マイボトル・マイはしの利用促進及び資源の有効活用に繋がる事業の推進や、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の利用促進を図ります。

生ごみの有効利用を図るため、生ごみ資源化施策を推進します。また、生ごみの堆肥化を実施している市民団体との連携や集団回収事業実施団体への奨励金交付などの支援を行い、市民及び市民団体の活動を促進していきます。

リユースルート・リサイクルルートの構築や円滑な運用を推進し、社会情勢の変化などに応じた資源化ルートの有用性の見直しも検討します。

6.1.2 分別・減量を徹底する啓発活動の強化

4か国語対応のごみ・リサイクルカレンダーの配布やごみ分別アプリの紹介・活用、不動産業者への働きかけなど、転入者にも分かりやすい情報提供や分別指導を行い、ごみゼロ化推進員と協働しながら今後も3Rの取組や分別が進むように意識の向上、意識改革を行います。

また、小・中学生や自治会などの団体に対し、さらなるごみの減量と混入物のない適正なごみ排出につなげるため、市のごみの分別・ごみ処理の行方などを分かりやすく解説する「くるカメ出張講座」やごみ処理施設見学会などの環境教育・学習機会があることを積極的にPRし、有効に活用いただけるよう普及啓発を行います。

効果的な3Rを推進するため、市内から排出されるごみの組成分析や調査・研究の実施等に取り組み、市民へ情報提供を行います。



図3-21 外国人向けにイラストや英語を用いた分別方法の表記例
(英語版ごみ・リサイクルカレンダー)

6.1.3 事業活動における3Rの推進

事業活動に伴って排出される一般廃棄物は事業者自らの責任で適切に処理することが原則ですが、新可燃ごみ処理施設に事業系ごみが搬入されることを踏まえ、各事業所に対して発生抑制の推進、分別指導を実施していきます。

また、市民が日常生活において3Rに取り組む機会を増やすため、リサイクル推進協力店及び食品ロス削減推進協力店制度の周知と認定店舗数の拡大を図ります。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 分別を徹底し、混入物のない適正なごみ排出を目指します。
- 生ごみは水切りを行い、食べ残しや汚れのある廃棄物はきちんと洗浄してから排出します。
- リサイクル推進協力店舗や食品ロス削減推進協力店舗での購買を心がけ、ごみ減量に努めます。
- イベント実施時にはリユース食器を活用しごみ減量を心がけます。
- ごみとして処理する前に、リサイクルバザー、おもちゃの病院、不用品交換コーナー等を活用します。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 事業活動に伴い発生した一般廃棄物は、自らの責任において適切に処理を行います。
- 産業廃棄物は処理業者に依頼して適正に処理し、マニフェストにより管理します。また、業者選定にあたっては、東京都の優良産廃処理業者に認定された業者を優先的に検討します。
- ごみの排出時には、発生抑制を心がけ、分別を徹底します。
- イベント実施時にはリユース食器を活用しごみ減量を心がけます。
- リサイクル推進協力店認定や食品ロス削減推進協力店・事業所認定取得を検討します。
- 資源物の店舗回収の情報を発信し、市民の積極的な利用を推進します。

小学生の取組アイデア ～小学生ワークショップ結果より～

- いらないものは買わない
- スーパーやお店にエコバッグを持って行く
- 個包装になっていないもの（お菓子など）を買うようにする
- すぐに物を捨てたりせず、なるべく長い時間使う。物を大切に使う
- お菓子などの空き箱を活用する
- ごみを出す量をルールで決める
- ごみを分別する
- 資源をリサイクルに回す
- 使い終わった物はリサイクルショップなどに売る



6.2 安全・安心・安定的な適正処理の推進

①市の施策

6.2.1 地域と連携した収集・運搬の推進

ごみの排出場所や日時、分別区分等のごみ出しルールを周知し、スムーズな収集・運搬ができるよう引き続き協力をもとめます。収集車については、収集・運搬の委託事業者へ低公害車の導入の協力を要請し、環境負荷の低減を進めるとともに、騒音・渋滞の対策を図り、周辺住民への負担の軽減に努めます。

また、地域の関係機関・事業者との連携を強化し、ごみを排出場所に持ち出すことが困難な高齢者や障がい者が居住する住宅を個別訪問してごみ収集を行い、同時に安否確認を行うふれあい収集を推進していきます。

6.2.2 適正な処理・処分の推進

燃やすごみは、日野市内の新可燃ごみ処理施設で焼却処理し、焼却灰はセメント原料としてリサイクル処理します。燃やさないごみや粗大ごみ、資源物は、不燃・粗大ごみ積替え・保管施設や資源物処理施設で適正な処理を行います。これらの施設の長期的で安定・適正な運営のために、中間処理量・最終処分量の削減に取り組みます。

また、市が収集・処理していない廃棄物については市民自らで適正処理を実施する必要があるため、関係機関・事業者と連携して情報交換を行い、受け入れ体制の整備を進めるとともに、回収・処理方法について市民へ情報提供を行います。

6.2.3 廃棄物処理を支える体制の確立

令和2年度から本格稼働している可燃ごみ処理施設は日野市、国分寺市との共同処理施設であり、日野市内に立地しています。施設の周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減し、安全・安心な環境を確保するために、関係機関や事業者と情報共有を図ります。

また、今後も長期的に事業を続けられるよう、一般廃棄物処理事業に係るコスト管理や環境基金※の有効活用など、資金面においても検討を重ねていきます。

※ 環境基金：本市では小金井市環境基金条例に基づき、一般廃棄物処理手数料の一部などを積み立てています。

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

②市民の取組

- 使用済み家電製品やパソコン等、市で収集を行っていない廃棄物は、販売店や指定の回収業者に依頼し、適正処理を行います。
- 廃棄物のスムーズな収集・回収のため、ごみの分別を徹底し、ごみの排出場所・日時を守ります。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 資源物の店頭回収事業所の情報を発信し、市民の積極的な利用を推進します。
- 市が収集・処理しない家電等のうち、店舗回収可能な廃棄物については市民に情報提供を行い、回収した廃棄物は適正処理を行います。

事業者としての市役所の取組

「小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画」及び「市施設ごみゼロ化行動実施計画」

本市役所は市内最大の事業所であり、市施設から排出される廃棄物量を限りなくゼロにするため、「小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画」を策定し廃棄物の減量目標を定めています。

また、基本計画の目標を達成するため庁内に 6 つのごみゼロ化推進部会（本庁舎ごみゼロ化行動推進部会、第二庁舎ごみゼロ化行動推進部会、その他施設ごみゼロ化行動推進部会、市立学校ごみゼロ化行動推進部会、学童保育所・児童館ごみゼロ化行動推進部会、保育園等ごみゼロ化行動推進部会）を設置しています。具体的な取組として、各部会では小金井市施設ごみゼロ化行動計画を策定し、職員一人一人が積極的にごみの発生抑制、再使用及び再利用への取組を進めることになっています。

なお、この取組の進捗状況は小金井市ホームページ等で随時公表します。

基本目標7

エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくる

日常生活や事業活動、住まい、移動手段の中で、省エネルギーや再生可能エネルギー利用が推進され、低炭素で循環型のライフスタイル・ワークスタイルが浸透していることを目指します。

また、一人一人が気候変動による影響について理解し、その影響に上手に適応することで、変わらず快適な生活を送ることができるまちを目指します。

<関連するSDGs>

関連するゴール



目標 7：すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
・再生可能エネルギーの利用を促進し、エネルギーに占める割合を拡大する
・省エネルギーを推進し、エネルギーを大切に使う



目標 11：包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
・再生可能エネルギーの導入や省エネルギーにより、持続可能なエネルギー利用を進める
・気候変動適応策を進めることにより、災害に強い、住み続けられるまちをつくる



目標 13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
・気候変動の緩和、適応に関する情報を広く普及啓発し、一人一人がそのリスクを認識する
・ライフスタイル・ワークスタイルの低炭素化により、温室効果ガスの排出量を減らす
・気候変動に伴う自然災害等の影響を想定し、適応策を講じる

関連する計画 ▶▶▶ 第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画

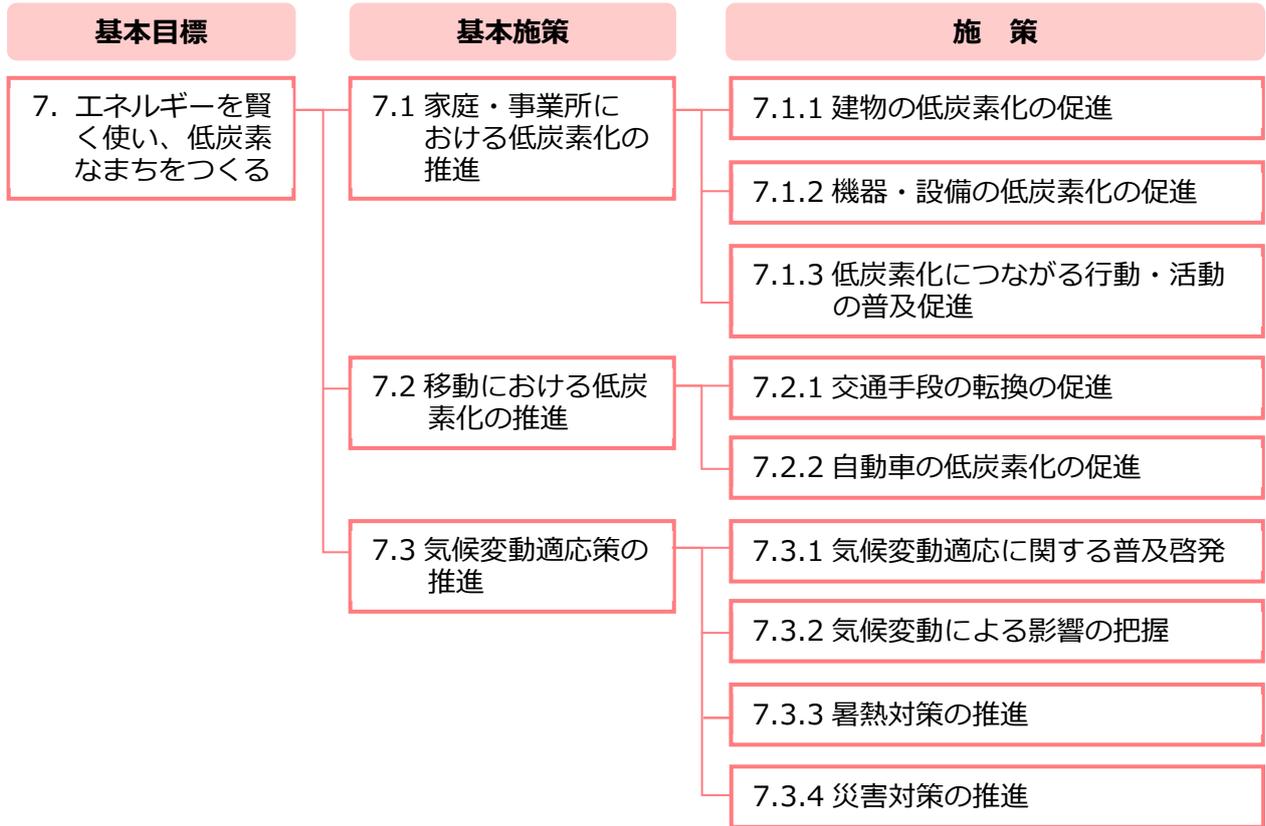
目指すべき環境の目標と施策の展開

<目指すべき環境の目標>

環境指標	現状	目標
市内の温室効果ガス排出量	341 千 t-CO ₂ (2017 (平成 29) 年度)	2013 (平成 25) 年比 26.0% 削減 (260.6 千 t-CO ₂)
市内のエネルギー消費量	3,437TJ (2017 (平成 29) 年度)	2013 (平成 25) 年比 16.0% 削減 (2,863TJ)
意識調査における「適応」の認知度	市民 25.3%、事業者 25.6% [※] (令和元年度)	市民、事業者ともに 50%以上

※地域推進計画改訂に係るアンケート調査 (令和元年度) において「意味を含めて知っていた」と回答した割合です。

<施策の展開>



現状・課題

◆地球温暖化による気候変動の現状と将来予測

- ・「気候変動の観測・予測及び環境評価統合レポート 2018」では、21 世紀末までに地球温暖化に伴う気候変動により、日本の平均気温が現在と比較して 4.4℃上昇、1 時間降水量 50mm 以上の短時間強雨発生回数の増加等の影響が予想されています。
- ・本市周辺の年平均気温は上昇傾向にあり（図 3-22）、真夏日も増加傾向です（図 3-23）。近年は台風の大型化、集中豪雨に伴う都市水害の発生など、気候の変化とそれに伴う影響が既に現れています。
- ・IPCC 第 5 次評価報告書では、二酸化炭素（CO₂）の累積総排出量と世界平均地上気温はほぼ比例関係にあり、気候変動の抑制には、温室効果ガス排出量の抜本的かつ持続的な削減が必要であるとされています。気候変動のリスクをできるだけ抑えるためには、温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」を推進することが必要です。
- ・同報告書では、将来、どのような温室効果ガスの濃度のシナリオ（仮定）を当てはめても、21 世

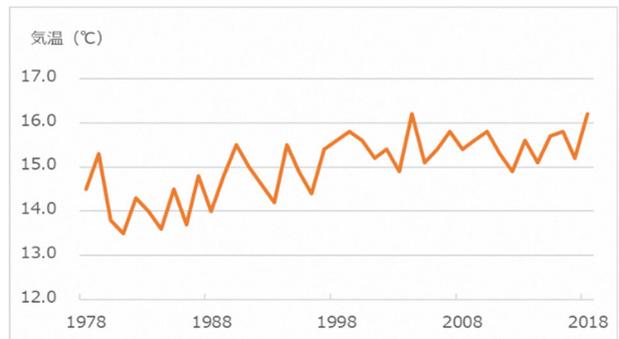


図 3-22 年平均気温の経年変化
資料：気象庁ホームページ（府中気象観測所）

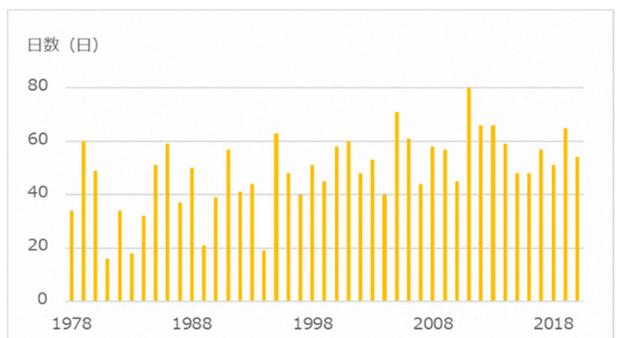


図 3-23 真夏日の日数の経年変化
資料：気象庁ホームページ（府中気象観測所）

紀末の気温は上昇するという予測がなされています。また、「気候変動適応情報プラットフォーム」の気候変動による影響予測結果では、厳しい温暖化対策を実施した場合でも、年間降水量の上昇、コメ収量の低下（品質重視）、熱中症搬送者数や熱ストレス超過死亡者数の増加などの影響があるとされています。そのため、上記「緩和策」と両輪で、気候変動による影響から生活や事業活動を守る「適応策」も進めていくことが重要です。

◆温室効果ガス排出量の削減に向けた動き

- ・第2章で述べたように2015（平成27）年の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）でパリ協定が採択され、世界共通の長期目標として、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃より十分下方に保持し、1.5℃に抑える努力をすることが合意されました。国も、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で26%削減することを決定し、さらに長期目標として2050（令和32）年までに80%削減を設定しています。
- ・その後、IPCC「1.5℃特別報告書」（2018（平成30）年）において、気温上昇が1.5℃の場合の気候変動リスクは2℃の場合よりも低いことが示されました。そして、平均気温上昇を1.5℃に抑えるためには、CO₂（二酸化炭素）排出量を2050（令和32）年頃には正味ゼロに達する必要があるとされています。
- ・これらを受けて、東京都では2019（令和元）年に、2050（令和32）年にCO₂実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言しました。また、その実現に向けて、「ゼロエミッション東京戦略」を策定しました。本市においても、気温上昇を1.5℃に抑えることを目指し、世界や国、都の長期的な目標をも見据えた取組が必要です。

◆本市における温室効果ガス排出量と将来推計

- ・市域から排出される温室効果ガスは、そのほとんどがCO₂です。2017（平成29）年度の温室効果ガス排出量341.0千t-CO₂のうちCO₂排出量は311.5千t-CO₂でした。CO₂排出量は、2012（平成24）年度をピークに減少傾向にあります（図3-24）。
- ・2017（平成29）年度の部門別CO₂排出量は、家庭部門が最も多く（約53%）、次いで業務その他部門（約29%）、運輸部門（約11%）、産業部門（約6%）、廃棄物部門（約2%）となっています。
- ・市域の温室効果ガス排出量の将来推計によると、特に対策を行わない場合（現状維持ケース）、CO₂排出量は2017（平成29）年度以降ゆるやかに減少し、2030（令和12）年度には2013（平成25）年度比で2.1%削減となる見込みです（図3-25）。
- ・気候変動によるリスクを極力抑えるためには、2050年に二酸化炭素排出量実質ゼロを見据え、さらに意欲的に排出量削減を進めることが必要です。特に、将来的にも家庭部門と業務その他部門が排出量の多くを占める傾向は変

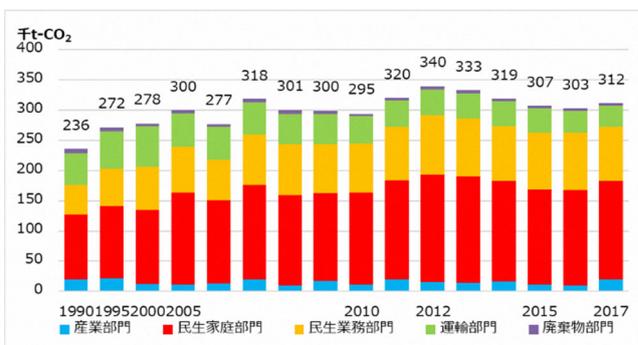


図 3-24 部門別 CO₂ 排出量の推移

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

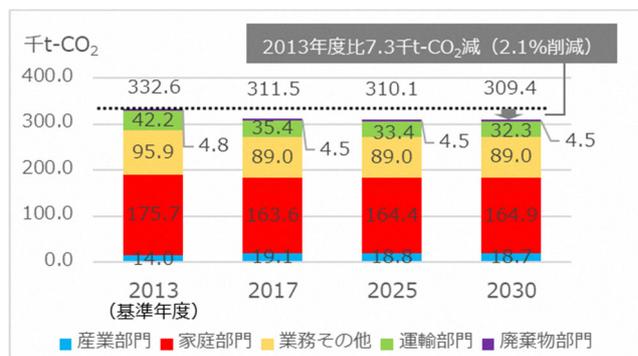


図 3-25 市域の CO₂ 排出量の推移と将来推計（現状維持ケース）

わからない推計となっていることから、日常生活や事業活動における排出量削減が引き続き重要な課題です。

- また、二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量のほとんどを占める HFCs（ハイドロフルオロカーボン類）は、オゾン層破壊効果がないため特定フロン類の代替として使用されていますが、温室効果が高い物質です。HFCs の排出量は今後も増加が見込まれており、削減を進めていく必要があります。

◆各主体の取組や意識

- 平成 27 年 3 月に「小金井市地球温暖化対策地域推進計画－改訂版－」（以下、「地域推進計画」という）を策定し、市民・事業者・教育研究機関・市が一体となって施策を推進してきました。市は、同計画に基づき、右記に示すような施策を推進しました。
 - 令和元年度実施の市民アンケート結果では、節電行動や省エネ性能の高い製品の選択などが浸透している様子が伺えますが、環境配慮型機器を導入している・考えている市民は 2 割程度でした。市が実施している住宅向けの再生可能エネルギー等利用設備の導入補助は、年間で平均して 150 件程度の利用がありますが、今後は新技術の進展を見据えつつ、市民等の導入に関する意向等を把握し、対象機器を見直しながら支援を継続していくことが必要です。
 - 省エネ改修工事に伴う固定資産減税制度は、令和元年度の利用は 1 件です。省エネ改修は頻繁に行われるものではありませんが、より多くの市民に利用してもらうために制度を周知していくことが必要です。
 - 地域推進計画改訂に向けた事業者アンケート結果（令和元年度実施）によると、8 割の事業者が節電や節水、再生紙利用、資源ごみの分別収集などの配慮行動を実施していました。設備については、LED 照明等高効率照明(90.8%)、省エネ型業務用機器（75.6%）等の導入意向[※]が高い一方、太陽光発電システム等再生可能エネルギー利用に関しては、費用がかかることを理由に導入意向が低くなっており、事業者が再生可能エネルギーを利用しやすいような支援が必要です。
- ※ すでに導入している+今後、導入する予定がある+今後、導入してみたい
- 自動車からの CO₂ 排出削減に向けた取組として、市民・市内事業者対象の「エコドライブ教習会」、コミュニティバス再編事業、自転車駐車場整備等が進められてきました。令和元年度実施の市民アンケートでも「徒歩自転車・公共交通を利用する」の実施率（「いつもしている」又は「ときどきしている」と回答）が 8 割を超えており、着実に浸透しつつあることが伺えます。
 - 地域推進計画改訂に向けたアンケート調査（令和元年度実施）においては、市民の 47.4%、事業者の 47.7%が「適応」という「言葉自体を知らなかった」と回答しているため、気候変動のリスクやそれに対する適応の重要性に関する普及啓発が必要です。
 - 令和元年度末頃からは、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大防止を契機として、一部の業種ではテレワークや Web 会議、時差出勤などの導入が進んでいます。これらの生活様式は、移動に伴う自動車利用の削減等の効果も期待され、今後も積極的な導入が望まれます。

地球温暖化対策の施策

カテゴリー	内容	対象
全般	環境配慮指針チェックリストの配布	市民・事業者
再生可能エネルギー等	再生可能エネルギー等利用設備の導入補助（太陽光発電等）	市民
省エネルギー	省エネ改修に伴う固定資産税減税	市民
交通	CoCo バスをはじめとしたバス利便性の向上	市民・事業者
交通	エコドライブ講習会の実施	市民・事業者
フロン類	フロン類の回収に関する情報提供、回収事業者への指導	市民・事業者

施策の内容と各主体の取組

7.1 家庭・事業所における低炭素化の推進

<取組指標>

指標	現状	目標
住宅用新エネルギー機器等補助件数	142 件（令和元年度）	補助額相当の件数を達成
省エネ改修に係る減税制度の利用件数	1 件（令和元年度）	累積件数が増加
（仮称）省エネチャレンジ事業参加数	－	市民 750 件、事業者（検討中）

①市の施策

7.1.1 建物の低炭素化の促進

建物の新築や改修の際に低炭素化を検討してもらえるように、不動産業者やハウスメーカー、工務店とも連携を図りながら、省エネルギー診断をはじめとする建物の省エネ化の検討にあたり利用できる制度、ZEH や東京ゼロエミ住宅といった省エネ型建築物に関する情報提供を行います。また、導入のハードルを下げるために、国や都等の各種助成金制度を紹介するとともに、市が実施する省エネ改修に係る固定資産税の減額制度の継続・拡充を図ります。

公共施設の新築・改修においても省エネ化を推進していきます。

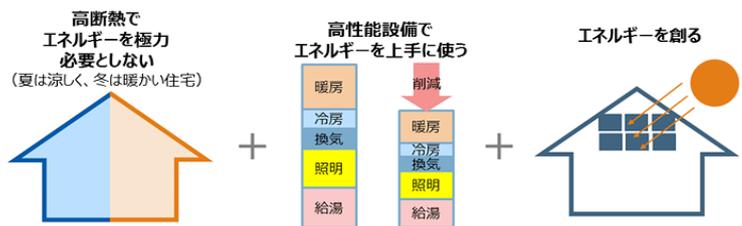


図 3-26：省エネ型建築物の例～ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）のイメージ～

出典：経済産業省 省エネルギー庁 省エネ住宅ポータルサイト
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/housing/index03.html

ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）

断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。

同様に、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費するエネルギーをゼロにすることを目指した建物 ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）もある。

7.1.2 機器・設備の低炭素化の促進

効率の良いエネルギー利用や再生可能エネルギーの導入や転換を促進するため、家電販売店等とも連携を図りながら、省エネ機器・再エネ利用設備やエネルギー管理システム、コージェネレーションシステム等に関する情報提供を行います。また、国や都等の各種助成金制度を紹介するとともに、市が実施する補助金制度の継続・拡充、新規制度の検討を行います。

個々の家庭・事業所での導入が難しい集合住宅やテナントビルへの省エネ機器・再エネ利用設備の導入、大型

フロンラベル

エアコンや冷凍冷蔵機器、断熱材などに表示



商業施設への災害時対策も考慮した再生可能エネルギー設備等の導入など、様々な主体・事業体を対象に呼びかけを行います。

CO₂よりも地球温暖化係数が高いフロン類（HFCs：ハイドロフルオロカーボン類、PFCs：パーフルオロカーボン類等）については、適正な回収・処理を指導するとともに、オゾン層保護と地球温暖化対策の両面から寄与する製品（「低 GWP[※]冷媒」を使用した機器やノンフロンの機器）に関する普及啓発を行います。

※GWP：地球温暖化係数（CO₂を1とした場合の温暖化影響の強さを表す値）。この値が小さく温室効果が小さい冷媒のこと。

7.1.3 低炭素化につながる行動・活動の普及促進

脱炭素社会づくりに貢献し、地球温暖化対策に資する「賢い選択」＝COOL CHOICE の考え方や具体的な取組内容及び効果について、普及啓発を行います。節電・節水などの省エネ行動をはじめ、再生可能エネルギー由来の電力の調達、日常生活における、宅配サービスの受取、食料品の購入や、事業活動におけるグリーン購入、物流の効率化など、様々な場面の COOL CHOICE の選択肢を紹介していきます。

これらの情報は、市のホームページや、市報、パンフレット、環境行動指針等様々な媒体やイベント等を利用して、より多くの場や機会において市民・事業者伝えていきます。

また、市民や事業者の省エネ行動のインセンティブとして、エネルギー消費の削減量に応じて商品券や商品との交換が可能なポイント制度（（仮称）省エネチャレンジ事業）の創設を検討します。

事業者に対しては、環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション 21 等）導入事業所の優遇措置の対象拡大等、事業所の低炭素化に向けた取組に対するさらなるインセンティブを検討します。

日常生活における COOL CHOICE の例

- 再生可能エネルギー由来の電力を選択
- 再配達が必要な宅配サービスを選択
- 輸送エネルギーが少ない地場野菜を選択
- 多摩産材や森林保全につながる木材の利用を選択

事業活動における COOL CHOICE の例

- 再生可能エネルギー由来の電力を選択
- 事務用品などは環境負荷が小さい製品を選択
- 効率の良い輸送ルートを選択
- より低炭素な輸送方法を選択
- 燃費のよい運転方法を選択
- 多摩産材や森林保全につながる木材の利用を選択

COOL CHOICE ! エコな電力の調達方法

できるだけ環境負荷が少ない電力を使いたい、でも自宅に太陽光発電設備などを導入することが難しい…そんなときには、「できるだけ環境負荷が少ない電力を調達する」という選択肢があります。



* 調達方法①グリーン電力証書を購入する *

普段使う電力以外に、再生可能「グリーン電力証書」（電気がもつ環境付加価値）を購入することで、購入分の電力量は再生可能エネルギーを利用したとみなされます。

個人や団体、事業者に限らず購入でき、特定のイベントでの使用分を購入することも可能です。

* 調達方法②再生可能エネルギーによる電力を供給する電力事業者から調達する *

電力事業者によっては、再生可能エネルギー比率が高い電力プランを提供しているところがあります。^{※1}

また、再生可能エネルギーによる発電を行っている特定の発電所を応援したり、法人向けには特定の発電所の電力を調達できる仕組みを取り入れている事業者もあります。^{※2}

参考：※1 グリーン購入ネットワーク エコ電力特集 (https://www.gpn.jp/project/eco_denryoku/)

※2 みんな電力株式会社 (<https://minden.co.jp/>)

②市民の取組

- 住宅の新築・改築、マンションの購入の際には、環境性能表示等を活用して環境性能を考慮し、ZEHを検討します。既存住宅においては断熱改修等の省エネ化を検討します。
- 家電等の買い替えの際には、省エネラベル等を確認し、省エネルギー性能が高いものを選択します。また、冷蔵・冷凍設備や空調設備は、代替フロンを使わない製品を選択します。
- 太陽光発電等の再生可能エネルギー利用設備やエネルギー管理システムについて情報を収集し、導入を検討します。
- 再生可能エネルギー由来の電力を選択するなど、COOL CHOICE を実践します。
- 省エネポイント事業など、市が実施する参加型事業へ積極的に参加を検討します。

③事業者の取組

- （ハウスメーカー、工務店、家電販売店等）省エネ機器・再生可能エネルギー利用設備の性能や住宅の省エネ化の方法、補助金等各種制度について、市民に積極的に情報提供します。
- （集合住宅管理会社）集合住宅等への再生可能エネルギー利用設備や HEMS 等エネルギー管理システムの導入を検討します。
- （ハウスメーカー、工務店等）取扱商品のラインナップとして、省エネ住宅や東京ゼロエミ住宅、ZEH を検討します。また、省エネ住宅の機能や各種補助制度等について購入者に情報提供を行い、積極的に供給します。
- 消費者や従業員に COOL CHOICE に関する情報提供を行います。
- 設備更新時には、省エネ機器や再生可能エネルギー設備を導入します。
- ESCO 事業や省エネ診断を活用して省エネ改修について情報を収集し、実施を検討します。建築物の新設にあたっては、ZEB を検討します。
- 冷蔵・冷凍設備や空調設備を導入・更新する際には、代替フロンを使わない製品を検討し、廃棄の際にはフロン類を適正に処理します。
- （家電販売店等）購入者にフロンの適正処理の重要性や代替フロンを使わない製品について情報提供します。
- 環境マネジメントシステムの導入・活用を進めます。
- 省エネポイント事業など、市が実施する参加型事業へ積極的に参加を検討します。

小学生の取組アイデア ～小学生ワークショップ結果より～

- 使っていない部屋は電気を消す、水を出しっぱなしにしないなど、小さいことにも気を付ける
- 無駄遣いをしない
- 水素をもっと利用する
- なるべく自転車を使う
- 風力発電を活発にする
- できるだけ家族と一緒にいる
- 公園の水をあまり使わない
- 電気自動車を使用する



7.2 移動における低炭素化の推進

①市の施策

7.2.1 交通手段の転換の促進

公共交通機関をより利用しやすくするため、市内の交通の状況や市民ニーズを踏まえたコミュニティバスの既設路線の見直しを行います。

自転車や徒歩による移動を選択しやすいよう、幹線道路における歩行者道・自転車走行空間確保や自転車駐車場の整備に努めます。

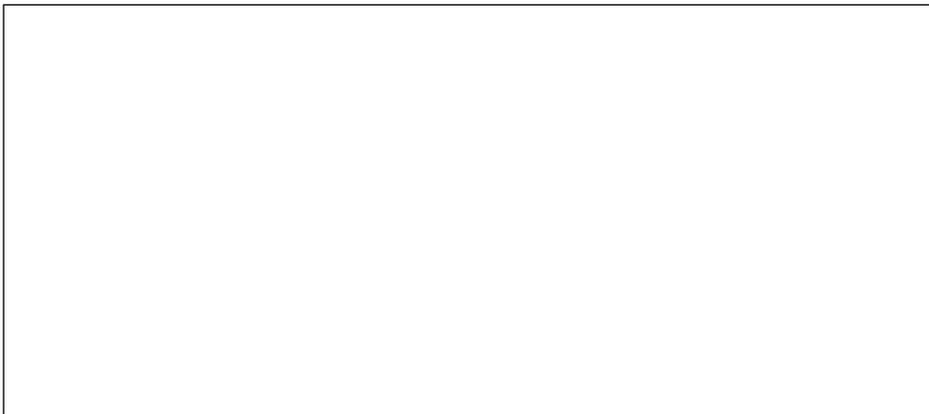
7.2.2 自動車の低炭素化の促進

自動車を利用する際の低炭素化（低燃費化）を促進するため、エコドライブに関する普及啓発を行います。また、自動車自体の低炭素化を図るため、次世代自動車の性能や効果、各種補助金制度等の情報提供を行います。

公共施設への急速充電設備や水素ステーションの整備、主要な商業施設等と連携した整備等、次世代自動車を利用しやすい環境づくりを検討します。

次世代自動車の種類

- 天然ガス自動車
- クリーンディーゼル車
- ハイブリッド車
- プラグイン・ハイブリッド車
- 電気自動車
- 燃料電池自動車



写真：市で導入している電気自動車

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 移動手段として、自転車や徒歩、公共交通機関を優先的に利用します。
- 自動車を買替える際には、環境負荷等の情報も比較し、積極的に次世代自動車を購入します。
- 自動車利用が少ない家庭では、カーシェアリングを検討します。
- 運転時にエコドライブを意識します。

③事業者の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 通勤手段として、自転車や徒歩、公共交通機関の優先利用を推奨します。
- リモートワークやオンライン会議の活用等により、自動車による移動を減らします。
- 社用車の買い替えの際には、積極的に次世代自動車の購入や、カーシェアリングの導入を検討します。
- 運転時にエコドライブを意識します。
- 急速充電設備の敷地内への設置等に協力します。

7.3 気候変動適応策の推進

<取組指標>

指標	現状	目標
クールスポット創出状況	梶野公園にミストを設置	(検討中)

①市の施策

7.3.1 気候変動適応に関する普及啓発

本市においては、気候変動により農業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、国民生活・都市生活の各分野に影響が出ることが想定されます(表3-5)。今後、市民や事業者とともに適応策を進めていくにあたり、まずは気候変動適応に対する関心を高め、日常生活や事業活動との関係を認識してもらうことが重要です。

そのため、市のホームページや、広報紙、パンフレット等様々な媒体を通じて、気候変動による影響や適応の必要性、技術動向や国・都の政策、市民や事業者が実施可能な対策等に関する情報を定期的・集中的に発信します。

表 3-5 気候変動により想定される影響

分野	大項目	小項目	国の評価		
			重大性	緊急性	確信度
農業・林業・水産業	農業	果樹	○	○	○
		園芸作物(野菜)	-	△	△
		病害虫・雑草	○	○	○
		農業生産基盤	○	○	△
	その他	農業従事者の熱中症(死亡リスク)	○	○	○
農業従事者の熱中症(熱中症)		○	○	○	
水環境・水資源	水環境	河川	◇	□	□
	水資源	水供給(地表水)	○	○	△
		水供給(地下水)	◇	△	□
自然生態系	陸域生態系	人工林	○	△	△
	淡水生態系	河川	○	△	□
	生物季節 分布・個体群の変動	生物季節	◇	○	○
		在来種 外来種	○	○	△
自然災害・沿岸域	水害	洪水	○	○	○
		内水	○	○	△
健康	暑熱	死亡リスク	○	○	○
		熱中症	○	○	○
産業・経済活動	産業・経済活動	節足動物媒介感染症	○	△	△
		製造業 エネルギー需給	◇	□	□
国民生活・都市生活	インフラ・ライフラインなど	水道、交通など	○	○	□
		その他	暑熱による生活への影響など	○	○

※凡例は次のとおりです【重大性】○：特に大きい、◇：「特に大きい」とは言えない、-：現状では評価できない
【緊急性】○：高い、△：中程度、□：低い、-：現状では評価できない
【確信度】○：高い、△：中程度、□：低い、-：現状では評価できない

7.3.2 気候変動による影響の把握

自然環境分野の活動団体、事業者団体、農業従事者等と連携し、市域で現在既に起こっている気候変動による影響の現状について把握します。水環境や自然生態系については、水質や水量、動植物のモニタリング調査により変化の程度や内容を把握します。これらに関する情報は、適宜提供し、市民や事業者の備えを促します。

7.3.3 暑熱対策の推進

既に起こっている影響である気温上昇による熱ストレスの低減や、まちなかの快適性確保のために、みどりの保全や創出(→基本目標 1 参照)等、地表面の温度上昇を抑制するための対策を実施します。まちなかや公共施設には、日よけやミストの設置などによりクールスポットを創出し、その効果を測定して広く情報提供するとともに、商業施設などと協力して市内のクールスポットの増設を検討します。

また、屋上・壁面緑化など建物の温度上昇を抑える取組や、打ち水等の手軽にできる暑さ対策、個人でできる熱中症対策等についても、引き続き情報提供を行います。

気温上昇に伴い懸念される感染症の予防策についても情報提供を行います。

7.3.4 災害対策の推進

近年増加している自然災害対策として、雨水浸透施設の整備（→基本目標 2 参照）や道路・下水道等インフラの点検及び計画的な修繕、上下水道、電力、ガス等ライフラインの強化と確保、災害協定等非常時の体制強化を進めます。

気候変動に伴い災害の激甚化も想定されるため、市民や事業者がそれぞれ災害に備えられるよう、引き続き災害ハザードマップの周知や、再生可能エネルギー利用設備や蓄電池等の災害時の活用の視点からの導入促進を行います。

②市民の取組

小金井市環境行動指針 ●ページ参照

- 気候変動による影響やリスクについて正しい情報を収集し、「自分ごと」として把握します。
- 緑のカーテン、打ち水など、住まいを涼しくする工夫をします。
- 災害発生時の行動を確認し、備えをします。
- 熱中症の予防に努めます。

③事業者の取組

- 気候変動が事業活動に与える影響を把握し、企業としての適応策を検討します。
- 屋上緑化や壁面緑化、緑のカーテンなどを進めます。
- （商業施設等）まちなかのクールスポット創出に協力します。
- 災害発生時の行動を確認し、備えをします。また、自然災害発生時に建物の倒壊・破損や倒木等が起こらないよう、日ごろから点検等を行います。
- 事業活動中の熱中症の予防に努めます。

小金井市の取組紹介

新庁舎・（仮称）新福祉会館における取組

市では、現在新庁舎・（仮称）新福祉会館の建設を進めています。

平成 23 年 3 月に策定された「小金井市新庁舎建設基本構想」では、3つの基本理念のひとつとして『人や地域に「やさしい庁舎」』を掲げており、「環境の拠点」という役割を示しました。具体的には、「太陽光や太陽熱、風、みどりなどの自然をいかし、省エネルギーに配慮した施設」、「木材の使用を検討するなど CO₂削減に配慮した」施設を目指しています。

また、「小金井市新庁舎建設基本計画」（平成 25 年 3 月）では、新庁舎の機能と整備方針として、「自然エネルギーの利用」、「省エネルギーの推進」、「エネルギー使用の見える化」を示しました。

令和 2 年 10 月現在、事業は実施設計段階です。新庁舎等建設に向けて、環境配慮に取り組んでいます。

■ 小金井市ホームページ 新庁舎建設関連

<https://www.city.koganei.lg.jp/shisei/seisakukeikaku/sintyosyakanren/index.html>

※URL は変更になる可能性があります。

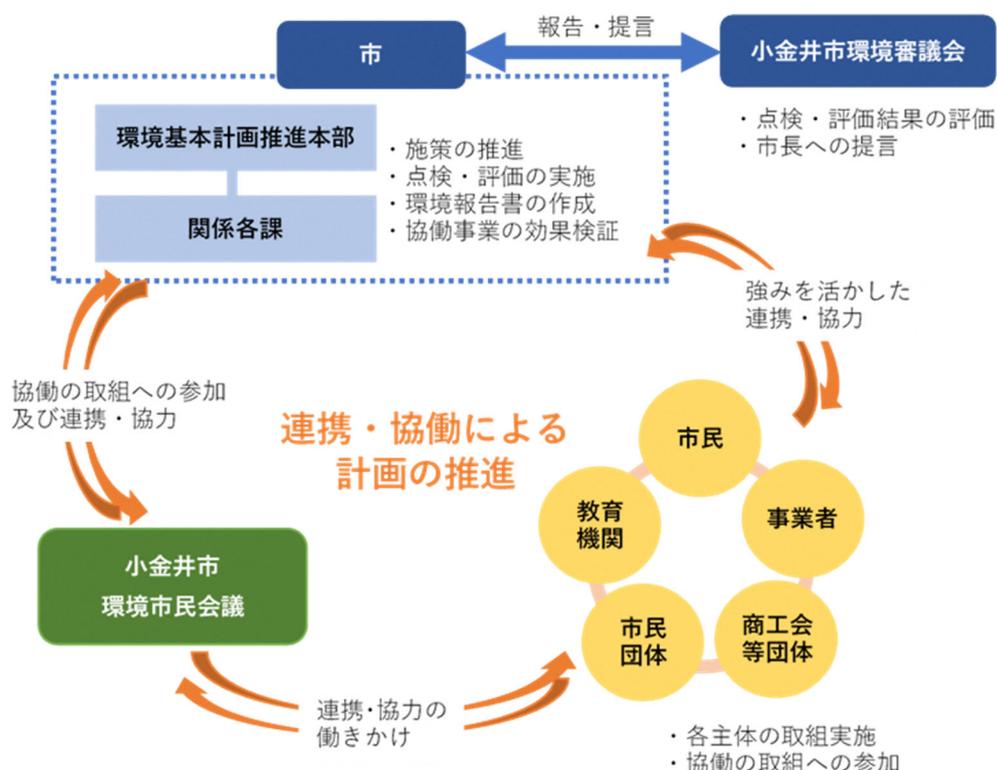
第4章 計画の推進体制・進行管理

1. 計画の推進体制

市を含む各推進主体が個別に、又は連携して施策や取組を実施し、「小金井市環境審議会」、「環境基本計画推進本部(市)」において計画の進捗状況を点検・評価しながら、計画の着実な推進を図ります。点検・評価の結果は環境報告書によって公表し、次年度以降の展開につなげます。

また、市が環境保全に向けた取組を進める上で、市民・事業者・市民団体・教育機関等すべての主体との連携・協働は不可欠です。適宜情報共有を図り、目的を共有し、その内容に応じて、お互いの強みを活かした連携体制を構築します。

市民協働の主要な主体である「小金井市環境市民会議」は、これまで培ってきた各主体との独自のつながりを活かし、市との協働で連携・協力体制を強化します。



●環境基本計画推進本部（市）

環境基本計画推進本部は、環境基本条例第24条に基づき設置された、庁内の各部門を横断的につなぐ庁内推進組織です。本計画を総合的に推進し、調整するとともに、進捗状況の点検・評価を行います。

●小金井市環境審議会

環境審議会は、環境基本条例第26条に基づき設置された市長の附属機関です。市長の諮問に応じ、環境基本計画に関する事項等を調査審議します。また、推進本部が実施した本計画の点検評価結果について報告を受け、これについての評価を行ったうえで、市長に対して提言等を行います。

●小金井市環境市民会議

環境市民会議は、環境基本条例第27条に位置づけられた組織です。協働の理念に基づき、自ら実践活動を行うとともに、市長に対して環境に関する提言を申し述べることができます。環境保全に向けた施策・事業について市民や市民団体等とともに市と協働して取り組み、計画の推進に協力します。

2. 計画の進行管理

本計画は、「小金井市環境マネジメントシステム」を活用し、PDCA サイクルにより進行管理を行います。

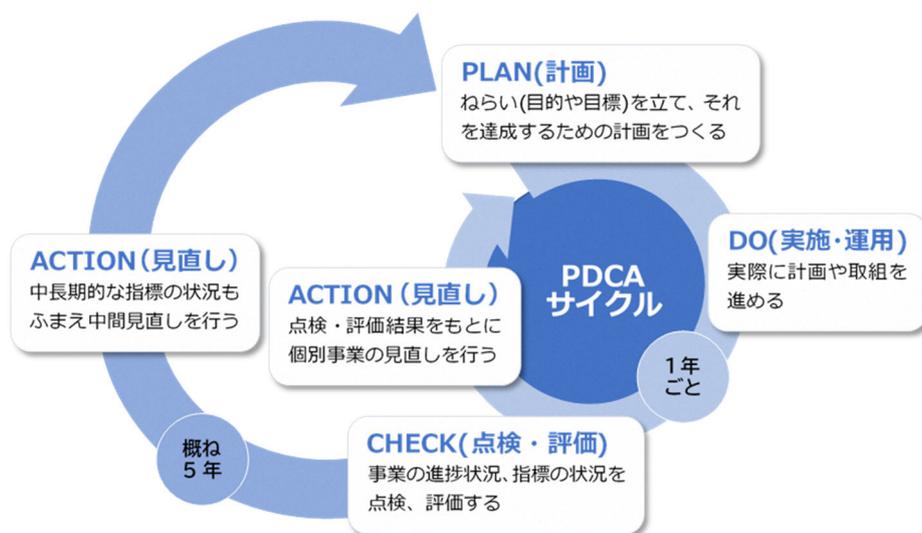
目標の達成状況は、「環境指標」と「取組指標」のモニタリングにより把握します。また、施策の進捗状況は、本計画をもとに作成される年次別実施計画「小金井市環境保全実施計画」の個別事業の実施状況により把握します。

- **環境指標**…計画を推進することにより達成を目指す事項の状況を測る指標。

(例) みどりの量、大気質や水質の状況、市民・事業者の意識や問題の認知度など

- **取組指標**…市が施策をきちんと実施できているかどうかを測る指標。

(例) 環境保全活動の実施回数、助成や認定の件数など



- **PLAN (計画)**

本計画で、基本目標ごとに環境の状態や取組の推進の効果を測る「環境指標」と、取組の進捗状況を測る「取組指標」を設定します。

また、本計画の施策の内容を各課で実施する個別事業として再整理し、年次別実施計画である「小金井市環境保全実施計画」を作成します。

- **DO (実施・運用)**

「小金井市環境保全実施計画」に基づき、各課が事業を推進します。

- **CHECK (点検・評価)**

「小金井市環境保全実施計画」の各事業の進捗状況を年1回把握します。また、「環境指標」及び「取組指標」の状況を目標期間に応じて把握します。(点検)

点検結果は「環境基本計画推進本部」でとりまとめ、評価します。見直し結果を反映して「環境報告書案」を作成し、環境審議会による外部評価を行います。(評価)

- **ACTION (見直し)**

点検・評価結果に基づき、「小金井市環境保全実施計画」の事業内容を庁内で見直し、「環境報告書」を確定します。

また、本計画の運用開始から5年を目途に、各事業の進捗状況や、中長期的な目標期間を設定している指標の状況等をふまえ、「小金井市環境保全実施計画」の中間見直しを行います。必要に応じて、本計画の内容についても見直しを行います。

3. 指標・目標一覧

本計画で設定している指標及び目標は以下のとおりです。

これらの指標の状況や目標達成状況を適宜把握し、見直しにあたっての参考とします。

取組指標は基本的に毎年状況を把握し、次期環境基本計画策定時に目標の達成状況を評価します。

なお、特に目標年度や単年度の目標回数（回/年）等が記載されていないものは、令和12年度が目標期間となります。

○分野横断：計画推進の基盤づくり

指標名	目標	把握頻度	把握方法
取組指標／基盤1 環境教育・環境学習			
環境に関する体験・啓発イベント	現状（3回/年）以上	年1回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに集計
環境に関する講座実施回数	現状（27回/年）以上	年1回	
環境関連施設見学会	現状（10回/年）以上	年1回	
取組指標／基盤2 環境活動			
こがねい市民活動団体リスト「環境」分野登録団体数	現状（14団体）以上	年1回	「こがねい市民活動団体リスト」更新時に把握
取組指標／基盤3 情報発信・共有			
市報（月2回、計24回）等を用いた環境に関する情報提供の強化	特集号の実施 1回/年	年1回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに集計

○基本目標1：みどりを守り、つくり、育てる

指標名	目標	把握頻度	把握方法
環境指標			
緑被率	28.0%	次期みどりの基本計画策定時	緑の実態調査の1項目として把握
みどりの豊かさ（樹林、街路樹、公園等）に関する満足度	80%	5年に1回	市民意識調査（環境分野合同アンケートを想定）の1項目として把握。 満足+やや満足の合計値
取組指標／1.1 みどりの保全			
環境保全緑地制度による指定面積	現状維持 ※環境緑地：4.78ha	年1回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握
保存樹木の指定状況	現状（842本）より増加	年1回	
市民農園・体験型市民農園箇所数及び面積（民営を含む）	現状より増加 ※市民農園：4農園、 3,070.37㎡ 体験型市民農園：2農園、 4,489.46㎡	年1回	

指標名	目標	把握頻度	把握方法
取組指標／1.2 みどりの創出			
公園・緑地面積	現状（85.73ha）より増加	年 1 回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握
取組指標／1.3 みどりをはぐくむ市民活動の促進			
都市公園整備における市民参加実施の割合	梶野公園、貫井けやき公園で実施	年 1 回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握

○基本目標 2：地下水・湧水・河川の水循環を回復する

指標名	目標	把握頻度	把握方法
環境指標			
市内の地下水位	現状から低下しない	5年に1回	毎年同時期の調査結果をもとに長期的な傾向を把握
湧水の水量	現状から減少しない ※測定地点数：5地点 全地点の合計：960 L/分	年 1 回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握
野川の水質	すべての地点・回で河川水質環境基準（A 類型相当）※を達成 ※DO7.5mg/L 以上 ※BOD2mg/L 以下	年 1 回	
湧水の水質	すべての地点・回で地下水環境基準を達成 ※硝酸性窒素：10mg/L ※トリクロロエチレン：0.01mg/L 以下 ※テトラクロロエチレン：0.01mg/L 以下 ※1-1-1-トリクロロエタン：1mg/L 以下	年 1 回	
取組指標／2.1 地下水・湧水の保全			
地下水・湧水等の調査回数	以下の調査頻度、地点数を維持又は拡充 地下水位調査：年 12 回 地下水質調査：年 4 回 湧水水質調査（湧出量、水質、水生生物）：年 2 回 野川水質調査：年 2 回	年 1 回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握
雨水浸透ますの設置数	1,500～2,000 基/年の範囲又はそれ以上	年 1 回	
透水性舗装の新規導入量	（設定しない）	年 1 回	

指標名	目標	把握頻度	把握方法
取組指標/2.2 河川環境の保全			
分流式下水道（污水管、雨水管）の整備延長	（設定しない）	年 1 回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握
クリーン野川作戦等河川環境の保全に係る普及啓発イベント・講座の実施回数	現状維持以上 ※クリーン野川作戦等イベント：1 回/年 ※公民館講座：1 回/年	年 1 回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに集計
取組指標/2.3 水資源の有効利用			
雨水貯留施設（雨水タンク）設置基数	10 件/年以上	年 1 回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握
市民 1 人あたり配水量	292 L/(人・日)より増えない	年 1 回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握。 地下水保全会議に報告
震災対策用井戸数	現状（38 か所）維持もしくは増加	年 1 回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握

○基本目標 3：都市の生物多様性を守り親しむ

指標名	目標	把握頻度	把握方法
環境指標			
生物多様性の認知度	75%	5 年に 1 回	市民意識調査（環境分野合同アンケートを想定）の 1 項目として把握
生き物との親しみやすさに関する満足度	55%	5 年に 1 回	市民意識調査（環境分野合同アンケートを想定）の 1 項目として把握。 満足+やや満足の合計値
取組指標/3.1 生物多様性の保全			
小金井の生物リストの作成	作成（令和 7 年度）	目標期間に 1 回	令和 7 年度までは、リスト完成に向けた進捗状況を「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に把握。
取組指標/3.2 自然とのふれあいの推進			
生物多様性に関する普及啓発（講座、活動、調査等）の実施回数	市主催の普及啓発：5 回/年以上	年 1 回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに集計

○基本目標 4：安全・安心で健康に暮らせる生活環境を守る

指標名	目標	把握頻度	把握方法
環境指標			
大気環境基準等の達成状況	全調査において各項目の環境基準等を達成 ※二酸化窒素： 1日平均値の98%値が0.04~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下 ※浮遊粒子状物質： 1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下 ※一酸化炭素： 1日平均値の2%除外値が10ppm以下 ※ダイオキシン類： 1日平均値の年間算術平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下	年1回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握
道路交通騒音に関する環境基準の達成状況	全調査、全地点で昼夜間ともに環境基準を達成（5地点とも昼間70dB、夜間65dB） 調査地点：五日市街道、小金井街道、連雀通り、新小金井街道、東八道路	年1回	
取組指標／4.1 大気汚染や騒音などの公害発生源対策			
（低公害車数に関する指標）	（設定しない）	5年に1回を目途に把握	「環境保全実施計画」又は本計画の見直し時に把握

○基本目標 5：美しく住み心地のよいまちを守る

指標名	目標	把握頻度	把握方法
環境指標			
まちの美しさ（景観、調和等）に関する市民満足度	55%	5年に1回	市民意識調査（環境分野合同アンケートを想定）の1項目として把握。 満足+やや満足の合計値
取組指標／5.1 景観の保全・活用			
玉川上水・小金井桜整備状況	・サクラ緑陰に多様な植物が生育していること ・サクラ並木再生に要する適切な補植を実施していること	年1回	「環境保全実施計画」の進捗状況の点検の際に、担当課からの報告をもとに把握

指標名	目標	把握頻度	把握方法
取組指標／5.2 美しいまちなみの維持			
環境美化サポーター会 員数	410 名	年 1 回	「環境保全実施計画」の進捗 状況の点検の際に、担当課か らの報告をもとに集計

○基本目標 6：3R 推進で循環型のまちをつくる

指標名	目標	把握頻度	把握方法
環境指標			
市民 1 人 1 日あたりの 家庭系ごみ排出量	355g/ (人・日) 以下	5 年に 1 回	時点の「一般廃棄物処理計 画」から把握
取組指標／6.1 発生抑制を最優先とした 3R の推進			
食品ロス削減推進協力 店・事業所認定店舗数	20 店舗	年 1 回	「環境保全実施計画」の進捗 状況の点検の際に、担当課か らの報告をもとに把握

○基本目標 7：エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくる

指標名	目標	把握頻度	把握方法
環境指標			
市内の温室効果ガス排 出量	2013 (平成 25) 年度比 26.0%削減 (260.6 千 t- CO ₂)	5 年に 1 回を目 途に把握	地球温暖化対策地域推進計 画における時点の算定状況 をもとに把握 (同計画の改訂時を想定)
市内のエネルギー消費 量	2013(平成 25)年度比 16.0%削減 (2,863TJ)	5 年に 1 回を目 途に把握	
意識調査における「適 応」の認知度	市民、事業者ともに 50% 以上	5 年に 1 回を目 途に把握	市民意識調査 (環境分野合 同アンケートを想定) で把 握
取組指標／7.1 家庭・事業所における低炭素化の推進			
住宅用新エネルギー機 器等補助件数	補助額相当の件数を達成 (毎年度)	年 1 回	「環境保全実施計画」の進 捗状況の点検の際に、担当 課からの報告をもとに把握
省エネ改修に係る減税 制度の利用件数 (累計)	現状 (1 件) より増加	年 1 回	
(仮称) 省エネチャレ ンジ事業参加数 (累計)	市民 750 件・(事業者は検 討中)	年 1 回	
取組指標／7.3 気候変動適応策の推進			
クールスポット創出状 況	(検討中)	年 1 回	「環境保全実施計画」の進 捗状況の点検の際に、担当 課からの報告をもとに把握

第3次 地下水及び湧水の保全・利用に係る計画

(案)

令和2年12月

小金井市

第3次 地下水及び湧水の保全・利用に係る計画（案）

目次

第1章 計画の基本的事項.....	91
1) はじめに	91
2) 本計画の位置づけについて	92
第2章 小金井市の地下水及び湧水をめぐる現状	93
1) 地形や川の状況.....	93
2) 土地利用の状況.....	94
3) 降雨・地下水・湧水など水循環に関する主要データ	97
4) 水利用等の状況.....	101
5) 地下水・湧水の保全に関する主な取組	102
第3章 地下水・湧水の保全の取組に関する評価と課題	105
1) これまでの取組に対する評価と今後の課題	105
2) 水収支の推計.....	106
第4章 地下水及び湧水の保全・利用に係る取組	109
第5章 推進体制及び進行管理	114
1) 推進体制	114
2) 進行管理	115

第1章 計画の基本的事項

1) はじめに

小金井らしさとして多くの市民があげるのは「水」です。野川、国分寺崖線（通称：はげ）沿いの湧水、玉川上水は、小金井市民にとって大切な資源です。そもそも小金井という地名の由来は、黄金に値する豊富な水が出ることから「黄金の井戸」にあると言われています。

玉川上水をはじめとする用水路網はもとより、野川も、暮らしの営みに合わせて、先人が手をかけつくり上げてきたものですが、現代の急速な都市化は、水の循環に大きな障害を生じさせ、その姿が大きく変容しています。湧水量の減少と下水道の普及があいまって、河川の水量が減少しています。また、かつて市内にはりめぐらされた用水路は、都市化のもとでその機能が低下し、通水が停止されています。野川は、高度成長期に雑排水路化しましたが、下水道の整備などによって水質はきれいになりました。しかし、一定量以上の降雨時に下水（汚水が混ざった雨水）の越流水が排出され、河川を汚すという問題が残されています。

良好な水環境をもつ本市は、「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」に基づき、全国的にも知られる雨水浸透ますの普及をはじめ、地下水・湧水を含む水循環の健全化に取り組んできました。また、国の「水循環基本計画」（令和2年6月）では、多様な主体（行政・市民・事業者・有識者等）が連携して流域全体の視点で考える「流域マネジメントの更なる展開」、国土の貯留・涵養機能の維持・向上や防災・減災対策を通じた「災害に強くしなやかな国土づくり」、水循環について触れる・学ぶ機会をつくることによる「次世代への健全な水循環による豊かな社会の継承」などを一層進めるとしています。

このように、本市の水循環の歴史や現状、さらには流域水循環の視点から求められることを理解し、小金井の水辺のあり方や、水利用のあるべき姿を考えながら、市民・事業者・行政が連携・協力して水循環の回復・実現に向けて取り組んでまいります。

コラム：国の水循環基本計画

◆水循環基本計画は、水循環基本法に基づき国が定める計画です。令和2年に改定された計画では、以下の3本柱を重点的に進めるものとしています。

(1) 流域マネジメントによる水循環イノベーション

～流域マネジメントの更なる展開と質の向上～

(2) 健全な水循環への取組を通じた安全・安心な社会の実現

～気候変動や大規模自然災害等によるリスクへの対応～

(3) 次世代への健全な水循環による豊かな社会の継承

～健全な水循環に関する普及啓発、広報及び教育と国際貢献～

◆本市の「地下水及び湧水の保全・利用に係る計画」でも、国がめざす水循環のあり方をふまえて、多摩川流域や野川流域といった市域を越える流域の視点にも立ちながら、本市の地下水・湧水の保全を含む水循環の健全化を図っていきます。

資料：「水循環基本計画」（令和2年6月）

2) 本計画の位置づけについて

本計画は、「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」に基づく、小金井市における健全な水循環を取り戻し、市民共有の貴重な財産である地下水及び湧水を保全するための計画であり、小金井市環境基本計画の中に定めるものです。

環境保全に関する事項は、「小金井市環境基本条例」（第 26 条）に基づき「小金井市環境審議会」において調査・審議されますが、地下水や湧水の保全に関する事項については、別途「小金井市地下水保全会議」による分析等を経ることとなっています。

参考：小金井市の地下水及び湧水を保全する条例（一部抜粋）

（地下水保全会議）

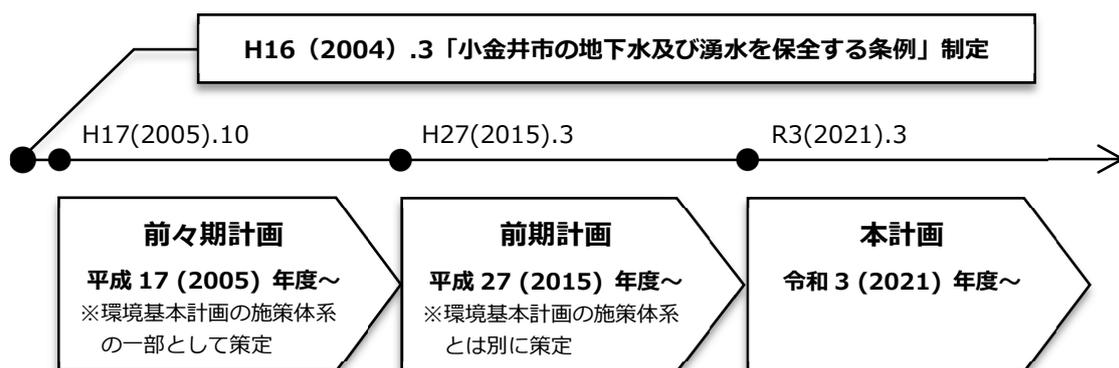
第 8 条 市長は、地下水に関する情報分析等のために、学識経験者等で組織する小金井市地下水保全会議を設置するものとする。

（地下水及び湧水の保全・利用に係る計画）

第 17 条 市長は、地下水及び湧水の保全・利用に係る計画を小金井市環境基本条例（平成 15 年条例第 4 号）第 9 条に規定する環境基本計画の中に定めるものとする。

以上のような、地下水及び湧水の保全を重視する本市独自のプロセスを踏まえ、「地下水及び湧水の保全・利用に係る計画」に関する内容は、前計画と同様、環境基本計画の施策群と十分に連携・整合を図りつつ、環境基本計画の施策体系とは別に独立して収録するかたちとしています。

なお、「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」の制定以降、本計画は第 3 期目にあたります。本計画の期間は、「第 3 次小金井市環境基本計画」と同じ、令和 3 年度（2021 年度）～令和 12 年度（2030 年度）です。

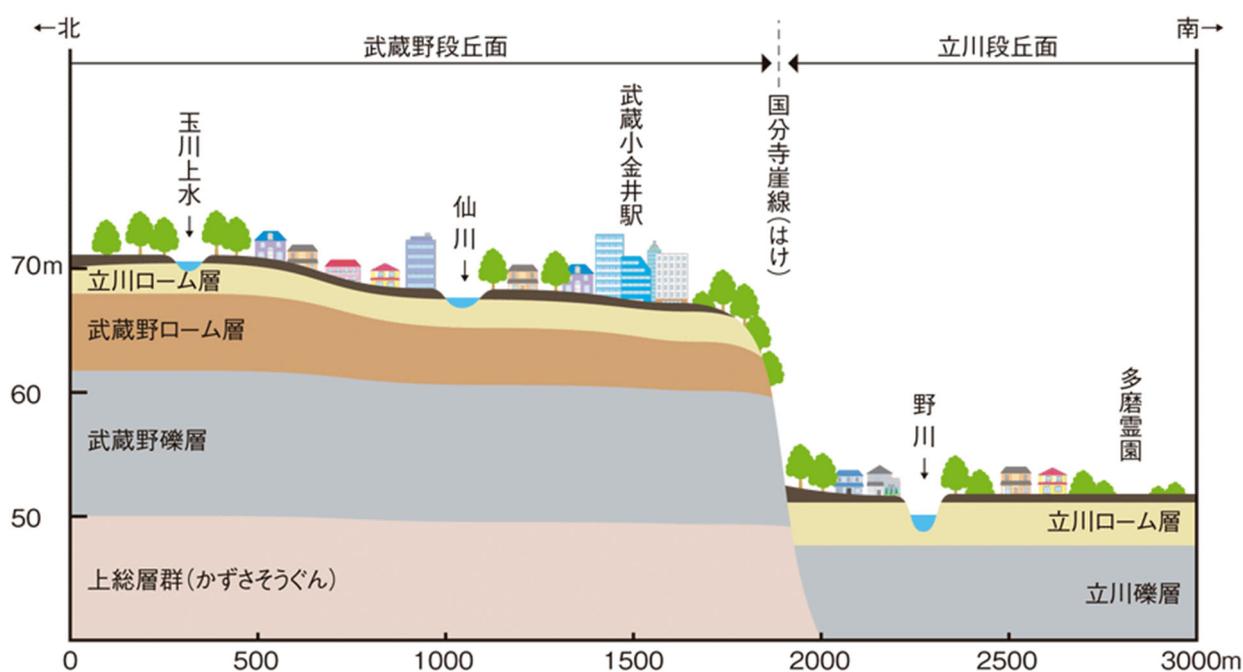


第2章 小金井市の地下水及び湧水をめぐる現状

1) 地形や川の状況

本市は、武蔵野台地の上に位置しています。土地の大部分は平坦ですが、市域の中央に武蔵野台地の2つの段丘（武蔵野段丘と立川段丘）の境目である、国分寺崖線（通称：はげ）が東西に走っており、その付近は、南北方向に高低差があります。

本市には、はげに並行して南部（立川段丘面）を流れる野川のほか、北部（武蔵野段丘面）を流れる玉川上水及び仙川があります。武蔵野台地に降った雨は地下水を涵養し、その一部がはげの湧水として流出し、野川に注いでいます（図- 1）。

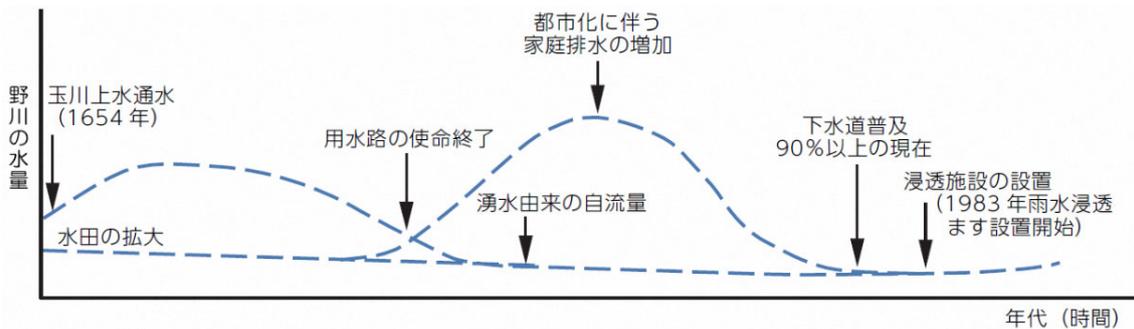


出典：ミツカン水の文化センターHP 第11回里川文化塾 野川を歩く～都市河川の再生を考える～
http://www.mizu.gr.jp/bunkajuku/houkoku/011_20130405_nogawa.html

図- 1 小金井市付近の地層断面模式図

昭和30年代までは玉川上水からの分水や、湧水、野川の分水を源とする農業用水路が市内にはりめぐらされていましたが、高度経済成長期になると水田が減少・消失し、砂川用水への通水もなくなりました。野川は、都市化の影響で生活排水の流れ込みが増加して水質悪化が進みました。

その後、下水道の整備により水質は改善されましたが、今では湧水を源とする流れが残るだけとなり、雨が少ない期間が続くと、流れが涸れてしまうこともあります。



出典：土屋十圓「都市中小河川の水文環境（その1）」（「水利科学」No.235、1997年6月）を基に、地下水・湧水専門家会議（平成16～17年度）で作成。

図-2 野川の水量の歴史的な変遷

2) 土地利用の状況

本市の土地利用は、宅地と道路が約8割を占めており、農用地や公園などの自然被覆が多い土地利用が2割弱となっています（表-1）。大きな緑地としては、小金井公園、国分寺崖線、野川公園などがあります。

平成24年から平成29年までの5年間の変化をみると、雨水が浸透しやすい自然被覆地の減少が続いています。宅地が11ha増加する一方で、農用地が7ha減少し、大まかにいえば農用地から宅地への転用が進んでいます。

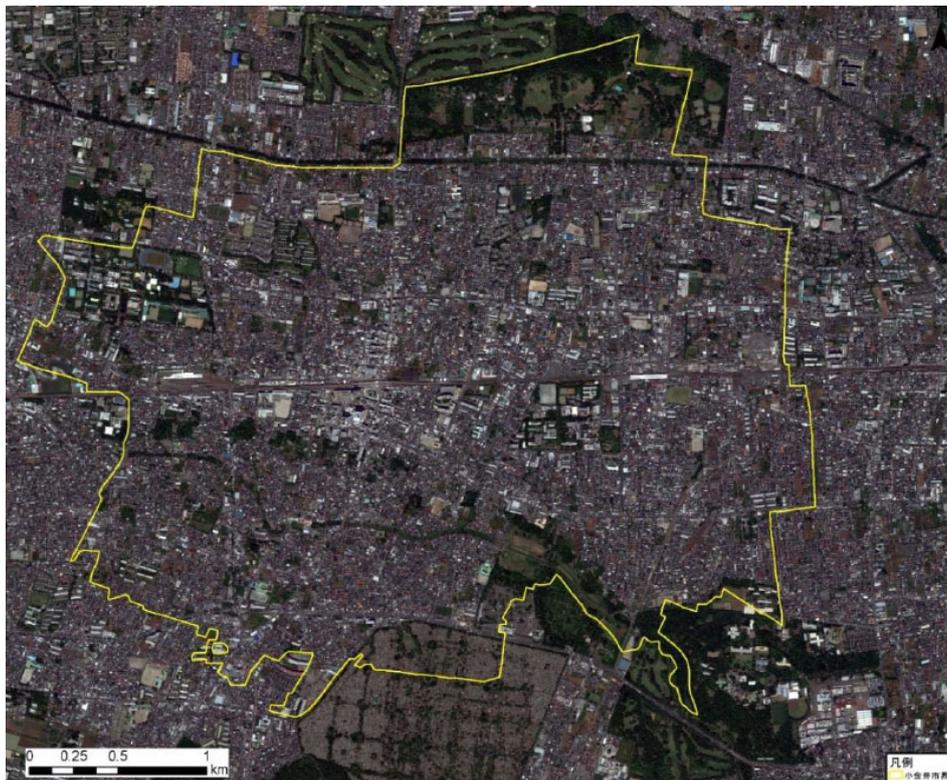
令和元年度における本市の緑被地（樹林・樹林地、農地、草地）の分布（図-4）をみると、都立公園や国分寺崖線など大きな自然被覆地が多いことが本市の特徴です。緑被地の変化（図-5）をみると、湧水源に近い崖線周辺のみどりは、国・東京都・本市の各種制度による保全がなされていることもあって比較的安定しています。

表-1 本市の土地利用の変化（平成24年と平成29年の比較）

	平成24年	平成29年		増減	
	実績 [ha] ①	実績 [ha] ②	内訳	差 [ha] ②-①	変化率 ②÷①
宅地等	718.1	729.3	64%	11.2	1.02
農用地	76.2	69.2	6%	-7.0	0.91
道路	182.1	180.6	16%	-1.5	0.99
公園等	124.6	124.4	11%	-0.2	1.00
その他	31.3	28.9	3%	-2.4	0.92
計	1,132.3	1,132.3			

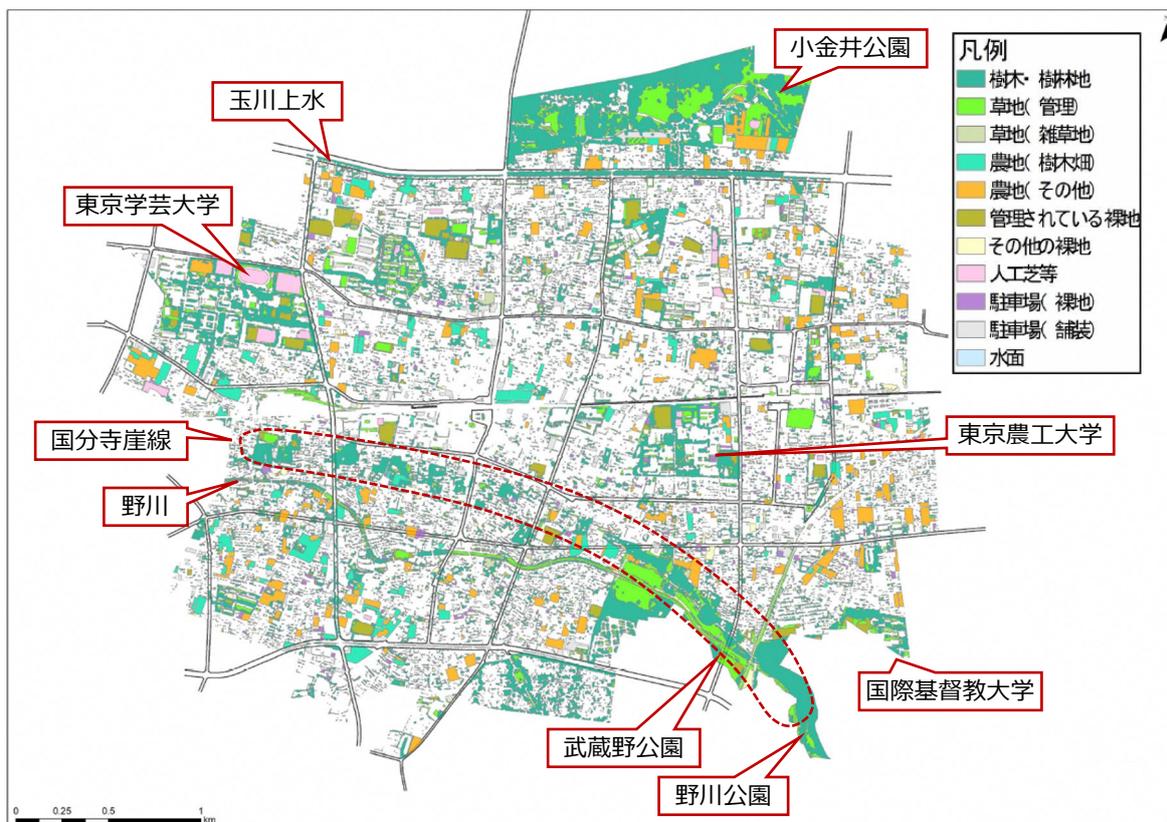
資料：「東京の土地利用 平成29年多摩・島しょ地域」及び同平成24年版。

※ 端数処理の都合上、合計値とその内訳の合計が一致しない場合があります。



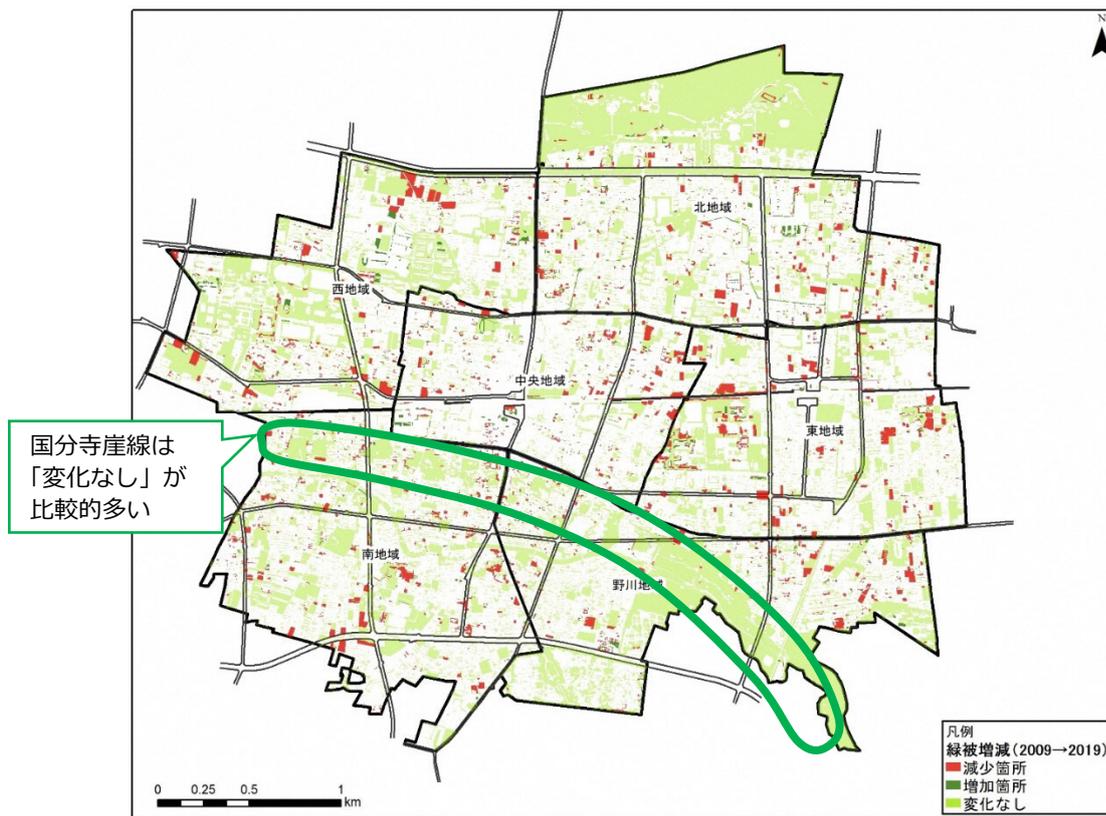
出典：「令和元年度小金井市みどりの実態調査報告書」（令和2年3月）に加筆。

図-3 衛星写真（令和元年5月）



出典：「令和元年度小金井市みどりの実態調査報告書」（令和2年3月）を一部加工。

図-4 本市の緑被地（令和元年5月）



出典：「令和元年度小金井市みどりの実態調査報告書」（令和2年3月）を一部加工。

図- 5 緑被地（樹林地、草地、農地）の経年変化（平成21年～令和元年）

3) 降雨・地下水・湧水など水循環に関する主要データ

※ 本計画の策定にあたり、水収支の算定結果を更新しました。前計画で示された水収支では平成 15 年のデータが用いられていたことから、本計画ではそれ以降のデータを収集することとし、データの収集整理期間を平成 15 年～令和元年としました。ただし、取組が平成 15 年以降に始まったものや、過去あるいは直近のデータの入手が困難なものもあり、一部データは整理期間にずれがあります。

年間降水量

年間降水量は、年によって差がありますが、約 1,300～2,000mm で推移しています(図- 6)。近年の雨の降り方について、気象庁によれば、1 時間降水量 50mm 以上の年間発生数が全国的に増加しており、いわゆる「ゲリラ豪雨」とよばれる、短時間で大雨が降る現象が増えています。

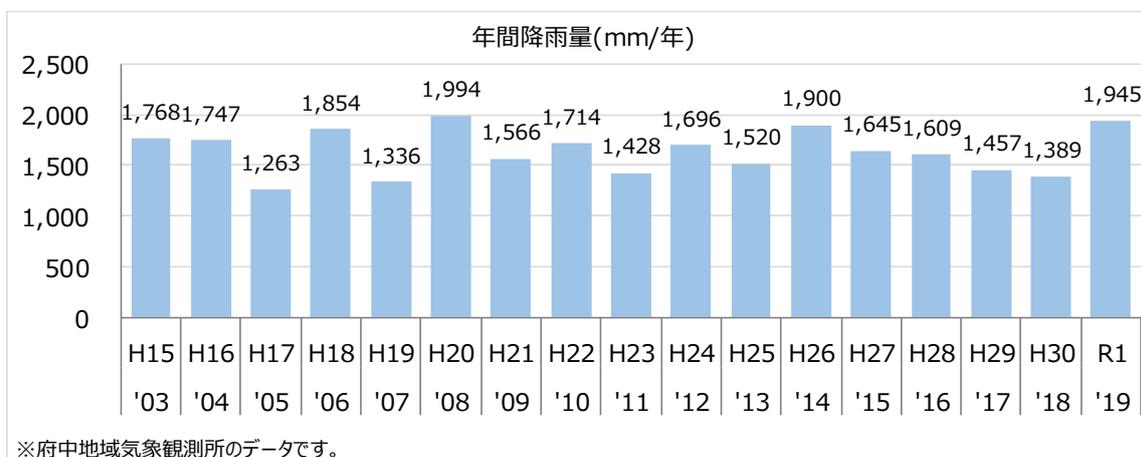


図- 6 年間降水量 (府中地域気象観測所)

地下水の状況

武蔵野台地上における本市周辺の地下水は、大まかには北西から南東の方角へ流れていると考えられています(→次ページのコラム参照)。地下水面の位置は、年や時期、直前までの雨の状況によって変動しますが、これまでの観測データを踏まえると、平均的には地表面から約 10m 前後にあると考えられています。

「小金井市環境市民会議」※が長年にわたり測定してきた地下水位データ(毎月 1 回)を用いて、地下水位の長期的な傾向を分析したところ、地下水位の上昇や下降の傾向は見られません。地下水位は比較的安定していると考えられます(図- 7)。

※ 環境基本条例第 27 条に位置づけられる市民協働の理念にもとづき構成される組織で、地下水測定を行う地下水測定部会など、テーマごとの市民活動が行われています。詳細は「5 章 1) 推進体制」(114 ページ参照)。

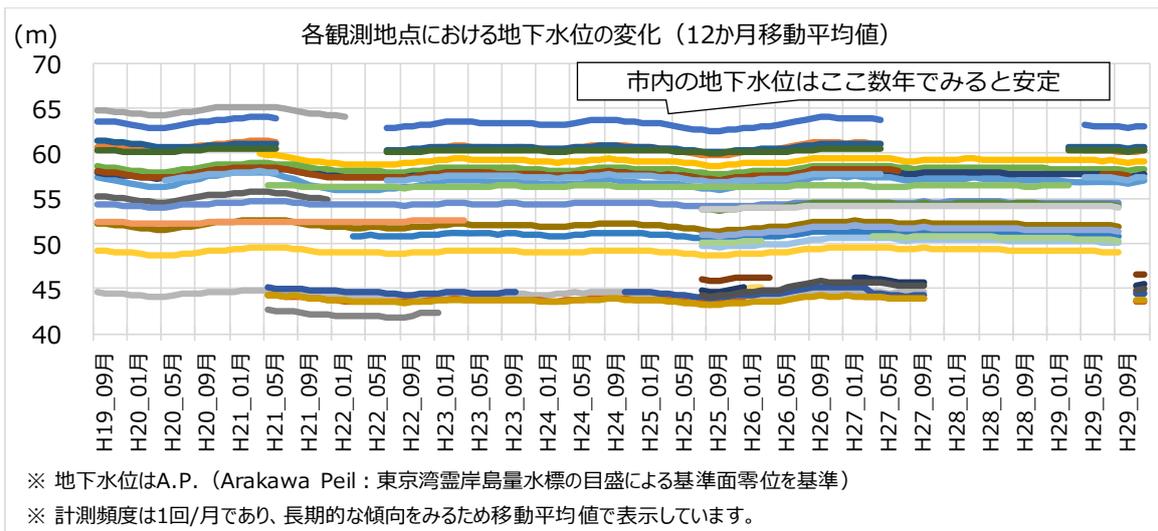
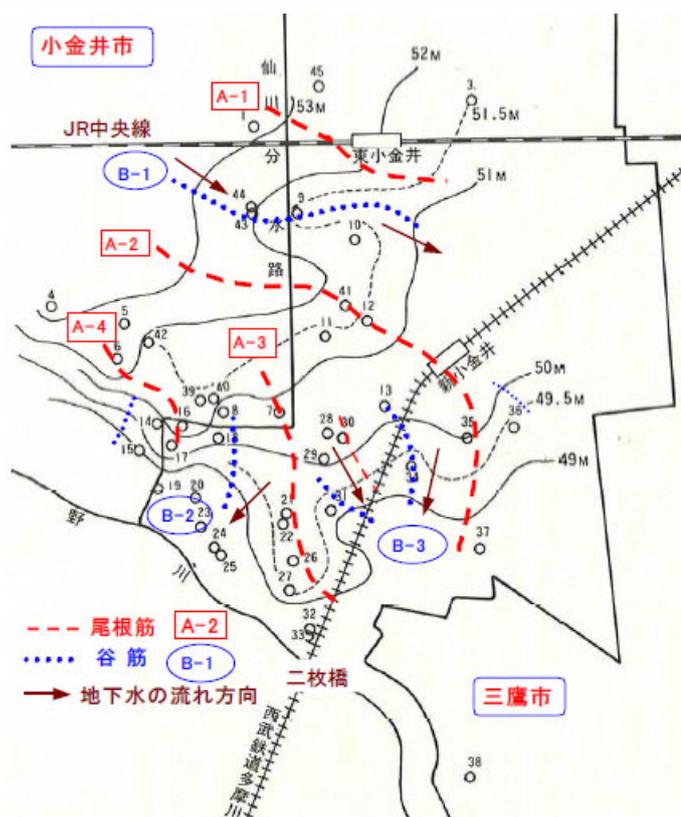


図-7 市内地下水位の変化

コラム：本市の地下水の特性

- ◆ 地面の中の地下水の様子を知るのは簡単ではありませんが、本市や東京都では、長年にわたり地下水の観測を行っています。
- ◆ 東京都土木技術支援・人材育成センターの報告（右図）※によれば、市内の浅層地下水面は、尾根筋や谷筋などの細かな凹凸はありますが、全体的に北西が高く、南東が低くなっています。地下水の流動方向も全体的には南東の方向です。
- ◆ 国分寺崖線（はげ）及び野川に近いところでは、地下水の等高線が密になるとともに、その向きも野川と並行になります。このため、全体的に南東の方向へ流れる地下水の一部が、南～南西へと向きを変え、崖下の湧水として湧出し、野川に流れこみます。



※ 「野川上流域における河川水量確保に関する検討」（土木技術支援・人材育成センター平成20年度年報）他

湧水の状況

市内4地点^{※1}で実施されている湧水調査結果（6月と12月の年2回）によれば、湧水量に長期的な変化は見られません（図-8）。湧水の水温は、各地点とも6月が19℃前後、12月が16℃前後であり、年間変動が小さく安定しています。

また、水質項目（臭気、有機塩素化合物、窒素化合物など）や、生き物（底生生物、藻類）の調査^{※2}も行われていますが、水質項目濃度や確認種等の結果から、湧水の水質は概ね良好な状態に保たれていると考えられます。

※1 あくまでも湧水量が観測可能な代表的地点での調査結果であり、市内には、規模がより小さい湧水が多数存在していると考えられます。

※2 湧水水質調査結果は環境報告書で公表されています。

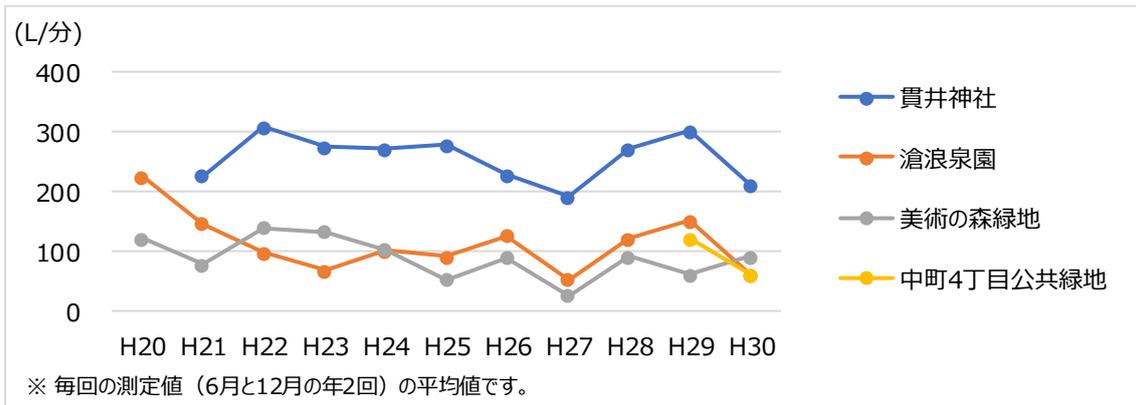


図- 8 湧水量の推計値

野川の状況

多摩川流域の複数自治体が連携した合同調査として、本市では、野川の本市最下流部（柳橋下）で流量と水質の調査（6月と11月の年2回）を行っています。水量は、年による変動がありますが、平成22年～令和元年の10年間平均で、6月が0.07m³/s、11月が0.27m³/sです。水質は、水の有機汚濁指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)が2mg/L程度、DO(溶存酸素量)が10mg/L程度であるなど、水質は良好な状態といえます。



写真- 1 野川の水質調査

図- 9 野川の流量

本市の南東部（小金井新橋～二枚橋の区間）にある、野川第一・第二調整池では、平成 18 年度から自然再生法に基づく自然再生事業が行われています。洪水調節目的に設置された調整池を中心に、田んぼ、湿地、ため池などの整備と活用がなされ、水生生物や野鳥などが確認されています。

このように、国分寺崖線（はげ）や野川の水辺は、都会では貴重な、水遊びや生き物との触れ合い活動の場となっています。

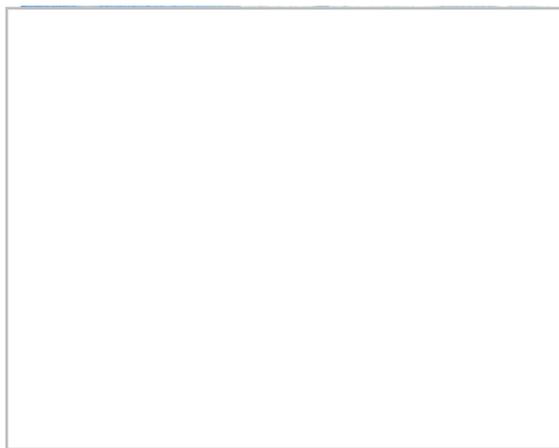


写真- 2 第二調節池

コラム：野川の水涸れ

- ◆野川は、過去に度々水涸れ（瀬切れ）が生じています。平成 16 年 7 月に野川の水涸れは全区間の 30%近くとなり^{※1}、野川流域連絡会が異常事態宣言を出すに至りました。
- ◆水涸れが起きやすい要因としては、かつての玉川上水の分水路群からの通水や家庭排水の流入がなくなり、はげの湧水が主な水源となっていることが挙げられるほか、大雨に対応するための河床掘削工事により透水性の高い礫層が河床に露出し、そこからの漏水が生じたことも原因といわれています^{※1}。
- ◆局所的集中豪雨へ対応として洪水対策の一層の強化が求められるなか、安全な流下能力の確保、生物の生息環境への配慮としての水涸れ防止対策（水を通しにくい粘土層）、親水空間の創出（階段施設の整備）など、治水・環境の両立に向けた河川整備が進められています^{※2}。

※1 「野川上流域における河川水量確保に関する検討」（土木技術支援・人材育成センター平成 20 年度年報）、野川流域連絡会 HP ほか

※2 「多摩川水系野川流域河川整備計画」（平成 29 年、東京都）

玉川上水の状況

玉川上水は、江戸の人口増加によって不足した水を供給するために掘削された水路であり、武蔵野台地の尾根筋に当たる部分を通っています。

現在は、多摩川上流水再生センター（昭島市）の処理水を環境用水として利用する「清流復活事業」により通水されています。東京都によれば、基本的には地下へ浸透しない構造となっており、本市の水循環へ与える影響としては比較的小さいものと考えられます。

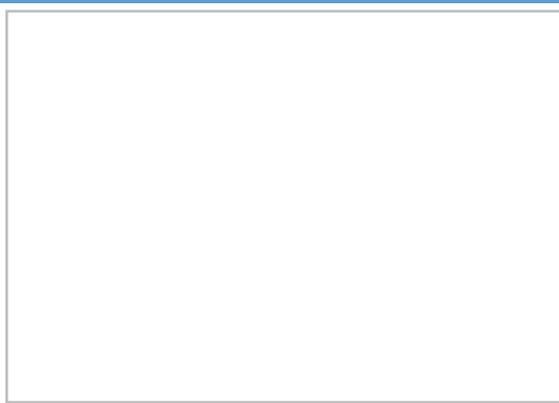
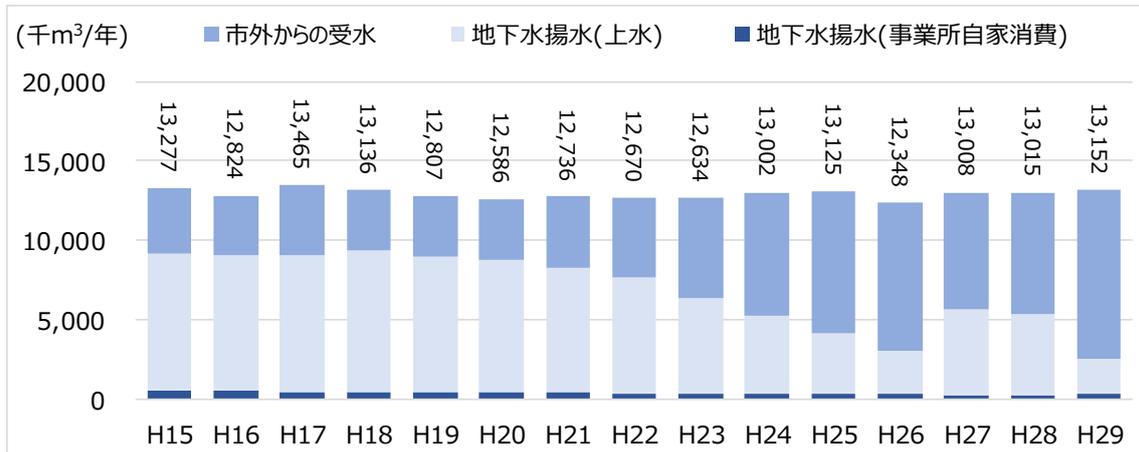


写真- 3 玉川上水

4) 水利用等の状況

水利用の状況

本市の水利用量は、ここ数年では横ばいが続いています（図- 10）。主な水源としては、市内での地下水揚水のほか、多摩川水系・利根川水系など市外からの受水があります。近年は市外からの受水量の占める割合が増えています。



資料：東京都及び市内事業者から報告される揚水・受水量を基に算定したものです。

図- 10 本市の水利用量

本市の1人当たりの年間水利用量（配水量）は、ここ数年で横ばいです。全国平均値と比較するとやや少ない水準にあります（図- 11）。

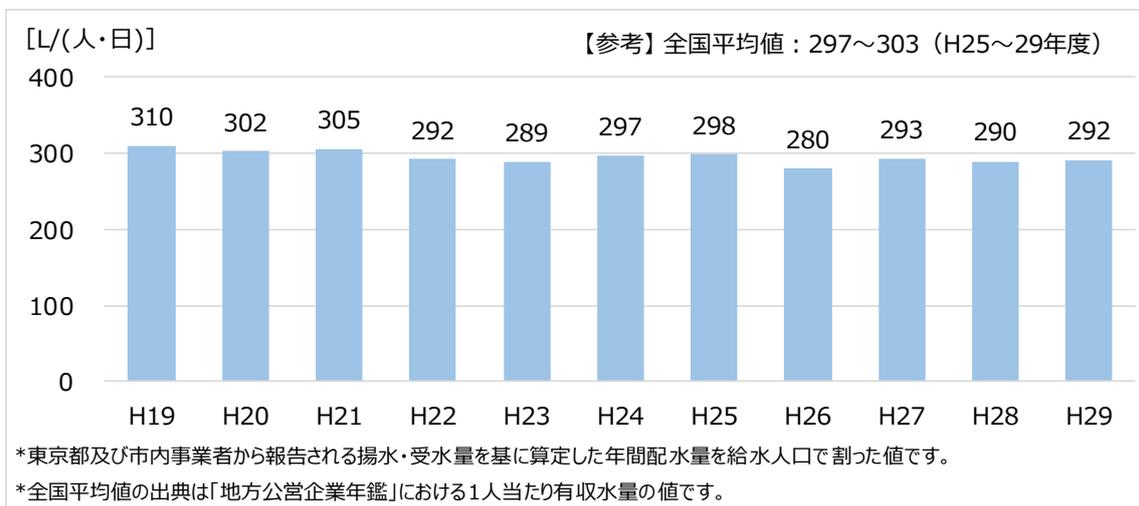


図- 11 市民1人当たり年間配水量

下水道の状況

本市を含む多摩地域では、複数の自治体で広域的な処理を行う「流域下水道」が設置されており、本市は3つの下水処理区にまたがっています(表- 2)。流入水量が最大である野川処理区では、家庭や事業所から排水された下水は、最終的には下流の森ヶ崎水再生センター(大田区)で処理されます。

多摩地域の下水道は「合流式[※]」が多く、本市の下水道も大半が合流式です。そのため、強い雨が降ると、野川などの河川沿いの吐き口から汚水やゴミが混ざった雨水が放流されることがあり、水質汚濁を引き起こす要因の1つとなっています。

※ 「合流式」とは汚水と雨水を同じ管で流すタイプの下水道です。1本の下水管で済むため整備費が安いことがメリットですが、強い雨が降ると、市街地の浸水を回避するため、河川沿いの吐き口から汚水が混ざった雨水を放流します。

表- 2 本市の処理区と流入水量

処理区	流入水量 (千 m ³ /年)	割合
野川処理区	14,488	83%
北多摩一号処理区	2,864	16%
荒川右岸処理区	176	1%
計	17,527	

資料：平成 30 年度東京都下水道事業年報

5) 地下水・湧水の保全に関する主な取組

雨水浸透施設の普及

住宅地や道路等に降った雨は下水道に流れ込みますが、豪雨の場合、下水道へ大量の水が一気に流れ込むのを防ぐために、その一部が河川沿いの吐き口から河川へ放流されます。そのため、雨水浸透を進めることは、湧水の水源である地下水の涵養を促進すると同時に、降った雨が一度に河川へ流出するのを防ぐことによる、洪水



図- 12 雨水浸透ますの設置例(左)と概念図(右)

被害の軽減や水質改善にも効果があります。そのため、新築や増改築の際における雨水浸透ます設置(図- 12)について、排水設備指定工事店等と連携したPRや助成を行っています。

雨水浸透ますの整備数は、毎年約2,000基程度で、累計では約7万基以上となっています(図- 13)。雨水浸透の取組は、市民・事業者・行政による市民協働の成功例として、日本河川協会の「第3回日本水大賞^{※1}」や土木学会の「環境賞^{※2}」など、これまで数々の賞を受けています。

雨水浸透ます以外でも、地下浸透管(浸透トレンチ)、集水浸透人孔(浸透マンホール)、道路における雨水浸透ます、歩道における透水性舗装の整備等を行っています。

※1 「雨水浸透事業を通じて推進する市民・企業・行政のパートナーシップ」(平成13年度)

※2 「自然を守る心で行動を示した市民「水辺の拡大」雨水浸透事業」(平成11年度)

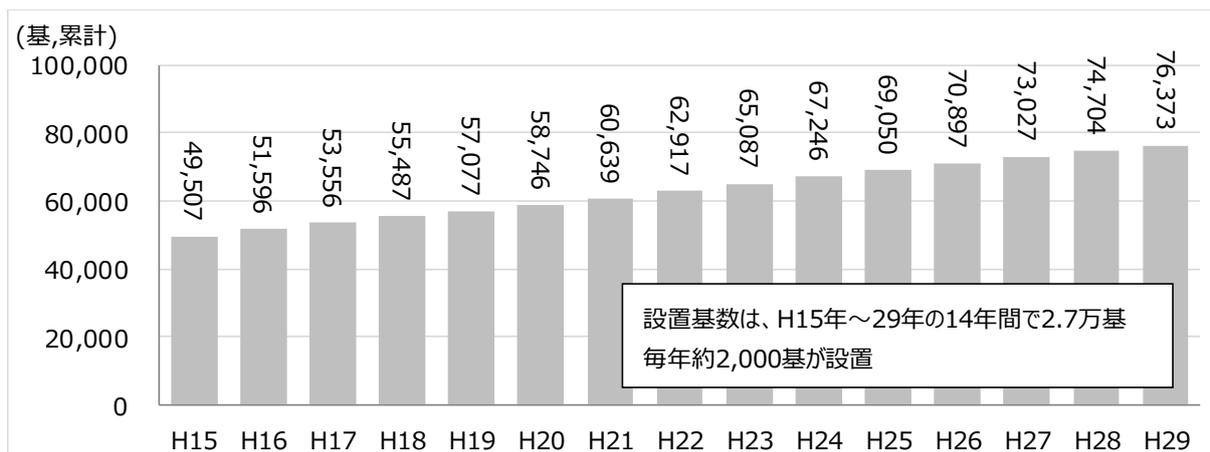


図- 13 雨水浸透ますの設置基数

雨水貯留施設（雨水タンク）の普及

雨水の有効利用を促進するため、雨水貯留施設（雨水タンク）の設置費の一部補助（雨水貯留施設設置費補助金）や、市ホームページ及び市広報による周知を行っています。雨水タンクの設置補助件数は毎年の変動がありますが、近年はやや少なくなっている傾向にあります（図- 14）。

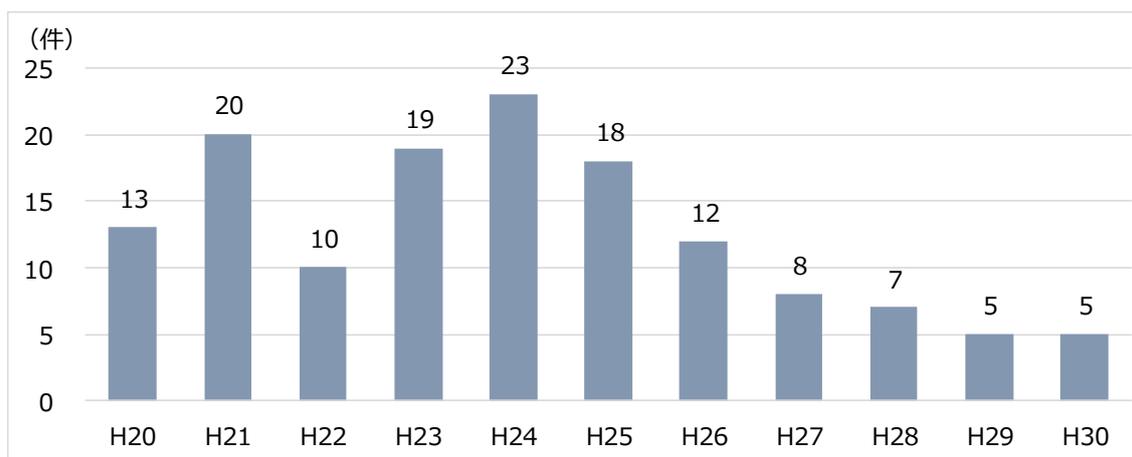


図- 14 雨水貯留施設（雨水タンク）補助件数

地下水保全会議での開発行為等の際の地下水への影響検討

市内で行われる開発行為においては、開発事業者に対し「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」の遵守を求めるとともに、特に地下水への影響が懸念される事業については、同条例第 13 条に基づき、事業者へボーリング調査等とその結果の提出を求めています。

また、これらの情報を、有識者で構成される「地下水保全会議」で報告・審議し、事業者に地下水及び湧水の保全に関する適切なアドバイスを提供することで、市の施策への協力を求めています。

コラム：「雨水の利用の推進に関する法律」について

◆気候変動により変化する水循環の適正化が課題となっていることを背景に、水資源の有効利用、雨水の集中的な流出の抑制への寄与を目的とする「雨水の利用の推進に関する法律」が平成 26 年に施行されました。同法に基づく「雨水の利用の推進に関する基本方針」では、雨水利用の推進の意義が 5 点にまとめられています。

- 1) 平常時における水資源の有効利用のみならず、緊急時の代替水源
- 2) 貯水施設（ダム等）で水不足が生じる場合でも、下流域である当地に部分的な降雨があれば、自立分散型の水資源となること
- 3) 下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制への寄与
- 4) 散水等に利用することにより、夏季の暑さ対策への寄与
- 5) 雨水利用施設に浸透機能を併用することで、地下水の涵養を図るなど、健全な水循環の維持・回復への寄与

◆上記基本方針では、国等が自らもつ施設での雨水利用施設の設置推進のほか、地方公共団体や市民の取組に資するよう、ガイドライン策定、先導的取組の調査研究等を進めるとしています。また、地方公共団体の取組について、複数の関係部局の所掌にまたがることから、連携して取り組む必要性が述べられています。

資料「雨水の利用の推進に関する基本方針」（平成 27 年、国土交通省）

地下水・湧水や水環境保全のための啓発

清掃を通じて野川流域の環境保全に関心をもってもらう環境イベントとして「クリーン野川作戦」を行っており、近年では約 200～300 名程度の参加があります。

他の自治体との連携による取組

野川流域連絡会^{※1}、野川流域環境保全協議会^{※2}、多摩川流域協議会^{※3}等の組織と連携し、情報交換等を進めています。

- ※1 野川流域連絡会…………… 野川流域の住民・団体・行政による情報や意見交換を行うための連絡会（事務局：東京都建設局）で、住民委員、団体委員、行政委員から構成されます。
- ※2 野川流域環境保全協議会…………… 野川の河川環境改善を目的とし、6 市区（本市、国分寺市、三鷹市、調布市、狛江市、世田谷区）で構成され、協議などを行っています。
- ※3 多摩川流域協議会…………… 「多摩川サミット」（昭和 61 年）をきっかけに、3 都県 30 市区町村で構成される協議会で、多摩川の環境改善を目的として意見交換や連絡を行います。

写真- 4 クリーン野川作戦

第3章 地下水・湧水の保全の取組に関する評価と課題

計画策定にあたり、令和元年度と令和2年度に開催された地下水保全会議において、本市の水循環・水利用に関する各データやこれまでの地下水・湧水保全の取組状況を踏まえ、地下水・湧水に関する現状の評価と課題を整理しました。

1) これまでの取組に対する評価と今後の課題

地下水・湧水のモニタリングを継続的に行っていくことが重要です

- 地下水・湧水等の定期的なモニタリングが行われており、その結果から、地下水や湧水の水量・水質は安定していると考えられます。
- 近年、全国各地で渇水や豪雨が毎年のように発生しています。将来において、本市を含む野川流域の水循環へ影響を与える可能性があることから、地下水・湧水のモニタリングを続けていくことが重要です。

雨水の浸透の取組は効果を上げており、これを一層進めていくことが重要です

- 農地等が減少し、雨水が地下浸透しやすい自然的土地利用が減少しています。都市部への人口流入や相続等が要因であるこの流れを止めることは難しいですが、法制度による担保や土地所有者の理解により「みどり」を守っていくことが重要です。
- 一方で、雨水浸透ますをはじめとする各取組により、市域面積の8割を占める人工的土地利用（住宅地、道路等）からの雨水浸透が増えてきています（→次項の水収支推計参照）。市民協働による取組の成果であるとともに、市街化が進んだエリアにおける水循環健全化の好事例として、一層の推進・PRを図っていくことが重要です。
- 雨水浸透の取組は、地下水・湧水の保全のみならず、河川水質の維持や洪水抑制の防止（下水道に直接流れ込む水量の低減）など多方面に寄与することから、これまで同様、庁内各部署が横断的に連携していくことが重要です。

市民協働は、多くの市民が関心をもち参加しやすくなるための工夫や支援が求められます

- 各種モニタリング調査の結果は、地下水保全会議や環境報告書で審議・公表されていますが、市民に広く認知・活用されているとまではいえません。本市の雨水浸透の取組やその効果について多くの市民にPRしていくためにも、一般向けの分かりやすい解説の充実、イベントや講座等へ展開・活用など「知ってもらうこと」が重要と考えられます。
- 「小金井市環境市民会議（地下水測定部会）」による地下水位測定ですが、当初予定していた約10年間の活動期間が過ぎ、一定の区切りを迎えました。次のステップに向け、これまでの活動成果の共有を進めるなどし、市民の参加をさらに促し、地下水・湧水に対する関心を高める上で効果的な方策や連携体制を構築していくことが必要です。

水循環のスケールを意識し、流域自治体間の連携を進めていくことが重要です

- 地下水や河川水の移動は市域で閉じているものではないため、流域単位での水循環のスケールを意識し、上下流の近隣自治体における取組も不可欠です。野川流域連絡会をはじめ、各種協議体を通じた流域間連携を引き続き進めていくことが重要です。

2) 水収支の推計

地下水・湧水に関する現状の把握や評価を行うにあたり、水循環・水利用に関する統計データや実測データから、「市域に降った雨がどれくらい地下へ浸透するか」を明らかにするため、本市における水収支を推計しました（図-15）。

推計結果から分かること

- 市域に降った雨の行先としては、その約4割が不浸透面を介した河川や下水道への直接流出（記号：D）、約2割が自然被覆地からの浸透（E）、約2割が雨水浸透施設からの浸透（C）、残りの約2割が、大気中への蒸発散（B2）であると推計されました（図-16）。これより、本市に降る年間の雨量（約1,300～2,000mm）のうち約4割が、自然被覆地（E）や雨水浸透施設（C）を介して地下水系へ涵養されていると考えられます。
- 涵養量が取水量を上回るため、地下水系からみた正味の水収支（I）としてはプラスとなっています。本市の地下水位は長期的にほぼ一定であることから、このプラス分は、下流域へ流れる地下水等に加わっていると解釈できます。すなわち、自然被覆地（樹林地、農地等）の保全や、雨水浸透ますの普及等をはじめとする、地下水及び湧水の保全に係る取組が、本市の雨水浸透能力を維持・向上させ、隣接自治体も含めた野川流域全体における水循環の健全化に貢献しているといえます。
- また、地下浸透量（E・C）の多寡は毎年の降雨量（B1）に依存しますが、自然被覆地の減少が今後も見込まれること、極端な集中豪雨に対する洪水対策の重要性が高まっている情勢を踏まえると、市街地における雨水浸透能力の維持・向上は今後とも重要課題であり、雨水浸透施設からの浸透（C）が果たす役割は大きいといえます（→後述コラム「水収支の試算から見た雨水浸透施設の効果」参照）。

（参考）推計方法の概要

- 実際の水循環プロセスでは、地下水層における市域境界面や河川を通じた水の出入りがありますが、その推計が難しいため、地下水層内の市域境界面や河川を通じた水のやり取りは対象外としています。
- 蒸発散は主に自然被覆地や水域から生じますが、都市部では、降った雨が速やかに河川や下水道へ流れ込んでしまうことから、蒸発散量（B2）は土地利用を考慮しました。市域の8割程度が人工的土地利用（降った雨が溜まりにくい）であることから、その割合で蒸発散量を小さく見積りました。
- 蒸発散を除いた有効降雨量（B3）から、地下浸透分（雨水浸透施設：C、地表面：E）を除いた残りは、河川や下水管への流入量（D）としました。
- 下水量及びそれに含まれる汚水と雨水の割合（G群）、受水量や揚水量（A群）は、東京都の統計値や市内事業所から報告値を使用しました。
- 湧水の湧出量（H）は実測に基づく値であり、上記A～Gの計算とは直接連動していません。

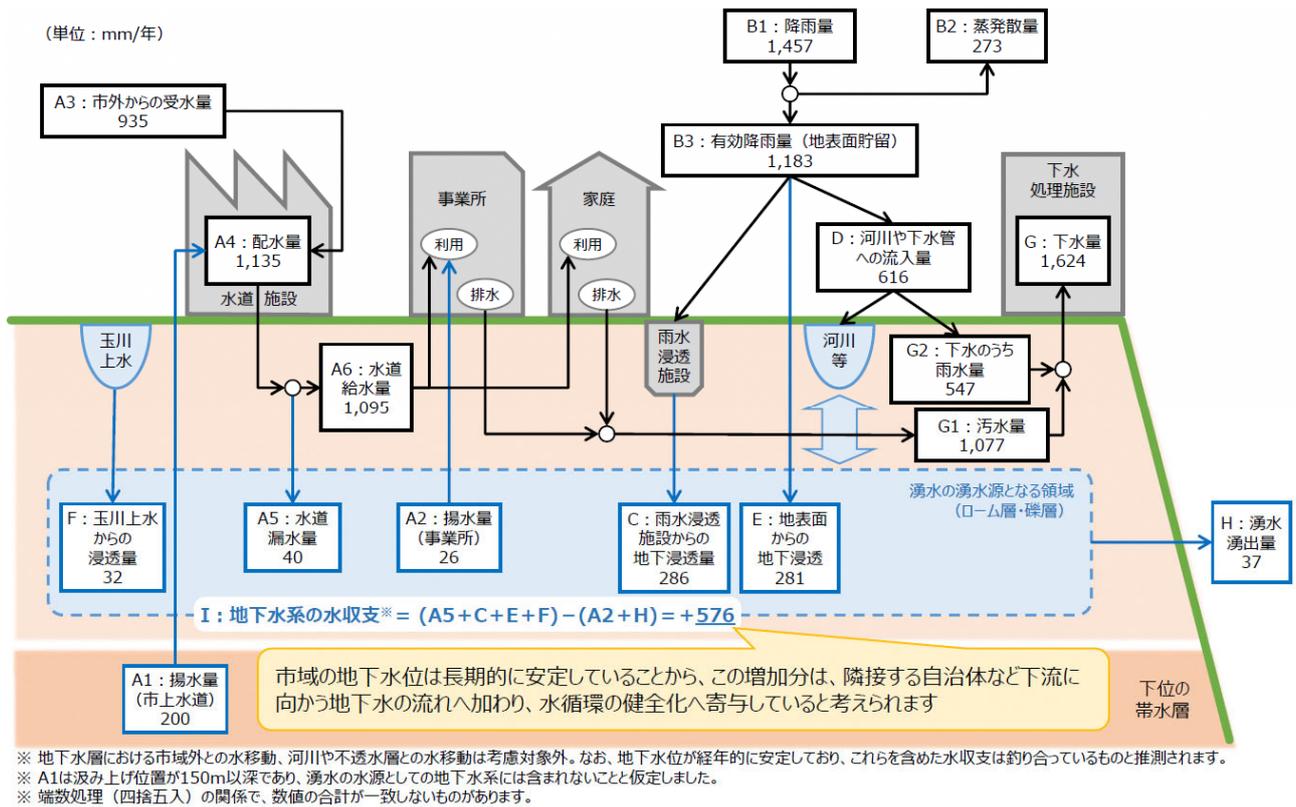


図- 15 本市の水収支の概念図

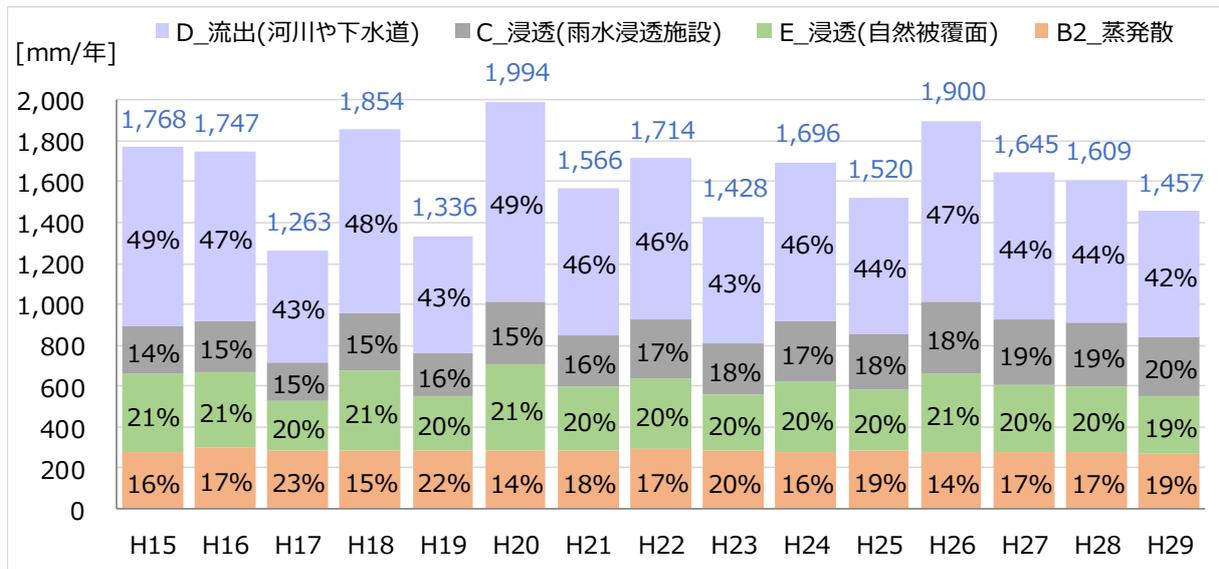
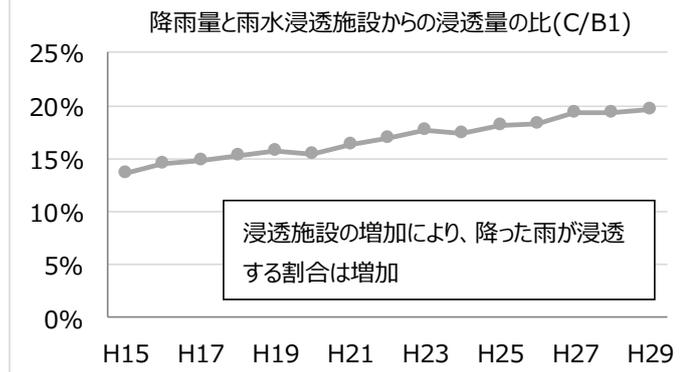


図- 16 降った雨の行先 (水収支推計結果からの整理)

コラム：水収支の試算から見た雨水浸透施設の効果

◆自然被覆地における〈地表面からの浸透量：E〉や〈雨水浸透施設からの地下浸透量：C〉は、その年の〈降雨量：B〉に応じて変動しますが、降雨が雨水浸透施設を介して地下浸透する割合は、少しずつですが増加しています（右図）。

◆地下水涵養の大部分は、自然被覆地からの浸透〈E〉と雨水浸透施設からの浸透〈C〉ですが、樹林や農地などの減少が長期的に予想されるなか、市域の雨水浸透能力を補完・強化するものとして、雨水浸透ますをはじめとする雨水浸透・貯留施設の普及が重要といえます。



第4章 地下水及び湧水の保全・利用に係る取組

前章で整理したこれまでの取組の成果や課題を踏まえ、本計画では、地下水及び湧水について「知る・調べる」「守る・育てる」「上手に利用する」「伝える・広げる」という4つの視点を持ち、その保全・利用に係る各取組を進めます。

<視 点>	<取 組>
1 知る・調べる	1. 地下水・湧水等のモニタリング
	2. 水循環や水環境を知るための情報整理
2 守る・育てる	3. 住宅地等における雨水浸透の促進
	4. 地下水への影響の未然防止
	5. みどりの保全
	6. 湧水や河川の生態系の保全
3 上手に利用する	7. 水資源の有効利用
	8. 災害時における水資源の活用
4 伝える・広げる	9. 啓発イベントや広報活動の積極展開
	10. 多様な主体間の連携や流域単位での連携の推進

視点1…知る・調べる

取組1：地下水・湧水等のモニタリング

- 市内の地下水・湧水・河川などを対象に、水質、地下水位、流量、水生生物などの調査を行い、市内の水循環・水環境をトータルに把握していきます。各調査は、最新の計測技術を使って効率化するもの、市民の関心を高めるために参加型で実施するもの、特定の課題に着目して不定期に行うもの等、メリハリをつけながら継続性を担保していきます。
- 調査結果は、毎年の「環境報告書」で公表するほか、市報、ホームページ、SNSなどを使って、積極的に発信していきます。

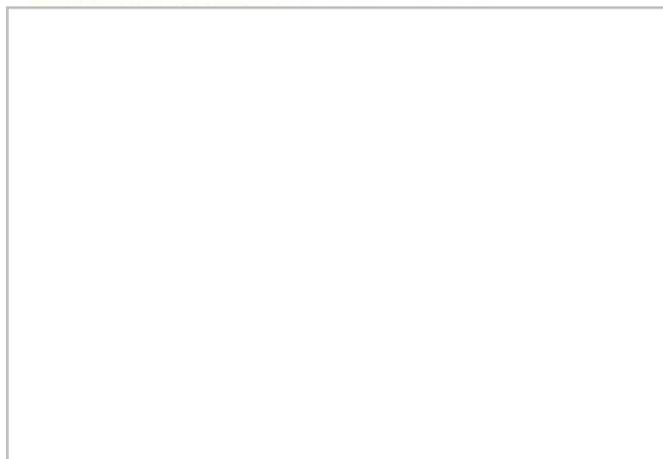


写真-5 湧水調査

取組2：水循環や水環境を知るための情報整理

- 本計画で行った水収支の推計など、水循環・水環境に関する情報の整理・分析は極めて重要ですが、専門的な知識・能力、アイデア・探求心が必要な作業でもあり、行政のみでの実行は困難です。そのため、大学等の教育・研究機関、小金井市環境市民会議をはじめとする市民団体、民間企業（調査会社、コンサルタント等）、国・都・他自治体等との協力関係をつくりながら、水循環・水環境についての有用な知見の蓄積を進めます。



情報整理のために望まれる事項（例）

- ・蓄積したモニタリング結果を活用した長期的傾向や要因の分析、ポスター等での解説展示
- ・水収支推計の更新、研究成果を踏まえた改良
- ・各主体による調査成果の共有やフィードバック …など

取組3：住宅地等における雨水浸透の促進

- 崖線上の台地に広がる住宅地からの雨水浸透を促進するため、新築や増改築において、雨水浸透ますをはじめとする雨水浸透施設の設置・普及を引き続き進めます。実施にあたり、排水設備指定工事店等との連携等による効果的周知や、設置助成を行います。また、設置後のメンテナンスの重要性についても周知啓発を進めていきます。
- 道路・公共建築物・河川などの公共施設においても、必要に応じて都と連携しながら、雨水の地下浸透促進や貯留施設など、流域対策を進めていきます。
- 雨水浸透対策は、地下水涵養という環境保全の観点だけでなく、河川の急激な流出や冠水の防止・軽減という防災の観点からも重要です。また、河川や下水道だけで治水対策を行うのはなく、住宅地等の雨水浸透なども含めた、あらゆる関係者が連携し社会全体で進める「流域治水」へ転換していく大切さも近年指摘されています。これらの多面的な効果や重要性について、市民・事業者に分かりやすく発信し、理解と行動を促します。

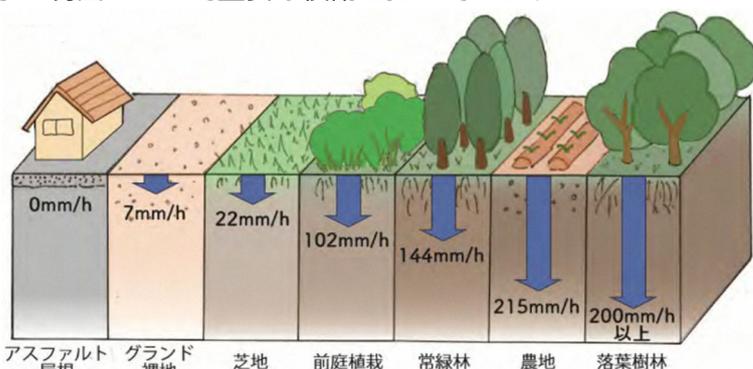
取組 4：地下水への影響の未然防止

- 地下水への影響が懸念される開発事業等については、事業者には「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」を周知し、ボーリング調査など必要な調査を求めるとともに、専門家から構成される「地下水保全会議[※]」による分析や審議を踏まえながら、影響の把握や対策のフィードバックを行います。

※ 地下水保全会議については「5章 推進体制・進行管理」（114 ページ）を参照。

取組 5：みどりの保全

- 市域面積の約 2 割を占める公園緑地や農地などの自然的な土地利用から構成される「みどり[※]」は、地下水の涵養（図- 17）や湧水の湧出において重要な役割を担っています。
- これらの「みどり」について、「小金井のみどりの基本計画」とも施策連携しながら、緑地保全地域（都指定）、環境保全緑地（市指定）等、法制度の適用によって引き続き保全を図っていきます。
- 法制度による担保が難しい場合も、開発地における新たな「みどり」の積極的な創出、農地面積の減少を緩和するための利活用策なども同時に進めていきます。



出典：島谷幸宏・飯田昌子ら「分散型水管理を通じた、風かおり、緑かがやく、あまみず社会の構築」（多世代・多様な人々で創るサステイナブルな社会～自然・文化・こころを未来へつなぐ～シンポジウム発表資料）より。

図- 17 土地利用と浸透能の関係

※ 「小金井のみどりの基本計画」（令和 3 年 3 月）では、緑や水のことを「みどり」と称しており、本計画もこれに合わせています。

取組 6：湧水や河川の生態系の保全

- はけの湧水やそれが注ぎ込む野川には、比較的きれいな水質を好むといわれる水生の生き物（カワモツク等の藻類、ムナグロナガレトビケラ、サワガニなど）が生息しています。河川や湧水の調査や、市民協働による保全活動を通じて、これらの生き物が生息できる環境を引き続き保全していきます。
- 湧水やそこに生息する生き物について、地域全体で守り育てていく機運を高めるため、きっかけづくりとなるイベント等を市民団体や教育機関と連携して検討・実施します。

7：水資源の有効利用

- 雨水を家庭等における分散型水資源として有効活用するとともに、大雨時の雨水流出抑制にも効果のある、雨水貯留施設（雨水タンク）の設置を推進します。
- あわせて、雨水貯留・浸透に関する取組の普及等を進めている市民団体・事業者・関係団体と連携し、雨水を利用するライフスタイルを発信します。また、本市の水資源・水利用に関する情報提供や節水行動の啓発により、節水行動を広めます。
- 雨水利用をテーマに活動する団体（→下コラム参照）や研究機関などと連携し、雨水利用に関する技術や政策で本市にも適用可能性があるものは、紹介や導入を積極的に進めます。



写真- 6 雨水タンクの例

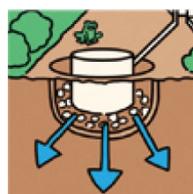
コラム：雨水を利用するライフスタイル

◆ 雨水を活かす知恵は、古代インダス文明のドーラビーラ遺跡の貯水池など、5,000 年以上前に遡ることができるといわれています¹。日本では、奈良時代に建立された東大寺の雨樋が、現存する最古の雨樋とされています。

◆ いつもの生活の中でいざというときに備えるという視点が大切です。雨水活用の方法には、①貯めて資源、②かえして涵養、③雨の庭づくり¹など、様々なものがあり、取組の支援を行う NPO もあります。



①貯めて資源



②かえして涵養



③雨の庭づくり

取組の参考にしてください！

〈雨水利用に役立つ資料など〉

- 1：「雨水活用のススメ～あなたの暮らしに雨水を～」（平成 31 年 3 月）
https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo_mizsei_tk1_000053.html
- 2：「雨水・再生水利用施設実態調査 事例集」（平成 27 年 2 月、国土交通省）
https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo_mizsei_tk1_000056.html
- 3：雨水ネットワーク <https://www.rain-net.jp/>
 → 雨水活用や雨を主とした水循環系の健全化等に関わる市民・企業・行政・学会等が形成する「緩やかな情報のプラットフォーム」で、インターネットでの情報発信のほか、全国大会などを展開。
- 4：NPO 法人雨水市民の会 <http://www.skywater.jp/>
 → 雨に学び、感謝し、雨を活かすことが当たり前になる社会を目指し、雨活学習プログラム、雨の絵本ひろばの事業を展開している。雨水活用施設の視察や、出前事業
- 5：NPO 法人雨水まちづくりサポート <https://amemachi.org/>
 → 日本建築学会の「雨水活用技術規準」作成に関わった専門家为主体となり設立された団体。「雨いえ」「雨にわ」「雨まち」づくりの技術的支援や、技術者の養成等を行っている。

視点 3…上手に利用する

取組 8：災害時における水資源の活用

- 「小金井市地域防災計画」とも施策連携しながら、震災や渇水時の水源としての震災対策用井戸※の指定や周知、防火用水としても機能する雨水貯留施設（雨水タンク）等、非常時に備えた水資源の活用体制を整えます。

※ 「小金井市震災対策用井戸に関する要綱」に基づき指定される、応急給水に供する井戸です。

- 防災や環境イベント等において、環境と防災の両面からの効果を PR し、設備の適切な維持管理、利用方法等の周知や訓練等を行い、非常時に水資源を活用できる体制をつくります。

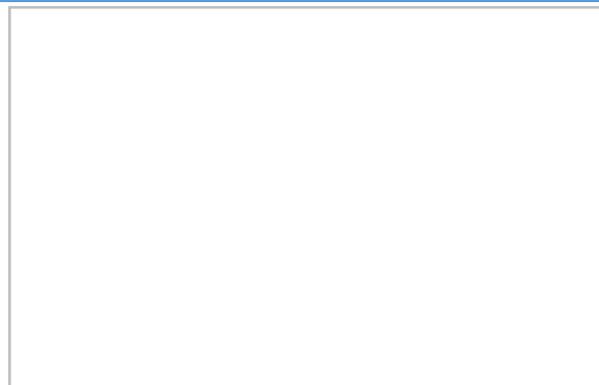


写真- 7 震災対策用井戸の例

視点 4…伝える・広げる

取組 9：啓発イベントや広報活動の積極展開

- 実際に自然に触れ・学んでもらうことで、地下水や湧水の保全・利用に対する市民の関心を高めるため、地下水や湧水の測定を市民参加型で行うなど、体験型イベント等を検討・実施します。実施にあたり、大学等の教育・研究機関、小金井市環境市民会議をはじめとする市民団体、環境事業や CSR 活動を展開する民間企業等との連携を強め、連携のネットワークを広げることで、イベントの量・質面での充実を図ります。
- また、活動の広報や周知においては、市がもつ広報媒体（広報、ホームページ、SNS 他）だけでなく、連携のネットワークを通じて広めることも含めて、効果的な周知を図ります。

視点 4…伝える・広げる

取組 10：多様な主体間の連携や流域単位での連携の推進

- 地下水及び湧水の保全・利用の取組は、行政（市）のみの力で実現されるものではないことから、あらゆる取組について、市民・市民団体・事業者・教育機関等、多様な主体との協働の可能性を追求し、取組を実施します。
- また、地下水や河川水の移動は市域で閉じているものではなく、流域単位で取組を進めることが重要であるため、上下流の近隣自治体における取組との連携が効果的かつ不可欠です。野川流域連絡会をはじめ、各種協議体を通じて、水循環に係る課題やデータ等の共有、流域全体での一斉調査等の広域的取組など、流域間連携を引き続き進めていきます。

第5章 推進体制及び進行管理

1) 推進体制

本計画に記載する各取組を進めるうえでは、市（行政）・市民・市民団体・事業者・教育機関等の各主体が連携・協働することが不可欠です。各主体は、本計画の4つの視点「知る・調べる」、「守る・育てる」、「上手に利用する」、「伝える・広げる」を共有し、「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」で示される責務や連携の考え方（下表）を踏まえ、お互いの強みを活かして積極的に連携・協働しながら進めるものとしします。

表-3 「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」で示される各主体の責務等

<p>市 の責務</p>	<p>第3条 市は、次に掲げるところにより、貴重な飲料水源及び自然環境資源である地下水及び湧水の保全に係る必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 地下水及び湧水を将来にわたって保全するために、総合的かつ計画的な施策を実施すること。</p> <p>(2) 市民及び事業者に地下水及び湧水の保全に関する情報を適切に提供し、意識の啓発を図るとともに、市が実施する地下水及び湧水の保全に関する施策に協力を求めること。</p> <p>第7条 市長は、地下水の水位、水質、流れ及び湧水の現況把握に努めるとともに、地下水影響工事に対する措置等について情報収集に努めるものとする。</p>
<p>市民 の責務</p>	<p>第6条 市民は、節水、緑地の保全等により自ら地下水及び湧水の保全に努めるとともに、市が実施する地下水及び湧水の保全に関する施策に協力するものとする。</p>
<p>事業者 の責務</p>	<p>第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、地下水及び湧水の保全のために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する地下水及び湧水の保全に関する施策に協力し、第21条に基づく指導[※]に従う責務を有する。</p> <p><small>※ 地下水影響工事に係る書類の提出、適正管理化学物質の使用実績の報告に応じない場合等における指導</small></p> <p>第5条 大口地下水利用者は、雨水の利用、地下水の涵養及び節水に必要な措置を講ずる責務を有する。</p>
<p>連携 の考え方</p>	<p>(市民団体等との連携)</p> <p>第18条 市、市民団体、公共的団体及び事業者は、地下水及び湧水の保全並びに現況把握、情報の収集等について連携し、相互に協力するものとする。</p> <p>(東京都及び関係地方公共団体との広域連携)</p> <p>第19条 市は、地下水の広域性、流動性等の自然要因にかんがみ、東京都及び関係地方公共団体との広域連携を緊密にするとともに、地下水涵養のために相互に働きかけるよう努めなければならない。</p>

2) 進行管理

ア) 進行管理の手法

本計画の全ての取組は「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」の規定（第 17 条）に基づき「第 3 次小金井市環境基本計画」の中に定められることから、庁内での効率的な進行管理の視点も考慮し、環境基本計画の進行管理のしくみを一部活用しながら、進行管理を行います（図- 18）。

具体的には、「環境基本計画推進本部」（事務局：環境政策課）による「小金井市環境保全実施計画」に基づく庁内施策の進捗状況の把握、「小金井市環境審議会」における地下水及び湧水の保全・利用に係る施策に対する外部評価などが該当します。

また、本計画独自に適用されるしくみとして、有識者等から構成される「小金井市地下水保全会議」による情報分析やアドバイス等を行います。

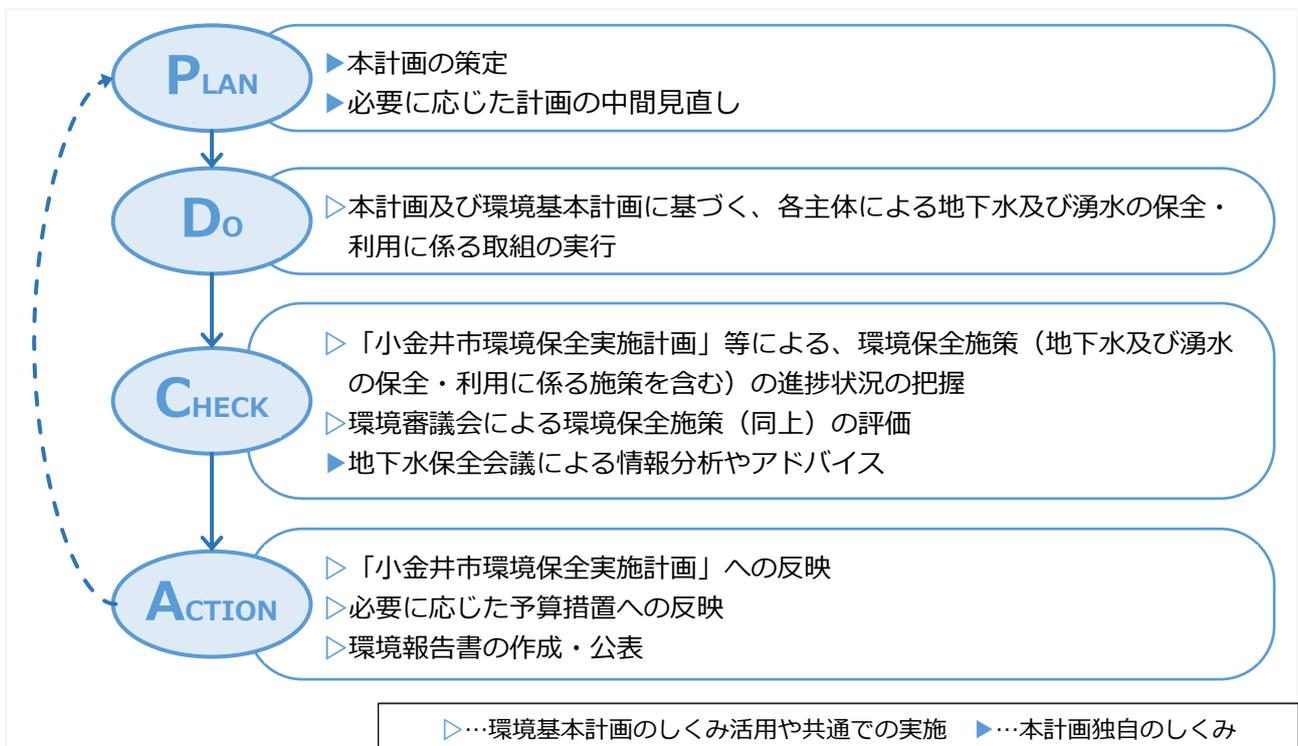


図- 18 本計画の進行管理

○環境基本計画推進本部

小金井市環境基本条例（第 24 条）に基づき設置される、庁内各部署を横断的につなぐ組織です。環境保全に関する施策[※]を総合的に推進し、調整するとともに、進捗状況の点検・評価を行います。

※ 「環境保全に関する施策」は、本計画対象である地下水及び湧水の保全・利用に係るものも含まれます。

○小金井市環境審議会

小金井市環境基本条例（第 26 条）に基づき、環境保全に関する重要な事項等を調査・審議する機関です。環境保全に関する施策[※]の点検評価に関しては、環境基本計画推進本部が実施した庁内の点検評価の報告を受け、これについての評価を行ったうえで、市長に対して提言等を行います。

※ 「環境保全に関する施策」は、本計画対象である地下水及び湧水の保全・利用に係るものも含まれます。

○地下水保全会議

「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」（第 8 条）に基づき設置される、有識者等から構成される機関です。地下水・湧水・水循環に関する専門的見地から、地下水等に関する情報分析や、地下水への影響が懸念される個別事業の審議、本計画の各取組に対するアドバイス等を行います。

イ) 進行管理の指標

計画に記載される各取組が着実に進んでいるかどうかを把握する指標として、進行管理の指標を設定します。各取組の実績などに関するデータであり、継続的に取得が可能であるものを中心に設定しました。

本計画は、環境基本計画の進行管理のしくみを活用することから、進行管理の指標も環境基本計画と共通のものを設定しています。

進行管理の指標（取組 1：地下水・湧水等のモニタリング）

指標名	現状	目標	把握頻度
市内の地下水位	過去 10 年間でほぼ一定	現状から低下しない※ ¹	毎年 1 回
湧水の水量	全地点（5 地点）の合計 ： 960 L/分（令和元年度）	現状から減少しない※ ¹	毎年 1 回※ ²
湧水の水質	①硝酸性窒素 ： 5.27～7.72mg/L ※ ³ ②トリクロロエチレン ： 定量下限値未満 ③テトラクロロエチレン ： 定量下限値未満 ④1-1-1-トリクロロエタン ： 定量下限値未満	左記項目につき全ての地点・回で地下水環境基準※ ⁴ を達成 ①10mg/L 以下 ②0.01mg/L 以下 ③0.01mg/L 以下 ④1mg/L 以下	毎年 1 回※ ⁵
野川の水質	①DO: 8.6～9.1mg/L（令和元年度） ※ ³ ②BOD: 0.5mg/L（令和元年度） ※ ³	左記項目につき全ての地点・回で河川水質環境基準（A 類型相当）を達成※ ⁶ ①7.5mg/L 以上、 ②2mg/L 以下	毎年 1 回※ ⁵

※¹ 地下水位や湧水量は雨量に影響されることから、単年度の測定値ではなく、毎年同時期の長期的な傾向で評価することを想定。

※² 湧水の水量は、年 2 回（6 月・12 月）の平均値で算出。

※³ 現況値は、当該年度の全ての測定値（地点及び回数）の最小～最大の幅である。

※⁴ 湧水に対する環境基準はないため地下水環境基準を適用する。基準値は次のとおり＜硝酸性窒素…10mg/L、トリクロロエチレン…0.01mg/L 以下、テトラクロロエチレン…0.01mg/L 以下、1-1-1-トリクロロエタン…1 mg/L 以下＞

※⁵ 評価は年 1 回だが調査結果は適宜報告を予定。

※⁶ 野川の水質調査項目は、①②以外も実施しているが、有機汚濁に着目して指標選定。また、本地点に適用される水質環境基準は D 類型であるが、現状値は、D 類型基準値よりも良好である A 類型相当であることから、A 類型相当を目標に設定。その基準値は次のとおり＜DO…7.5mg/L 以上、BOD…2mg/L 以下＞

進行管理の指標（取組 2：水循環や水環境を知るための情報整理）

※本取組については指標の設定はないが、地下水・湧水等の調査結果や、教育・研究機関、市民・市民団体・事業者などがもつ情報を共有・整理し知見の集積を進めることとする。

※なお、第 3 章で示した市域の水収支は、毎年の降雨量に大きく影響されることから、数年間の傾向を見る必要があります。そのため、毎年の進捗管理指標とはせず、計画の見直し時、水循環の現状に変化が生じた時など、必要なタイミングで推計することとする。

進行管理の指標（取組 3：住宅地等における雨水浸透の促進）

指標名	現状	目標	把握頻度
雨水浸透ますの設置数	76,373 基（累計値） 1,669 基（単年度値） （いずれも平成 29 年度）	毎年 1,500～2,000 基の範囲またはそれ以上※1	年 1 回
透水性舗装の新規導入量	透水性アスファルト 31m ² 透水性インターロッキングブロック 1,884m ² （いずれも令和元年度）	（設定しない※2）	年 1 回

※1 過去 10 年間（平成 20～29 年度）の実績（1,669～2,278 基）を踏まえ設定。

※2 単年度の実績予測が困難であるため目標値は設定しないが毎年度の把握は継続。

進行管理の考え方（取組 4：地下水への影響の未然防止）

※本取組については指標の設定はないが、地下水保全会議等の検討・審議を通じて、地下水及び湧水についての影響の未然防止の取組進捗を把握していく。

進行管理の指標（取組 5：みどりの保全）

指標名	現状	目標	把握頻度
緑被率※1	30.2%（令和元年度）	28%	次期みどりの基本計画策定時
公園・緑地面積※2	85.7ha（平成 30 年度）	現状維持	年 1 回
畑・田・山林面積	71.6ha（令和元年度）	（設定しない※3）	年 1 回

※1 「緑被率」の定義は「小金井すみどりの基本計画」によるもので、樹木・樹林地、草地、農地の割合である。

※2 「公園・緑地」の定義は「小金井すみどりの基本計画」によるもので、都市公園、特別緑地保全地区、公共緑地などが含まれ、緑被面積の約 25%を占める。

※3 単年度の実績予測が困難であるため目標値は設定しないが毎年度の把握は継続。

進行管理の指標（取組 6：湧水や河川の生態系の保全）

指標名	現状	目標	把握頻度
分流式下水道の整備延長（単年度）	汚水管：21,277m（令和元年度） 雨水管：15,104m（令和元年度）	（設定しない※1）	年 1 回

※1 単年度の実績予測が困難であるため目標値は設定しないが毎年度の把握は継続。

進行管理の指標（取組 7：水資源の有効利用）

指標名	現状	目標	把握頻度
市民 1 人あたり配水量	292 L/(人・日) （平成 29 年度）	現状より増えない	年 1 回

進行管理の指標（取組 8：災害時における水資源の活用）

指標名	現状	目標	把握頻度
雨水貯留施設（雨水タンク）設置基数（単年度）	2 件（令和元年度）	年間 10 件以上※	年 1 回
震災対策用井戸数	38 か所（令和元年度）	現状維持もしくは増加	年 1 回

※ 過去 10 年間（平成 20～29 年度）の実績（5～23 件）を踏まえ設定。

進行管理指標（取組 9：啓発イベントや広報活動の積極展開）

指標名	現状	目標	把握頻度
河川環境の保全に係る普及啓発イベント・講座の実施回数	クリーン野川作戦等イベント：1 回 公民館講座：1 回 （いずれも令和元年度）	現状維持以上	年 1 回

進行管理の指標（取組 10：多様な主体間の連携や流域単位での連携の推進）

※本取組については指標の設定はないが、市民、市民団体、事業者、教育機関、行政（周辺自治体・東京都・国など）の連携を進めていく。

第 3 次小金井市環境基本計画（案）

令和 2 年 12 月

連絡先：小金井市環境部環境政策課

住 所：〒184-8504 東京都小金井市本町六丁目 6 番 3 号

T E L : 042-387-9817 / F A X : 042-383-6577